

第5期松阪市障がい者計画

令和3年3月

松阪市

はじめに

この度、第5期松阪市障がい者計画を策定しました。令和3年度から、「自立と共生のまちづくり」を基本理念とした本計画に基づき、松阪市の障がい者福祉施策を一層推進していくこととなります。本計画の策定にあたり、熱心にご審議をいただいた松阪市障がい者計画策定委員会委員の皆様をはじめ、アンケート調査やパブリックコメントにご協力をいただいた多くの市民の方、団体・事業者の皆様に、心より感謝を申し上げます。



松阪市では、「明るいわ！楽しいわ！松阪やわ！」をキャッチフレーズに、新しく策定した松阪市総合計画を市政の舵取りの指針とするまちづくりを進めています。

本計画は、松阪市総合計画の基本計画に即した障がいのある方のための施策を取りまとめたものとなっています。

本計画策定にあたって実施したアンケートにおいて、「障がいへの正しい理解とすべての市民の権利の保障」、「すべての市民が安全・安心に暮らせるまちづくり」、「自立に向けた就労の促進と社会参画・交流の支援」の3つのテーマが課題として導き出されています。これを受け、障がいのある方が、自分らしく、生きがいを持って暮らしていくためには、どのような社会が求められるかを検討し、本市が取り組むべき基本的な施策の方針を本計画に決めました。

本計画では「差別・偏見のない社会づくり」、「安心して暮らせる環境づくり」、「自立と社会参加を進める環境づくり」の3つの基本目標を軸に、障がいのある方の意思決定をより重視し、地域におけるすべての市民の共生を願い、「自立と共生のまちづくり」に取り組んでいきます。

最後に、本計画を実現していくためには、市民の皆様、各種団体、事業者等と行政が一丸となって連携・協働し、各種施策を推進していく必要があると考えておりますので、引き続き、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年3月

松阪市長 **竹上 真人**

【目次】

第1部	計画の策定にあたって	1
第1章	計画策定の趣旨.....	3
第1節	計画策定の背景.....	3
第2節	計画の性質.....	4
第3節	計画の構成と期間.....	4
第4節	計画における障がい者の定義.....	5
第5節	障がい福祉に関する制度・施策の変遷.....	6
第2部	第5期松阪市障がい者計画	11
第1章	障がいのある人の現状.....	13
第1節	人口・世帯の推移.....	13
第2節	障がいのある人の動向.....	14
第2章	アンケート調査の結果.....	23
第1節	調査の概要（障がい者・障がい児・一般市民）.....	23
第2節	調査結果の概要.....	24
第3節	調査の概要（団体及び事業所等対象）.....	48
第4節	調査結果の概要.....	49
第3章	計画における課題.....	58
第4章	施策の展開.....	61
第1節	計画の基本理念.....	61
第2節	基本目標.....	61
第3節	施策体系.....	63
第5章	計画の推進.....	64
第1節	（基本目標1）差別・偏見のない社会づくり.....	64
第2節	（基本目標2）安心して暮らせる環境づくり.....	68
第3節	（基本目標3）自立と社会参加を進める環境づくり.....	76
第6章	計画の推進体制.....	86
第1節	関係機関との連携.....	86
第2節	計画の進行管理.....	86
第3部	資料編	87
1	松阪市障がい者計画策定委員会規則.....	89
2	松阪市障がい者計画策定委員会 委員名簿.....	91
3	用語解説.....	92

第1部 計画の策定にあたって

第1章 計画策定の趣旨

第1節 計画策定の背景

本市においては、「第1期松阪市障がい者計画」の策定以降、社会情勢の変化や国の動向等を踏まえつつ、障がい者施策の推進及び障害福祉サービスの充実を図ってきました。平成27年3月には「第4期松阪市障がい者計画」、平成30年3月には「第5期松阪市障がい福祉計画・第1期松阪市障がい児福祉計画」を策定しています。

障がい者施策をめぐる国においては、平成18年に国連総会で採択された「障害者の権利に関する条約」の締結以後、「障害者基本法」の一部改正、「障害者虐待防止法（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）」の施行、「障害者自立支援法」を改正した「障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）」の施行、「障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）」などの法整備を行ってきました。また、これら一連の国内法の整備を経て、平成26年1月に条約が批准され、障がい者の権利の実現に向けた取り組みが、一層強化されました。

一方で、平成28年5月に「障害者総合支援法」等のさらなる改正が行われるなど、今後も、障がい者に関する法律や制度は、その充実とともに、目まぐるしく変化していくことが想定され、法改正等は計画内容に大きく影響することから、これらの関連する法制度や計画と整合性をとりながら、長期的な方向性を決めていく必要があります。国が定めた「障害者基本計画（第4次）」では、基本理念として「共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援」を掲げています。障がい者本人による意思決定や社会参加についてより重きが置かれるようになっています。

本市においては、このような障がい者施策をめぐる近年の動向を踏まえつつ、実情に合わせた施策及び障害福祉サービスの提供に努めてきましたが、今後も引き続き市内に居住する障がいのある人がよりいきいきと暮らしていくために、法制度や社会情勢の変化を見定めつつ、対応していく必要があります。

「第4期松阪市障がい者計画」及び「第5期松阪市障がい福祉計画・第1期松阪市障がい児福祉計画」が令和2年度末をもって計画期間を満了することから、本市の障がい者を取り巻く現況を整理しつつ、障がい福祉制度における変更や障害者総合支援法及び障害者基本法の改正等に対応した新たな「第5期松阪市障がい者計画」及び「第6期松阪市障がい福祉計画・第2期松阪市障がい児福祉計画」を策定します。本計画は本市の最上位計画である「松阪市総合計画」との整合性を確保するとともに、「松阪市地域福祉計画」等福祉分野における他の関連計画との調和を図ります。

第2節 計画の性質

本計画は「障害者基本法」の規定に基づき、障がい者関係団体、NPO等民間団体、事業者、地方公共団体等との連携・協力を得て作成する、障がい者のための施策に関する基本的な計画（＝障がい者計画）と「障害者総合支援法」の規定に基づいて作成するサービス提供体制の確保に関する計画（＝障がい福祉計画）及び「障がい福祉計画」と一体のものとして作成する「障がい児福祉計画」を合わせ、相互に調和のとれた計画として策定するものです。

第3節 計画の構成と期間

本計画は3つの個別計画から構成されており、それぞれの計画期間は以下のとおりです。「第2期松阪市障がい児福祉計画」は「第6期松阪市障がい福祉計画」と一体の計画として策定します。

■本計画の構成■

策定する計画	計画期間	計画の概要
第5期松阪市障がい者計画	令和3～8年度 (6年間)	障害者基本法第11条第3項に規定される「市町村障害者計画」として策定するもの。 障がい者が地域の中でともに暮らす社会を実現するために、市町村が地域における行政の中核機関として、都道府県等の支援を受けながら、市町村に配置されている福祉施設等のサービス機関、国や都道府県の所管する機関などと総合的に連携体制を構築するための計画。
第6期松阪市障がい福祉計画	令和3～5年度 (3年間)	障害者総合支援法第88条に規定される「市町村障害福祉計画」として策定するもの。 障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的とする。
第2期松阪市障がい児福祉計画		児童福祉法第33条の20に規定される「市町村障害児福祉計画」として策定するもの。 障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正により策定が求められるものであり、障がい福祉計画と一体のものとして策定する。

「障がい者計画」は本市の障がい者施策の基本計画としての機能を有しています。

「障がい福祉計画」は「障がい者計画」に記載される生活支援における障害福祉サービス等に関する“3年間の実施計画”として位置づけられるものです。

また、障害者総合支援法第88条第6項に基づき、障がい福祉計画は障がい者計画等の障がい者の福祉に関する事項を定める計画等との調和を図っています。

■障がい者計画と障がい福祉計画（障がい児福祉計画）の性格■

障がい者計画

- 障害者基本法（第11条第3項）に基づく、障害者のための施策に関する基本的な事項を定める基本計画
- 多分野にわたる計画（広報啓発、相談・情報提供、保健・医療・福祉サービス、教育、雇用・就業、スポーツ・レクリエーション・文化活動、バリアフリー・福祉のまちづくり、防犯・防災対策 など）

障がい福祉計画

- 障害者総合支援法（第88条）に基づく、障害福祉サービス等の確保に関する実施計画
- 各年度における障害福祉サービス・相談支援の種類ごとの必要量の見込み、及び確保の方策、地域生活支援事業の実施に関する事項等を定める計画

障がい児福祉計画

- 児童福祉法（第33条の20）に基づく、障害児福祉サービス等の確保に関する実施計画
- 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する計画

第4節 計画における障がい者の定義

本計画における「障がい者」の定義は以下に示すとおりです。また、表記については、法律で定められている名称等に含まれる場合等は、「障害」と、それ以外は「障がい」に統一されています。

■本計画における障がい者等の概念■

- 『障害者』とは、障害者基本法第2条第1号に規定する「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」をいいます。難病患者（難病¹等に起因する障害があるため継続的に日常生活又は社会生活に著しい支障のある者）もこの定義の『障害者』に含まれます。なお、『発達障害』とは、発達障害者支援法第2条第1項に規定する「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害」をいいます。

[補説]『社会的障壁』とは、障害者基本法第2条第2号に規定する「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営むうえで障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの」をいいます。

¹ 資料編「用語解説」を参照。

第5節 障がい福祉に関する制度・施策の変遷

我が国においては、障害者自立支援法の施行（平成18年）から、障がい者福祉の拡充のための様々な制度改正や環境整備等が進められてきました。平成26年には障害者権利条約が批准され、平成28年には障害者差別解消法の施行、障害者雇用促進法の一部改正など、障がい者に関する法律や制度は目まぐるしく変化しています。

こうした制度の変更や社会情勢の変化に対応しつつ、本市に居住する障がいのある人が住み慣れた地域で生きがいを持って自分らしい生活を送ることができるよう、関係団体や事業者などとの連携を図っていく必要があります。

(1) 「障害者基本法」の改正

障がいの有無に関わらず、等しく基本的人権を享有する個人として尊重されるものであるという理念にのっとり、すべての人が相互に人格と個性を尊重する「共生社会」を実現することを目的に、「障害者基本法」が改正され、平成23年8月から施行されました。

また、“障害者”の定義が見直され、制度や慣行、観念などを含む「社会的障壁により日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とする定義が追加されるとともに、そのような社会的な障壁を取り除くための配慮を求めています。これらをもとに、地域社会での生活の選択の機会、意思疎通の手段の選択の機会、ともに学ぶ教育、雇用の安定と促進など、あらゆる場面における差別の禁止と合理的配慮²のための方向性が定められています。

(2) 「障害者総合支援法」の改正

障がい福祉施策については、障がいのある人の地域における自立³した生活を支援する「地域生活支援」を主題に、身体障がい、知的障がい及び精神障がいそれぞれについて、市町村を中心にサービスを提供する体制の構築に向けて必要な改正が行われてきました。

まず、平成15年4月1日から施行された「支援費制度」によって、サービスのあり方をそれまでの「措置」から「契約」に大きく変え、自己決定の尊重や、利用者本位の考え方が明確になりました。続いて、平成18年4月1日から施行された障害者自立支援法によって、身体障がいのある人及び知的障がいのある人に加え、「支援費制度」の対象となっていなかった精神障がいのある人も含めた一元的な制度を確立するとともに、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応し、また、障がいのある人が必要な障害福祉サービスや相談支援を受け、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、福祉施策や事業体系の抜本的な見直しが行われました。その後、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」とする内容を含む「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」が成立し、平成25年4月1日から施行（一部、平成26年4月1日施行）されました。また、制度の谷間のない支援を提供する観点から、「障害者」の定義に新たに難病患者等（難

² 資料編「用語解説」を参照。

³ 資料編「用語解説」を参照。

病等に起因する障害があるため継続的に日常生活又は社会生活に著しい支障のある者)を追加し、障害福祉サービス等の対象とされることになりました。

さらに、「障害者総合支援法」の附則で規定された施行後3年(平成28年4月)を目途とする見直しにより、障害福祉サービス及び障害児通所支援の拡充等を内容とする「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案」が平成28年5月に成立しています。

平成28年の改正では、障がいのある人が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢の障がいのある人による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障がいのある子どもへの支援ニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等が行われています。

■障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律(概要)■

1. 障害者の望む地域生活の支援
 - ①地域生活を支援する新たなサービス(自立生活援助)の創設
 - ②就労定着に向けた支援を行う新たなサービスの創設
 - ③重度訪問介護の訪問先の拡大
 - ④高齢の障害のある人への介護保険サービスの円滑な利用
2. 障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応
 - ①居宅訪問により児童発達支援を提供するサービスの創設
 - ②保育所等訪問支援の対象の拡大
 - ③医療的ケア⁴を要する障害のある子どもに対する支援
 - ④障害のある子どもへのサービス提供体制の計画的な構築(障害児福祉計画の策定)
3. サービスの質の確保・向上に向けた環境整備
 - ①補装具費の支給範囲の拡大(貸与の追加)
 - ②障害福祉サービス等の情報公表制度の創設
 - ③自治体による調査事務・審査事務の効率化

(3) 発達障害者支援法の改正

「発達障害者支援法」の施行から約10年が経過し、時代の変化に対応したよりきめ細かな支援の必要性から、「発達障害者支援法の一部を改正する法律」が平成28年5月に成立し、同年8月1日から施行されました。この改正では、発達障がいのある人の支援のより一層の充実を図るため、目的規定及び“発達障害者”の定義の見直し、基本理念の新設、国及び地方公共団体の責務の規定、国民に対する普及及び啓発等のほか、発達障がいのある人の支援のための施策について、発達障がいのある人の教育、就労、地域における生活等に関する支援、権利利益の擁護、司法手続きにおける配慮、発達障がいのある人の家族等の支援を強化することが規定されています。

⁴ 資料編「用語解説」を参照。

(4) その他の障がい者施策をめぐる近年の動き

①「障害者虐待防止法」の施行

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」が平成23年6月に成立し、平成24年10月1日から施行されました。この法律において虐待とは、養護者によるもの、障がい者福祉施設従事者などによるもの、使用者によるものがあり、その類型としては、身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、経済的虐待、ネグレクト(放置・怠慢)の行為すべてが含まれています。また、市町村において虐待の早期発見と防止策を講じる責務を明記するとともに、発見者には市町村への通報義務が課せられています。

②「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」の施行

障がいのある人が自立した生活を送るうえで、就労により経済的な生活基盤を確保することは重要な要素の1つです。そこで平成25年4月1日に「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」が施行され、地方公共団体等においては、毎年度、障害者就労施設等からの物品等の調達目標を含めた調達方針を策定・公表することが義務付けられました。本市では、障害者就労施設等からの提供可能な役務・物品と全庁各部署の需用の調整を図り、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るとともに、調達結果を市のWebサイトで公表しています。

③「障害者雇用促進法」の改正

「障害者の雇用の促進等に関する法律(障害者雇用促進法)」が平成25年6月に改正され、平成28年4月1日から(一部は、平成25年6月または平成30年4月から)施行されました。

この改正により、新たに次の事項が定められています。

○障害者の範囲の明確化 [平成25年6月19日施行]

○障害者に対する差別の禁止及び合理的配慮の提供義務
[平成28年4月1日施行]

○法定雇用率の算定基礎の見直し [平成30年4月1日施行]

また、令和元年度にも改正が行われ、障がい者の雇用を一層促進するため、事業主に対する短時間労働以外の労働が困難な状況にある障がい者の雇入れ及び継続雇用の支援、国及び地方公共団体における障がい者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置を講ずることとしています。

④「障害者差別解消法」の施行

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が平成25年6月成立し、平成28年4月1日から施行されました。この法律においては、障害者基本法に定めた差別の禁止と合理的な配慮の規定を具体化するため、国・地方自治体などにおける障がいを理由とする差別的取扱いの禁止や、合理的配慮の不提供の禁止、差別解消に向けた取り組みに関する要領を定めることなどが規定されています。

⑤「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の施行

「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が平成30年6月成立し、同月13日から施行されました。この法律は、障がいのある人が、文化芸術を鑑賞・参加・創造できるための環境整備や、そのための支援を促進することを目的とした法律です。具体的には、施設のバリアフリー⁵化や情報保障といった、障がいのある人が文化芸術を鑑賞しやすくする取り組みや、作品を発表できる機会の確保、著作権の保護、高い評価を受けた作品の販売・発信に関する支援などが内容として含まれています。

⁵ 資料編「用語解説」を参照。

■障がい福祉に関する国と松阪市の動向■

年	国	松阪市					
H18	◇ 障害者自立支援法の施行 ◇ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行	障害者基本計画（第2次）	重点施策実施5か年計画	第2期松阪市障がい者計画	第1期松阪市障がい福祉計画		
H19	◇ 障害者権利条約署名				重点施策実施5か年計画	第2期松阪市障がい福祉計画	
H20	◇ 児童福祉法の改正		障害者基本計画（第3次）			第3期松阪市障がい者計画	第3期松阪市障がい福祉計画
H21							
H22							
H23	◇ 障害者基本法の一部を改正する法律の施行	障害者基本計画（第3次）	重点施策実施5か年計画	第4期松阪市障がい者計画	第4期松阪市障がい福祉計画		
H24	◇ 障害者虐待防止法の施行						
H25	◇ 障害者総合支援法の施行 ◇ 障害者優先調達推進法の施行 ◇ 成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律の施行						
H26	◇ 障害者権利条約の批准						
H27	◇ 難病の患者に対する医療等に関する法律の施行	障害者基本計画（第4次）		第5期松阪市障がい者計画	第5期松阪市障がい福祉計画 第1期松阪市障がい児福祉計画		
H28	◇ 障害者差別解消法の施行 ◇ 発達障害者支援法の改正 ◇ 障害者雇用促進法一部改正の施行						
H29							
H30	◇ 障害者総合支援法、児童福祉法の改正 ◇ 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の施行	障害者基本計画（第4次）					
R1	◇ 障害者雇用促進法の改正						
R2							

第2部 第5期松阪市障がい者計画

第1章 障がいのある人の現状

第1節 人口・世帯の推移

(1) 人口の推移

本市の人口は減少局面にあり、平成28年の167,047人から令和2年には162,867人と、5年間で4,000人あまりの減少がみられます。一方で高齢者人口は増加傾向が続いており、令和2年には48,204人、高齢化率（総人口に占める高齢者の割合）は29.6%となっています。今後も人口減少と高齢化はさらに進むことが予測されます。

■総人口と年齢区分別人口の推移■

単位：人、%

		平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
18歳未満	人口	26,634	26,228	25,770	25,382	24,873
	(構成比)	15.9	15.8	15.6	15.5	15.3
18～64歳	人口	94,005	92,727	91,728	90,824	89,790
	(構成比)	56.3	55.9	55.6	55.4	55.1
65歳以上	人口	46,408	46,963	47,542	47,883	48,204
	(構成比)	27.8	28.3	28.8	29.2	29.6
総人口		167,047	165,918	165,040	164,089	162,867

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

■総人口と年齢区分別人口の推移■

単位：人



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 世帯の推移

世帯数の推移をみると、近年は微増で推移しています。1世帯当たりの平均世帯人員は人口減少と世帯数の増加に伴って減少傾向が続いており、令和2年では2.20人となっています。

■世帯数の推移■

単位：人、世帯

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
総人口	167,047	165,918	165,040	164,089	162,867
世帯数	72,286	72,596	73,117	73,535	73,923
平均世帯人員	2.31	2.29	2.26	2.23	2.20

資料：住民基本台帳（各年 4 月 1 日現在）

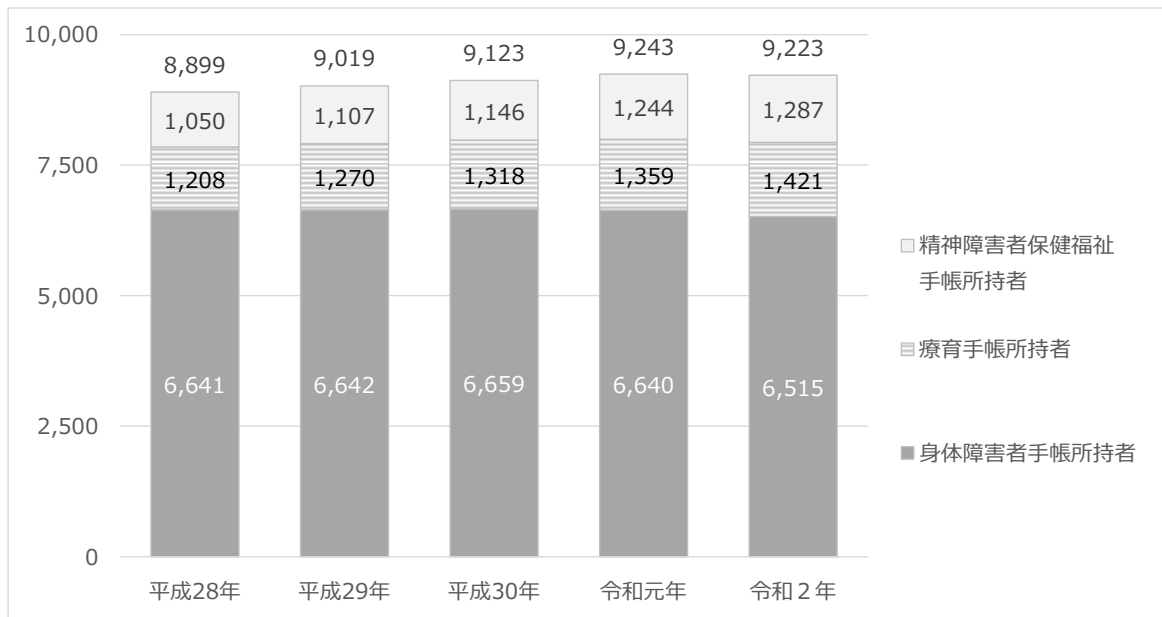
第 2 節 障がいのある人の動向

(1) 手帳所持者の推移

本市における障がい者の手帳所持者数（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者（重複含む））は、令和2年4月1日現在で9,223人となっており、高止まり傾向で推移しています。手帳種別にみると、身体障害者手帳の所持者が最も多く、6,000人台で推移していますが、やや減少傾向がうかがえます。療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者はともに増加傾向にあります。

■手帳所持者数の推移■

単位：人



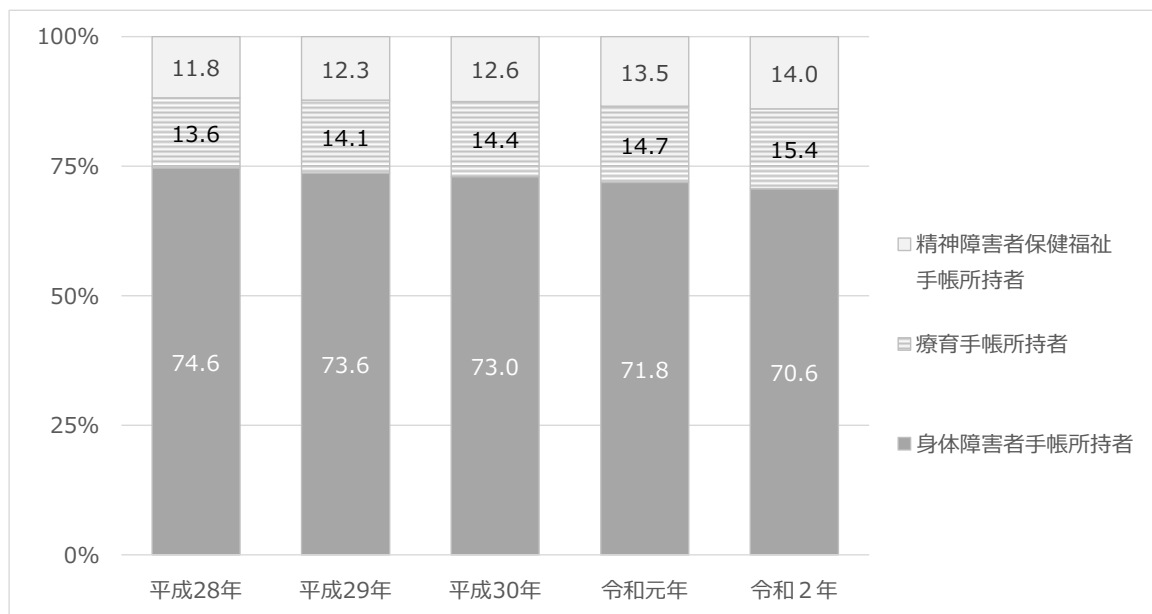
資料：松阪市障がい福祉課（各年 4 月 1 日）

それぞれの手帳所持者数について、手帳所持者全体に占める割合をみると、身体障害者手帳所持者は平成28年には74.6%であったのに対し、令和2年には70.6%まで低下しています。

一方で、精神障害者保健福祉手帳所持者と療育手帳所持者はともに上昇傾向にあり、令和2年にはそれぞれ14.0%、15.4%を占めています。

■手帳別に見た手帳所持者全体に占める割合の推移■

単位：%



資料：松阪市障がい福祉課（各年4月1日）

身体障害者手帳所持者の年齢構成をみると、令和2年における18歳未満の人数は146人と、身体障害者手帳所持者の約2.2%となっており、ほとんどを18歳以上の身体障がい者が占めていることがわかります。

さらに、療育手帳所持者数についてみると、18歳未満、18歳以上ともに増加していることがわかります。

■手帳所持者数の年齢別推移（精神障害者保健福祉手帳所持者を除く）■

単位：人

		平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
身体障害者手帳所持者	18歳未満	139	140	140	146	146
	18歳以上	6,502	6,502	6,519	6,494	6,369
	計	6,641	6,642	6,659	6,640	6,515
療育手帳所持者	18歳未満	290	303	315	326	356
	18歳以上	918	967	1,003	1,033	1,065
	計	1,208	1,270	1,318	1,359	1,421

資料：松阪市障がい福祉課（各年4月1日現在）

(2) 身体障がい者（児）の状況

身体障害者手帳所持者数を障がいの等級別にみると、どの等級においても横ばいあるいは微減で推移していることがわかります。

■身体障害者手帳所持者数（等級別）の推移■

単位：人

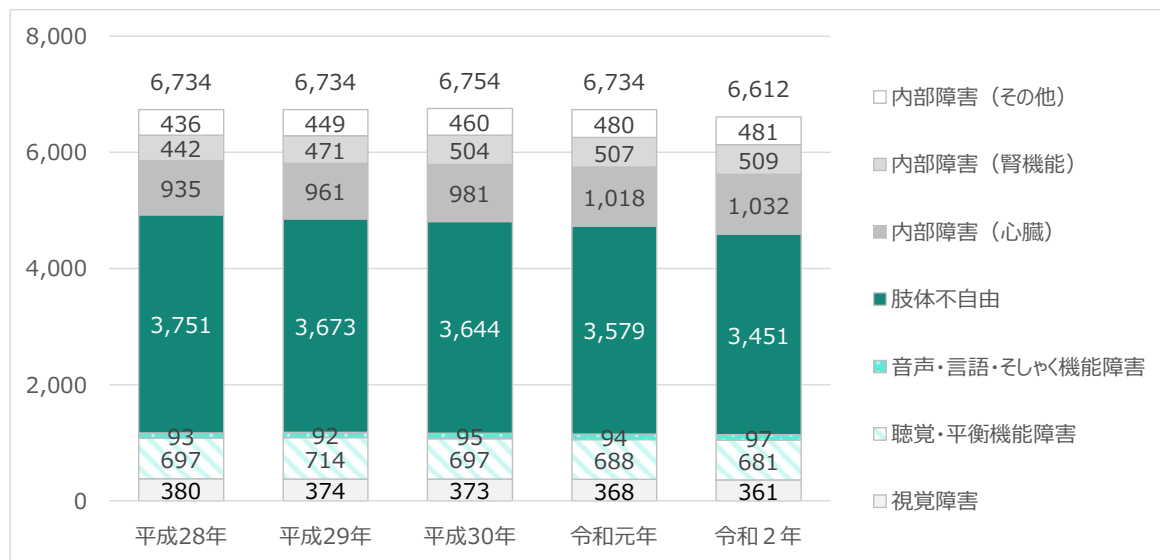


資料：松阪市障がい福祉課（各年4月1日）

また、障がいの部位別に手帳所持者数をみると、最も人数が多いのは「肢体不自由」で、令和2年においては3,451人と、身体障害者手帳所持者数のうち、約52.2%を占めています。「内部障害⁶（心臓）」、「内部障害（腎機能）」はやや増加傾向がみられます。

■身体障害者手帳所持者数（障がいの部位別）の推移■

単位：人



資料：松阪市障がい福祉課（各年4月1日）

※障がいの部位が重複するケースがあるため、身体障害者手帳所持者数の合計と一致しない。

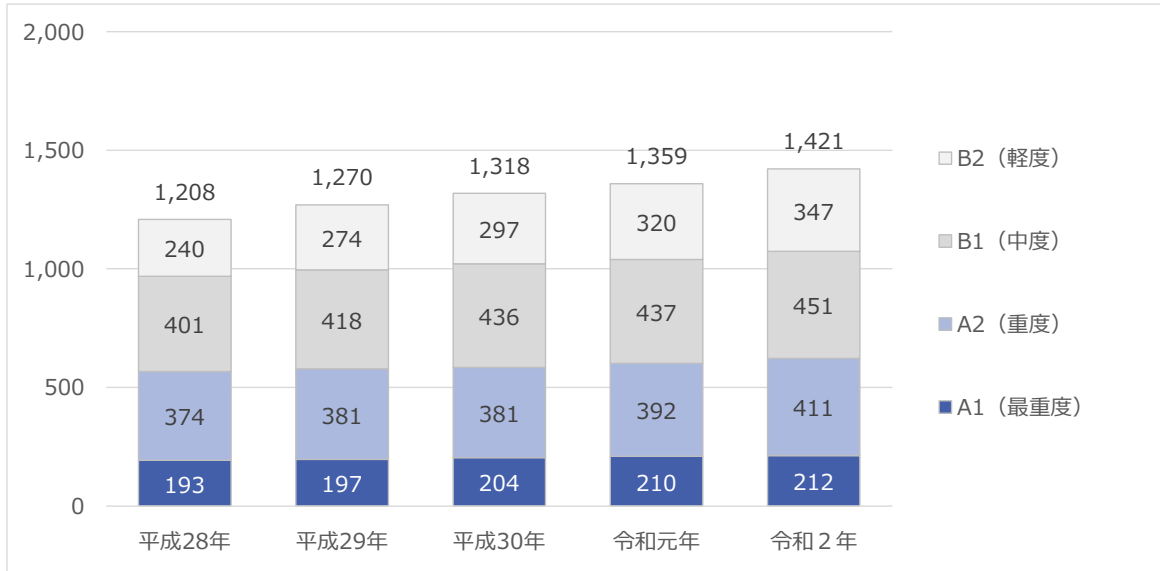
⁶ 資料編「用語解説」を参照。

(3) 知的障がい者（児）の状況

本市に居住する療育手帳所持者数の推移を障がいの等級別にみると、「A1（最重度）」が最も少なく、令和2年においては212人となっています。「B2（軽度）」は他と比べて大きく増加しており、平成28年から令和2年にかけて100人以上の増加がみられます。

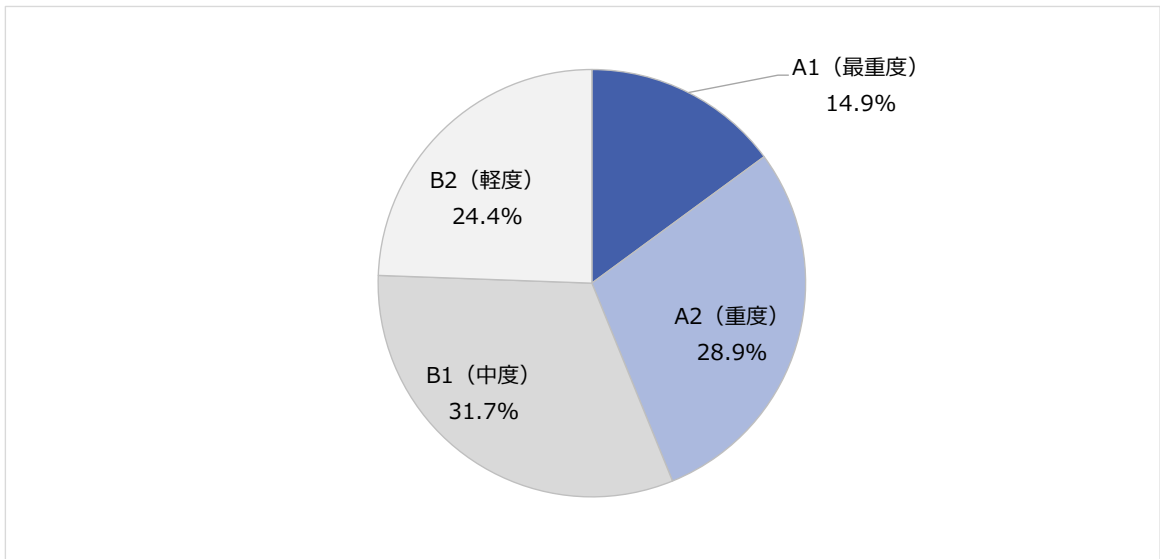
■療育手帳所持者数（等級別）の推移■

単位：人



資料：松阪市障がい福祉課（各年4月1日）

■療育手帳所持者の等級別割合（令和2年）■



資料：松阪市障がい福祉課（4月1日）

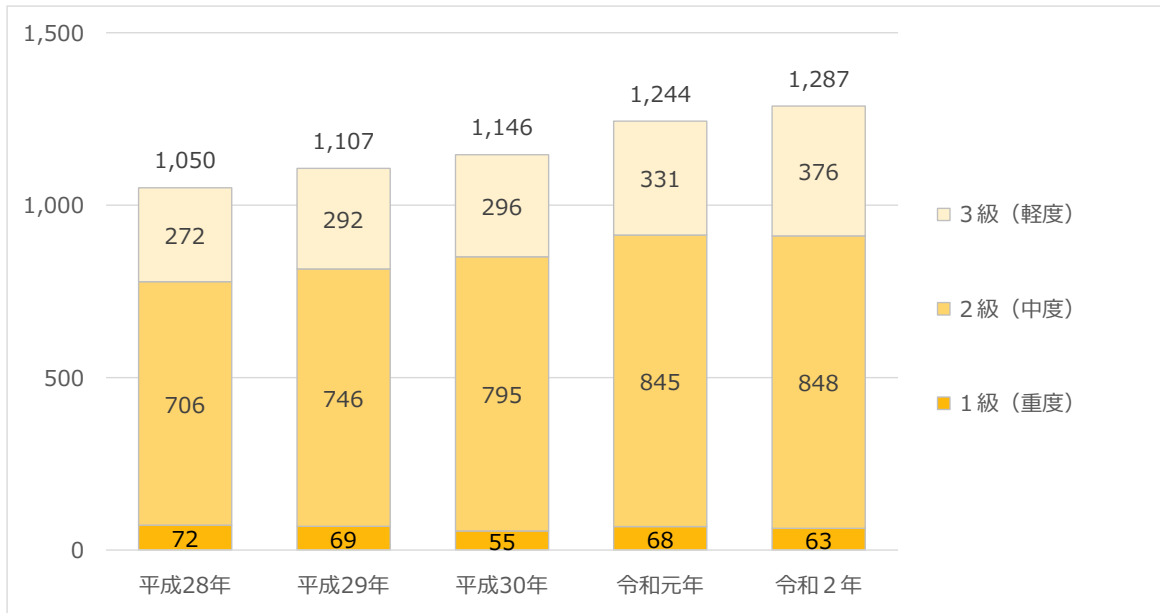
(4) 精神障がい者（児）の状況

本市に居住する精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移を等級別にみると、「1級（重度）」は横ばいで推移していますが、「2級（中度）」、「3級（軽度）」は増加傾向にあります。

また、令和2年の精神障害者保健福祉手帳所持者の割合は、「2級（中度）」が65.9%を占めています。

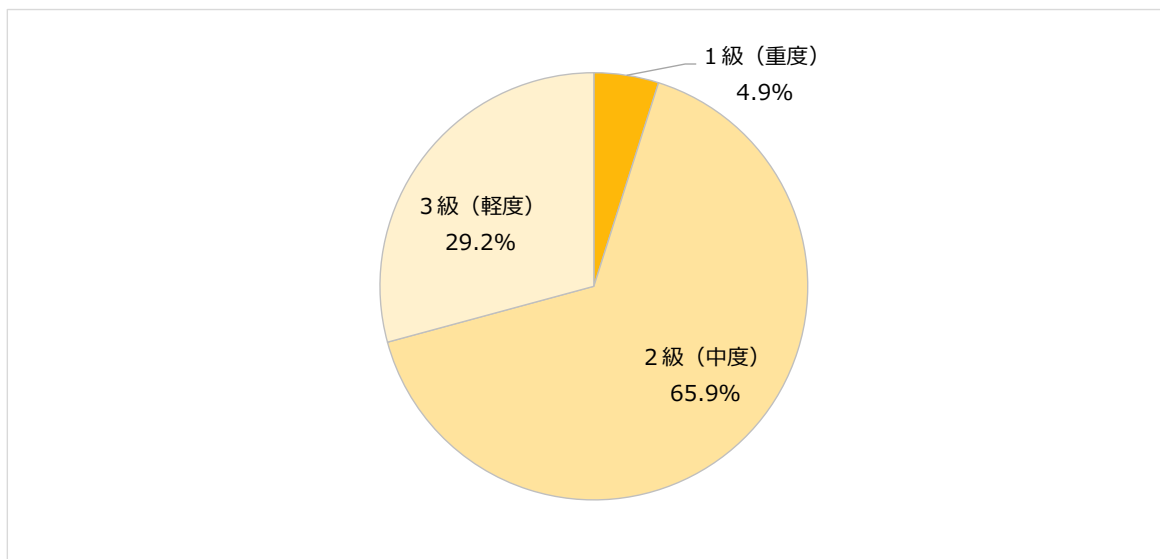
■精神障害者保健福祉手帳所持者数（等級別）の推移■

単位：人



資料：三重県松阪保健所（各年4月1日）

■精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別割合（令和2年）■



資料：三重県松阪保健所（4月1日）

(5) 難病患者などの状況

発病の機構が明らかではなく、治療方法が確立していない疾病は「難病」と呼ばれます。令和元年7月1日より難病医療費助成制度の対象疾病が333疾病に拡大され、難病患者の医療機関の利用にかかる費用の負担軽減制度がさらに充実されました。

本市に居住する難病患者登録者数の推移をみると、1,200人前後でほぼ横ばいとなっています。

■難病患者登録者数の推移■

単位：人

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
難病患者登録者数	1,152	1,229	1,304	1,186	1,229

資料：三重県松阪保健所（各年4月1日）

※平成26年5月の難病法改正に伴い、難病医療費助成制度に重症度分類や高額医療等による認定基準による認定が設けられ、平成30年実績までは経過措置により旧制度が適用されていましたが、令和元年から新しい制度の適用となり、令和元年度の認定者数が減少しています。

また、特定の疾患については、特定疾患治療研究事業を推進することにより、医療の確立、普及を図るとともに、患者の医療費の一部を公費負担し、その負担の軽減を図っています。医療受給者証所持者数の推移をみると、横ばいで推移しています。

■医療受給者証所持者数の推移■

単位：人

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
特定疾患治療研究費受給者数	4	2	2	1	0
うち特定疾患重症患者認定者数	4	2	2	1	0
小児慢性特定疾患治療研究費受給者	165	173	156	163	177
合計	173	177	160	165	177

資料：三重県松阪保健所（各年4月1日）

■（参考）特定疾患治療研究事業の対象となる疾患■

対象疾患
(1) スモン (2) 難治性の肝炎のうち劇症肝炎 (3) 重症急性膵炎 (4) プリオン病（ヒト由来乾燥硬膜移植によるクロイツフェルト・ヤコブ病に限る。） (5) 重症多形滲出性紅斑（急性期） ※「重症多形滲出性紅斑（急性期）」に罹患している方は、平成27年1月1日以降は新たな医療費助成制度の対象となります。ただし、現在有効な受給者証をお持ちの方は、その有効期間内は「特定疾患治療研究事業受給者証」を使用できます。

資料：三重県 Web サイトより作成。

(6) 障害支援区分の認定状況

障害福祉サービスを利用するためには、「障害支援区分」の認定を受けることが必要になる場合があります。「障害支援区分」は必要とされる支援の度合を総合的に示すもので、数字が大きくなるほど多くの支援を要することを示しています。

本市における障害支援区分の認定者の推移は以下のとおりです。「区分2」と「区分3」、「区分6」の認定者が多くなっています。

■障害支援区分認定者数の推移■

単位：人

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
区分 1	34	35	35	32	27
区分 2	214	232	245	262	260
区分 3	208	220	236	238	254
区分 4	179	189	188	189	191
区分 5	133	138	134	135	136
区分 6	283	278	282	279	273
合計	1,051	1,092	1,120	1,135	1,141

資料：松阪市障がい福祉課（各年 4 月 1 日）

(7) 保育園等における特別な支援を要する児童の対応状況

障がい児保育の実施状況についてみると、保育園では毎年100人を超える障がい児の受け入れを行っているほか、令和2年からは保育園から保育所型認定こども園となった施設でも引き続き受け入れを行っています。

また、児童クラブでも20人前後の受け入れを行っており、今後も加配職員の確保を含めた保育施設等での受け入れ体制の充実が求められます。

■特別な支援を必要とする児童数と加配職員数の推移■

単位：人

		平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
保育所	児童	114	128	131	123	120
	加配職員	72	74	76	74	67
認定こども園	児童	—	—	—	—	5
	加配職員	—	—	—	—	4
児童クラブ	児童	19	22	23	19	20
	加配職員	14	14	16	13	12
合計	児童	133	150	154	142	145
	加配職員	86	88	92	87	83

資料：松阪市こども未来課・生涯学習課（各年 4 月 1 日）

(8) 就学の状況

小学校と中学校に設置されている特別支援学級については以下のとおりです。小学校の特別支援学級に通う児童数は大幅に増加しており、設置されている特別支援学級数も増加しています。中学校は学級数、生徒数ともに横ばいとなっています。

■特別支援学級の学級数と児童生徒数の推移■

単位：学級、人

		平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
小学校	学級	68	72	75	80	80
	児童	259	270	315	333	363
中学校	学級	21	23	23	23	23
	生徒	87	102	111	125	119

資料：松阪市学校支援課（各年 5 月 1 日）

(9) 経済的支援の受給状況

経済的支援の受給状況は以下のとおりです。「障害児福祉手当」と「特別児童扶養手当」の受給者数が増加傾向にあり、障がい児の増加がうかがえます。

■各種経済的支援受給者数等の推移■

単位：人

		平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
特別障害者手当	受給者	218	226	213	207	207
障害児福祉手当	受給者	112	119	116	118	119
特別児童扶養手当	受給者	402	401	400	416	424
心身障害者扶養共済 制度加入等の実績	加入者	8	7	6	6	6
	受給者	51	51	54	47	47

資料：松阪市障がい福祉課（各年 4 月 1 日）

また、自立支援医療⁷の受給者数は以下のとおりとなっています。受給者数全体では増加傾向にあり、特に「精神通院医療」の受給者数が大きく増加しています。

■自立支援医療受給者数の推移■

単位：人

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
更生医療	151	145	141	144	147
育成医療	102	135	118	90	75
精神通院医療	2,102	2,175	2,219	2,344	2,491
合計	2,355	2,455	2,478	2,578	2,713

資料：松阪市障がい福祉課（各年 4 月 1 日）

⁷ 資料編「用語解説」を参照。

第2章 アンケート調査の結果

第1節 調査の概要（障がい者・障がい児・一般市民）

松阪市内に居住する障がい者（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持する市民）と障がい児の保護者、一般市民を対象に、アンケート調査を実施しました。調査対象や調査方法等の実施概要は以下に示すとおりです。

■調査の実施概要■

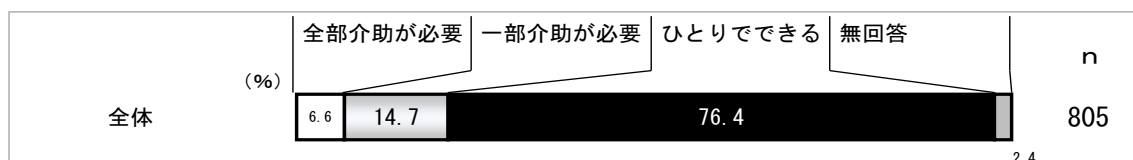
項目	障がい者対象	障がい児対象	一般市民
調査対象	18歳以上の障害者手帳所持者及び難病患者	18歳未満の障害者手帳所持者の保護者及び18歳未満の障害福祉サービスの利用者の保護者	20歳以上の一般市民
配布数	1,600票	400票	1,000票
有効回収数	805票	178票	446票
有効回収率	50.3%	44.5%	44.6%
抽出法	無作為抽出		
調査方法	郵送法		
調査時期	令和2年2月		
調査地域	松阪市全域		

第2節 調査結果の概要

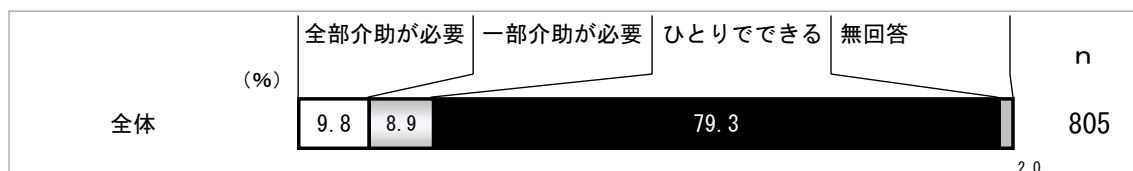
(1) 日常生活における介助の状況

障がい者を対象に、日常生活における介助の必要性をたずねたところ、「一部介助が必要」・「全部介助が必要」という回答が比較的多かったのは「外出」や「お金の管理」、「家族以外の人との意思疎通」となっています。

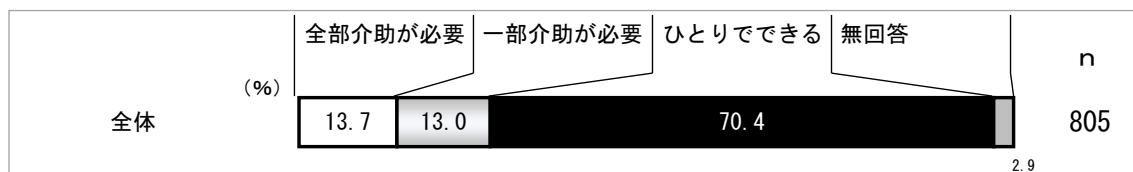
■日常生活における介助の必要性（食事）（障がい者）■



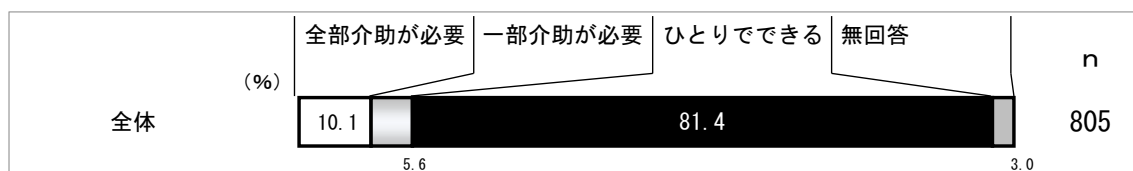
■日常生活における介助の必要性（トイレ）（障がい者）■



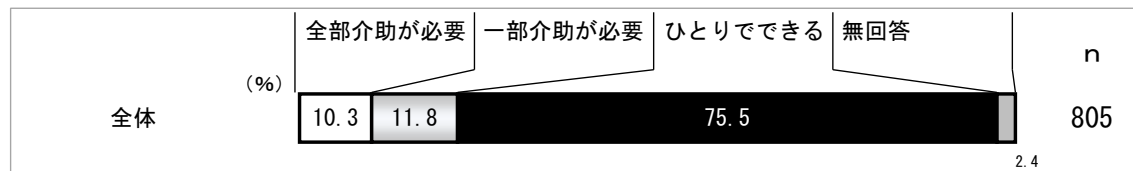
■日常生活における介助の必要性（入浴）（障がい者）■



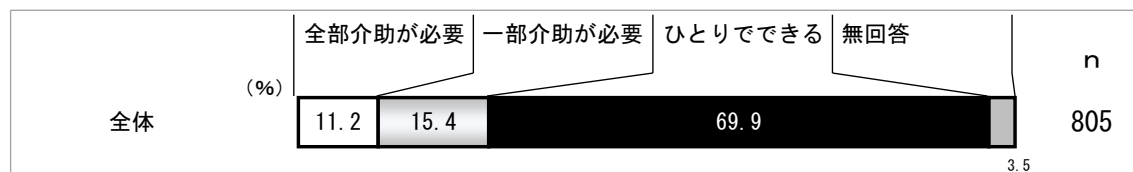
■日常生活における介助の必要性（歯磨き）（障がい者）■



■日常生活における介助の必要性（衣服の着脱）（障がい者）■



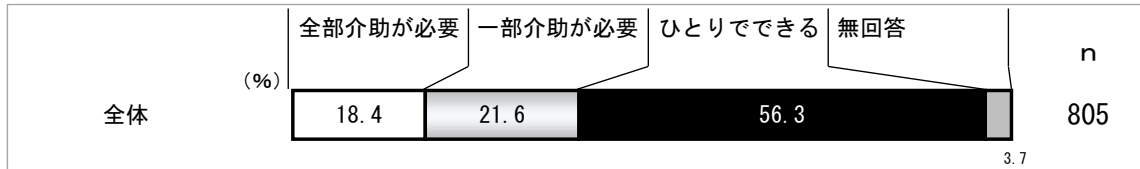
■日常生活における介助の必要性（身だしなみ）（障がい者）■



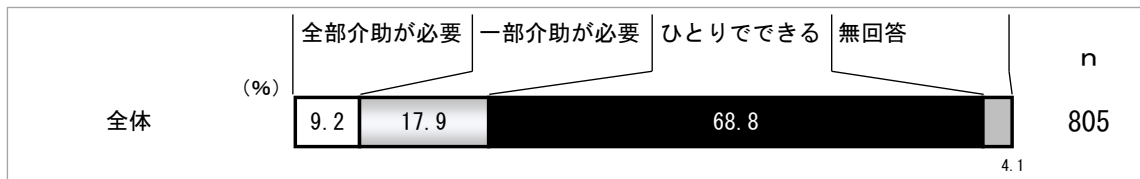
■日常生活における介助の必要性（家の中の移動）（障がい者）■



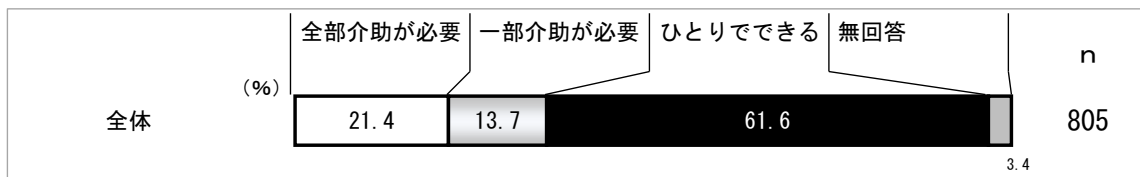
■日常生活における介助の必要性（外出）（障がい者）■



■日常生活における介助の必要性（家族以外の人との意思疎通）（障がい者）■



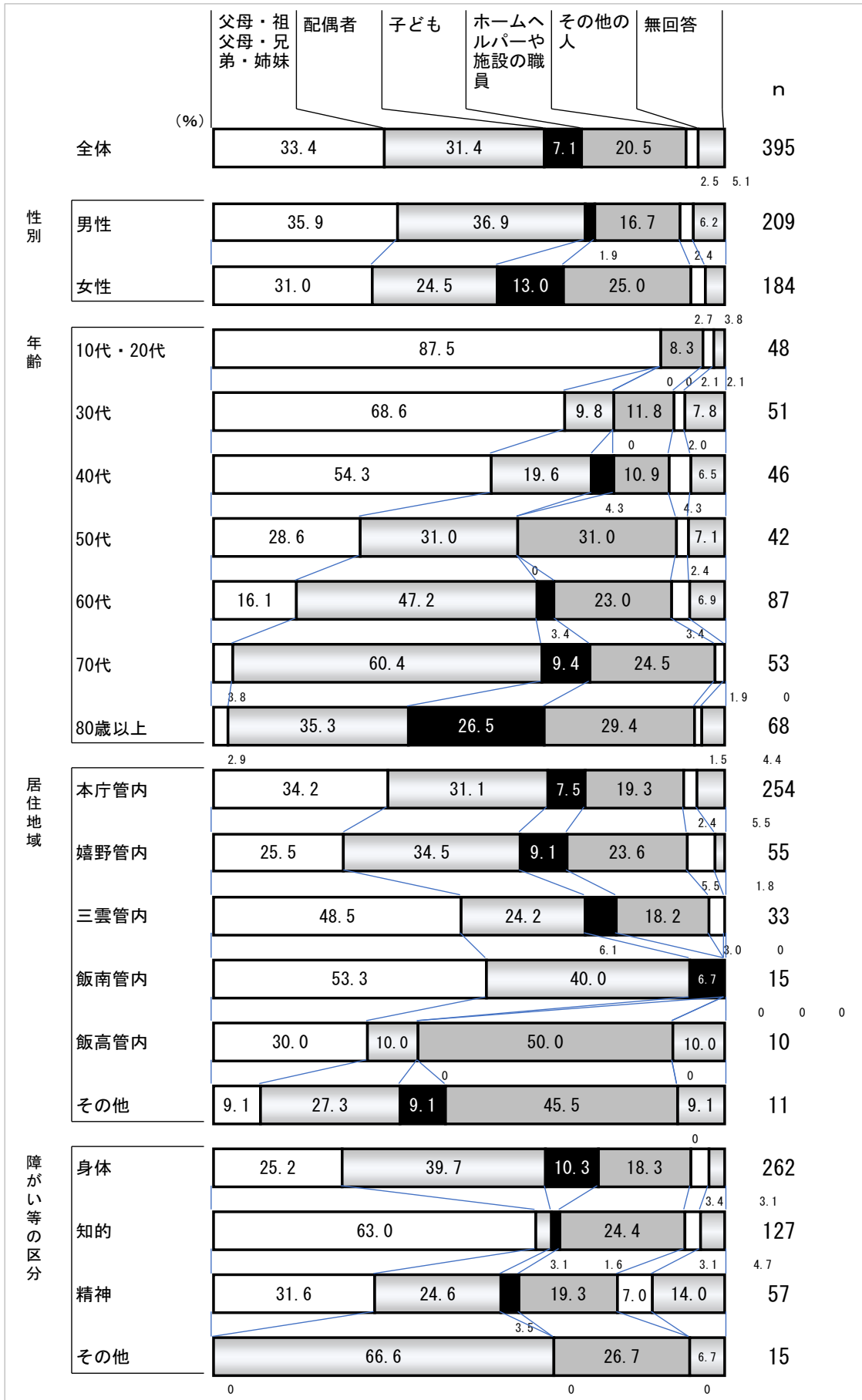
■日常生活における介助の必要性（お金の管理）（障がい者）■



障がい者に対し、主な介助者についてたずねると、「父母・祖父母・兄弟・姉妹」と「配偶者」がともに3割強を占めています。

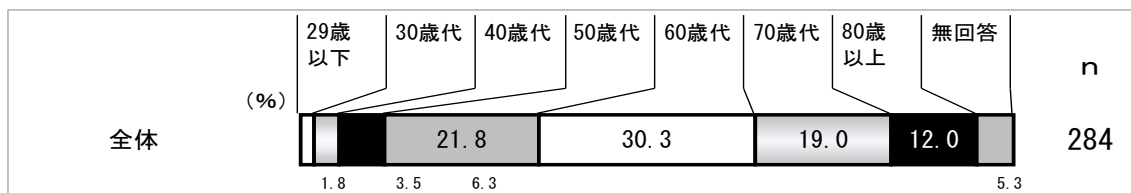
障がい等の区分で見ると、身体では「配偶者」が4割弱で最も高い割合を占めているのに対し、知的では「父母・祖父母・兄弟・姉妹」が6割強を占めています。

■主な介助者（障がい者）■



主な介助者の年齢についてみると、「60歳代」が3割強を占めているほか、「70歳代」が2割弱、「80歳以上」が1割強となっており、主な介助者の年齢も高齢化していることがわかります。

■主な介助者の年齢（障がい者）■



介助を行う上で困っていることについてたずねたところ、「精神的負担が大きい」が最も多く、次いで「身体的負担が大きい」、「経済的負担が大きい」などとなっています。

障がい等の区分で見ると、身体では「身体的負担が大きい」が第1位となっているのに対し、その他ではいずれも「精神的負担が大きい」が第1位となっています。また、知的では「仕事に就けない・仕事に影響がある」が第3位となっています。

■介助を行う上で困っていること（障がい者／複数回答）■

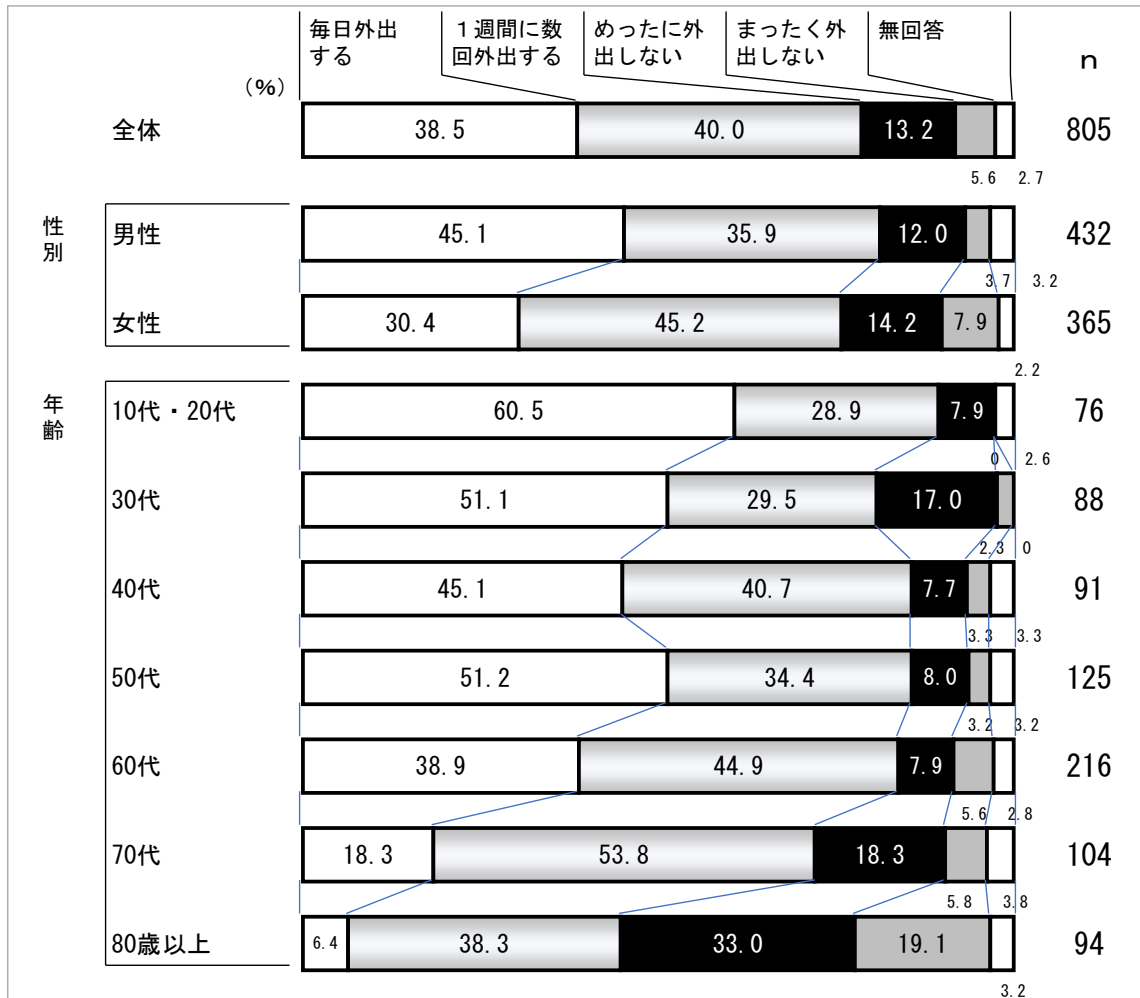
		第1位	第2位	第3位
全体		精神的負担が大きい 27.5%	身体的負担が大きい 26.1%	経済的負担が大きい 19.4%
障がい等の区分	身体	身体的負担が大きい 32.0%	精神的負担が大きい 27.9%	経済的負担が大きい 21.8%
	知的	精神的負担が大きい 30.2%	身体的負担が大きい 25.6%	仕事に就けない・仕事に影響がある 16.3%
	精神	精神的負担が大きい 41.2%	経済的負担が大きい 26.5%	身体的負担が大きい 17.6%
	その他	精神的負担が大きい 30.0%	経済的負担が大きい／仕事に就けない・仕事に影響がある	20.0%

(2) 日常生活における課題と今後の希望

外出の頻度についてたずねたところ、「1週間に数回外出する」が4割、「毎日外出する」が4割弱を占めています。

性別で見ると、女性よりも男性の外出頻度が高くなっていることがうかがえます。また、年齢で見ると、高齢になるにつれて外出頻度が低下する傾向がうかがえます。

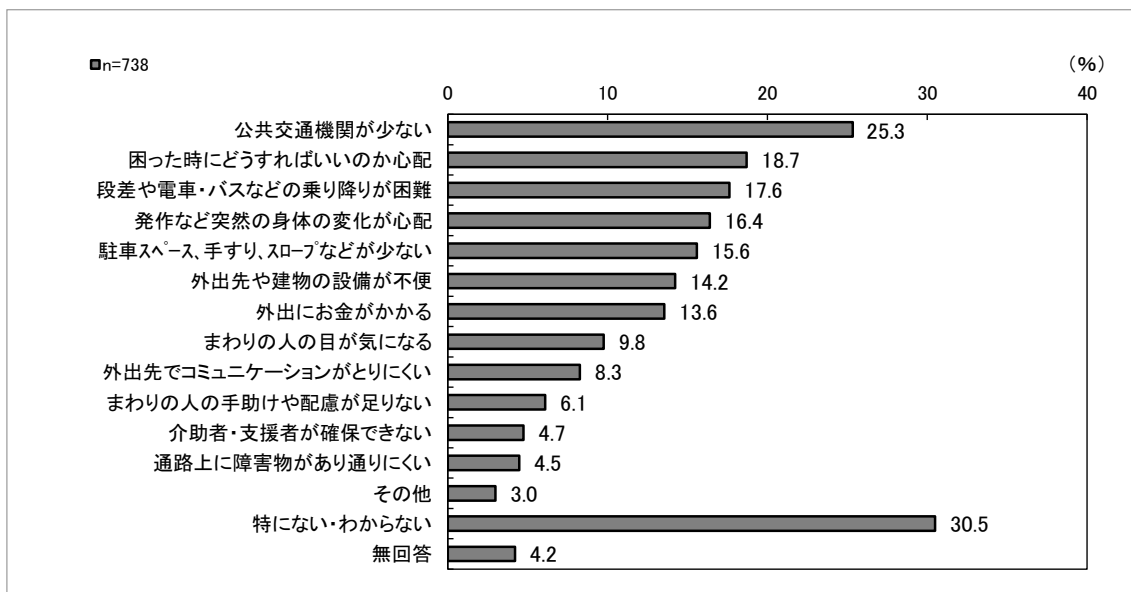
■外出の頻度（障がい者）■



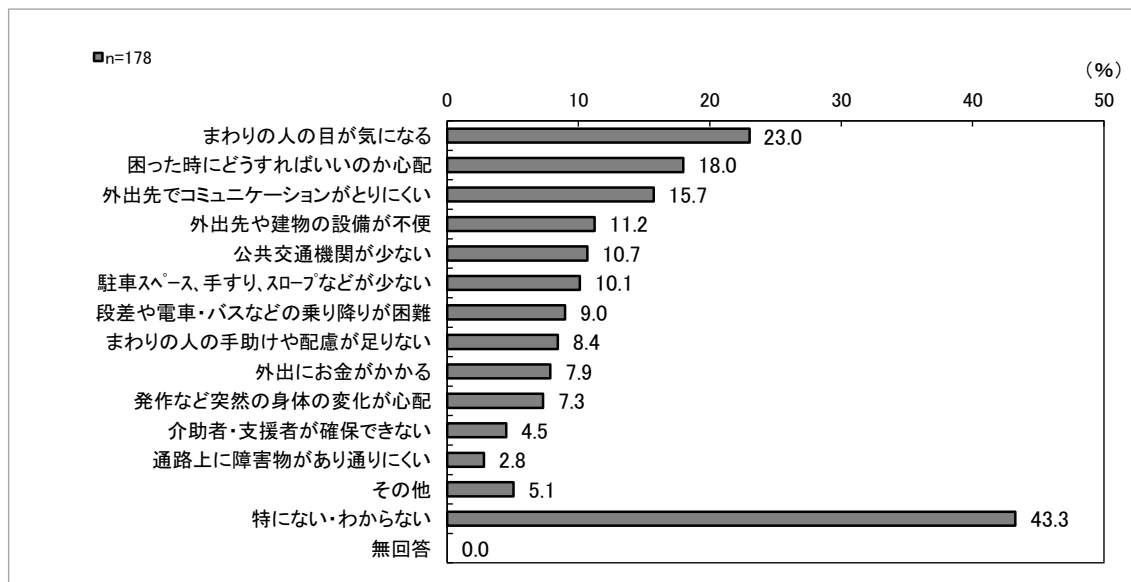
外出の際に困ることについては、障がい者では「公共交通機関が少ない」が最も多く、次いで「困った時にどうすればいいのか心配」、「段差や電車・バスなどの乗り降りが困難」などとなっています。移動手段の確保や交通手段のバリアフリー化が求められています。

障がい児では「まわりの人の目が気になる」や「困った時にどうすればいいのか心配」、「外出先でコミュニケーションがとりにくい」が上位となっており、ハード面よりも市民の障がいに関する理解・配慮に課題を感じている人が多いことがわかります。

■外出の際に困ること（障がい者／複数回答）■



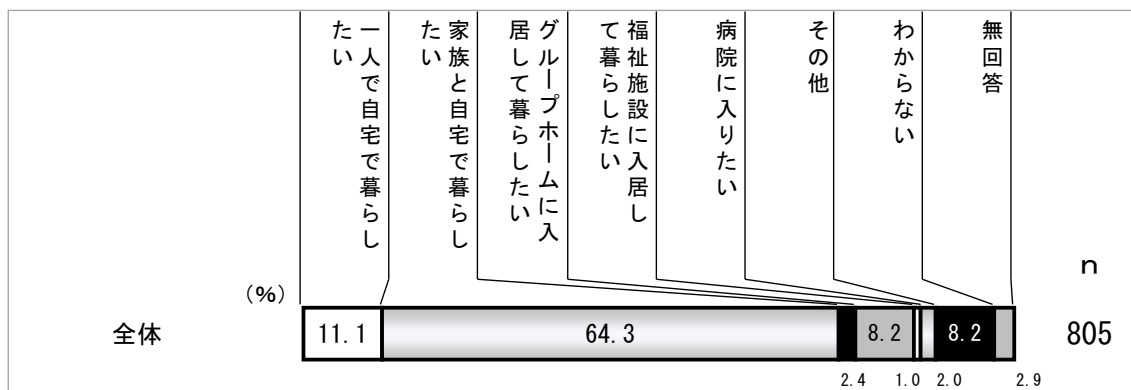
■外出の際に困ること（障がい児／複数回答）■



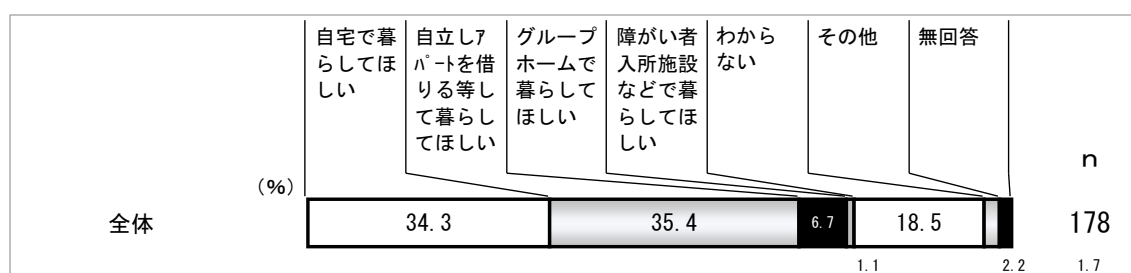
障がい者の希望する暮らし方については、「家族と自宅で暮らしたい」が6割強を占めています。「一人で自宅で暮らしたい」も1割強を占めており、多くの方が自宅で暮らすことを望んでいることがうかがえます。

また、障がい児の希望する暮らし方についても、「自宅で暮らしてほしい」と「自立しアパートを借りる等して暮らしてほしい」がともに3割台半ばを占めています。住み慣れた地域での生活を希望している人（保護者）が多いことがわかります。

■希望する暮らし方（障がい者）■



■希望する暮らし方（障がい児）■



地域で生活するために必要な支援については、「経済的な負担の軽減」が第1位、「何でも相談できる相談員や相談窓口がある」が第2位、「必要な在宅サービスが利用できる」が第3位となっています。障がい等の区分でみると、知的では「緊急時に宿泊できるところがある」が第1位となっています。また、年齢でみると、10代・20代では「地域に働ける場所がある」が第1位となっています。

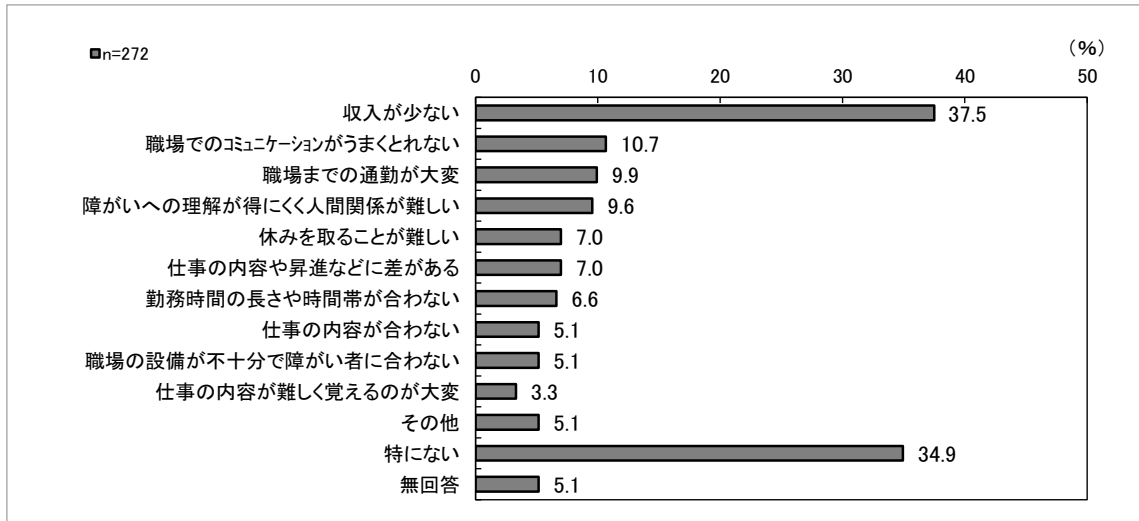
■地域で生活するために必要な支援（複数回答）■

		第1位	第2位	第3位
全体		経済的な負担の軽減 43.1%	何でも相談できる相談員や 相談窓口がある 29.1%	必要な在宅サービスが利用 できる 27.8%
障がい等の 区分	身体	経済的な負担の軽減 42.9%	必要な在宅サービスが利用 できる 29.2%	必要な外出支援のサービ スが利用できる 27.2%
	知的	緊急時に宿泊できるところ がある 37.0%	必要な在宅サービスが利用 できる 33.1%	何でも相談できる相談員や 相談窓口がある 31.2%
	精神	経済的な負担の軽減 47.1%	何でも相談できる相談員や 相談窓口がある 37.3%	地域に働ける場所がある 33.3%
	その他	経済的な負担の軽減 53.7%	在宅で医療的ケアなどが得 られる 34.3%	地域に働ける場所がある/ 何でも相談できる相談員や 相談窓口がある 25.4%
年齢	10代・20代	地域に働ける場所がある 40.8%	何でも相談できる相談員や 相談窓口がある 39.5%	経済的な負担の軽減 36.8%
	30代	経済的な負担の軽減 52.3%	地域に働ける場所がある/ 何でも相談できる相談員や 相談窓口がある 42.0%	
	40代	経済的な負担の軽減 53.8%	地域に働ける場所がある 42.9%	何でも相談できる相談員や 相談窓口がある 33.0%
	50代	経済的な負担の軽減 44.8%	何でも相談できる相談員や 相談窓口がある 29.6%	必要な在宅サービスが利用 できる/ 地域に働ける場所 がある 28.0%
	60代	経済的な負担の軽減 45.8%	必要な外出支援のサービ スが利用できる 27.3%	必要な在宅サービスが利用 できる 24.5%
	70代	必要な在宅サービスが利用 できる 35.6%	在宅で医療的ケアなどが得 られる 34.6%	必要な外出支援のサービ スが利用できる/ 経済的な負 担の軽減 33.7%
	80歳以上	在宅で医療的ケアなどが得 られる/ 必要な在宅サービ スが利用できる 35.1%		緊急時に宿泊できるところ がある 31.9%

(3) 就労・社会参加について

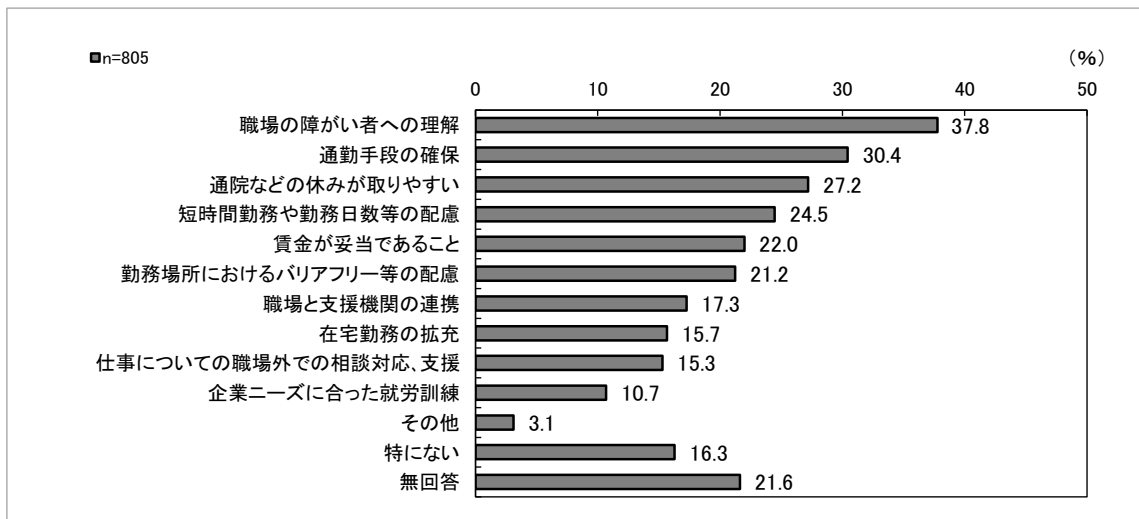
仕事の悩み・困りごとについてたずねたところ、「収入が少ない」が他を大きく引き離して第1位となっています。一方で、「特にない」も34.9%を占めています。

■仕事の悩み・困りごと（障がい者／複数回答）■



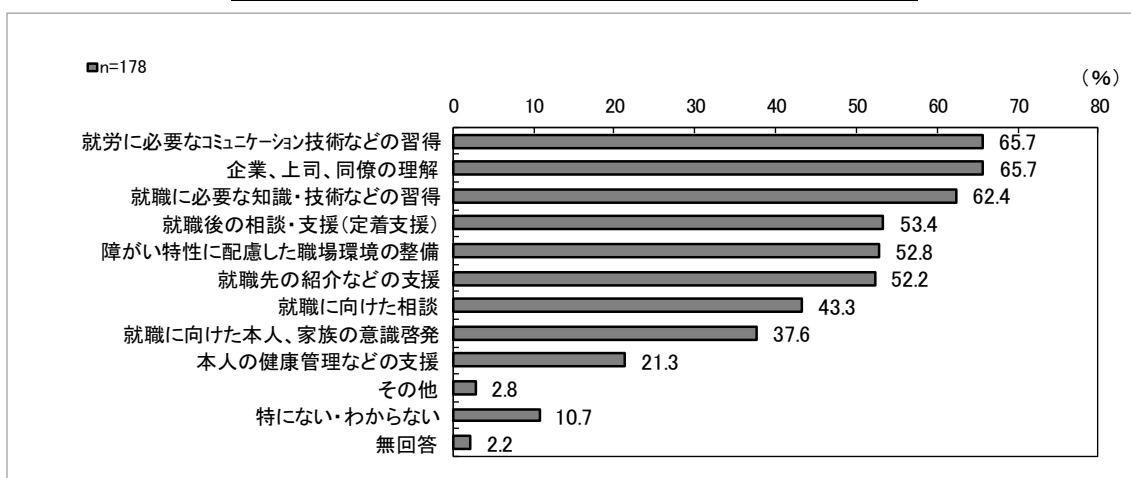
障がい者に対して、障がい者の就労に必要な環境についてたずねたところ、「職場の障がい者への理解」が最も多く、次いで「通勤手段の確保」、「通院などの休みが取りやすい」などとなっています。

■障がい者の就労に必要な環境（障がい者／複数回答）■



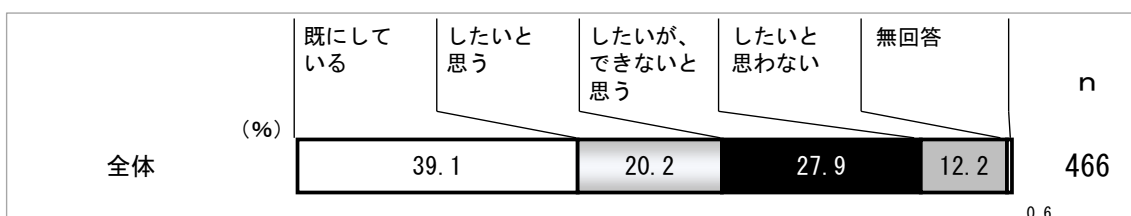
また、障がい児に対し、仕事に就くために重要なことについてたずねたところ、「就労に必要なコミュニケーション技術などの習得」と「企業、上司、同僚の理解」が同率で第1位となっています。

■仕事に就くために重要なこと（障がい児／複数回答）■



障がい者を対象に、今後収入を得る仕事をしたいかたずねたところ、「既になっている」が4割弱を占めています。また、「したいと思う」という人も2割強を占めています。就労継続できるよう、障がいのある人への就労支援や企業等への働きかけを継続していく必要があります。

■今後収入を得る仕事をしたいか（障がい者）■



障がい者に対し、地域活動や余暇活動に参加する際のさまたげについてたずねたところ、「健康や体力に自信がない」が第1位となっています。

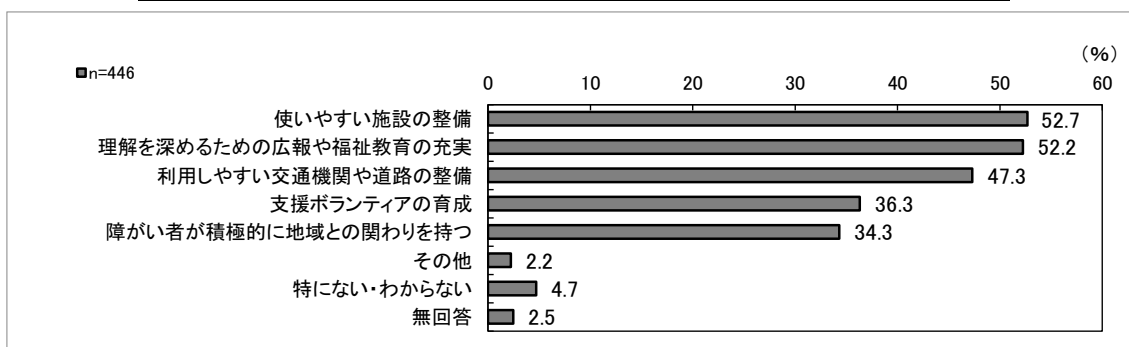
障がい等の区分で見ると、知的では「コミュニケーションが難しい」、精神では「どのような活動が行われているか知らない」が第1位となっています。

■地域活動や余暇活動に参加する際のさまたげ（障がい者／複数回答）■

		第1位	第2位	第3位
全体		健康や体力に自信がない 24.3%	どのような活動が行われているか知らない 18.6%	一緒に活動する友人・仲間がいない 17.9%
障がい等の区分	身体	健康や体力に自信がない 27.0%	どのような活動が行われているか知らない 18.7%	一緒に活動する友人・仲間がいない 15.6%
	知的	コミュニケーションが難しい 27.9%	気軽に参加できる活動が少ない 21.4%	一緒に活動する友人・仲間がいない 20.8%
	精神	どのような活動が行われているか知らない 24.5%	一緒に活動する友人・仲間がいない 23.5%	健康や体力に自信がない 22.5%
	その他	健康や体力に自信がない 25.4%	気軽に参加できる活動が少ない 17.9%	家事・仕事などの調整が難しい 16.4%

一般市民に対し、障がいのある人などが地域の活動に参加しやすくするために必要なことについてたずねたところ、「使いやすい施設の整備」や「理解を深めるための広報や福祉教育の充実」などが上位となっています。

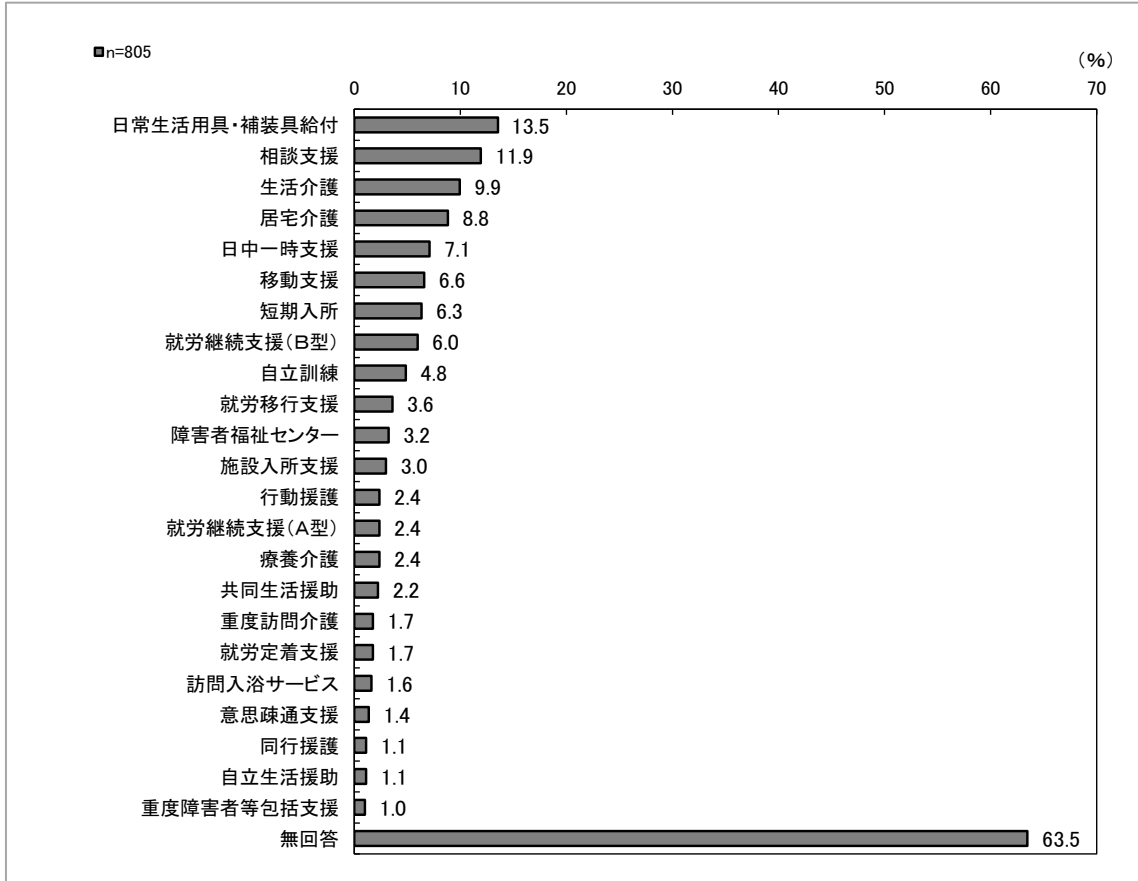
■地域活動や余暇活動に参加する際のさまたげ（一般市民／複数回答）■



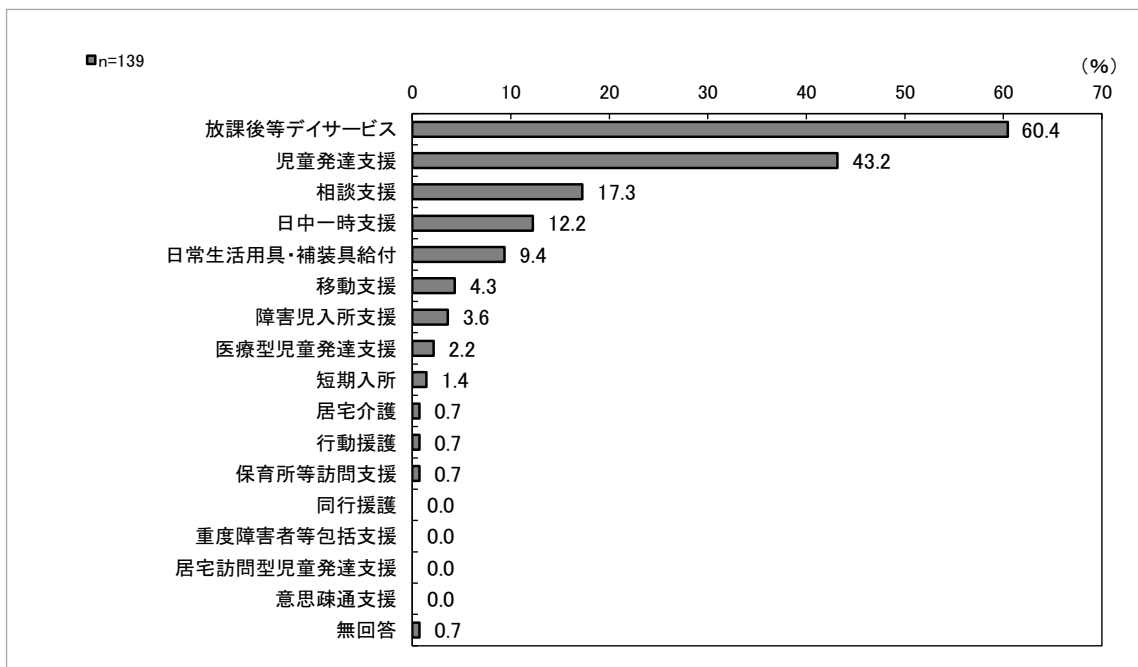
(4) 福祉サービス・医療サービスの利用について

利用している障害福祉サービスなどについては、以下のとおりです。障がい者では「日常生活用具・補装具給付」、「相談支援」などの利用者が比較的多いのに対し、障がい児では「放課後等デイサービス」、「児童発達支援」などが多くなっています。

■利用している障害福祉サービスなど（障がい者／複数回答）■

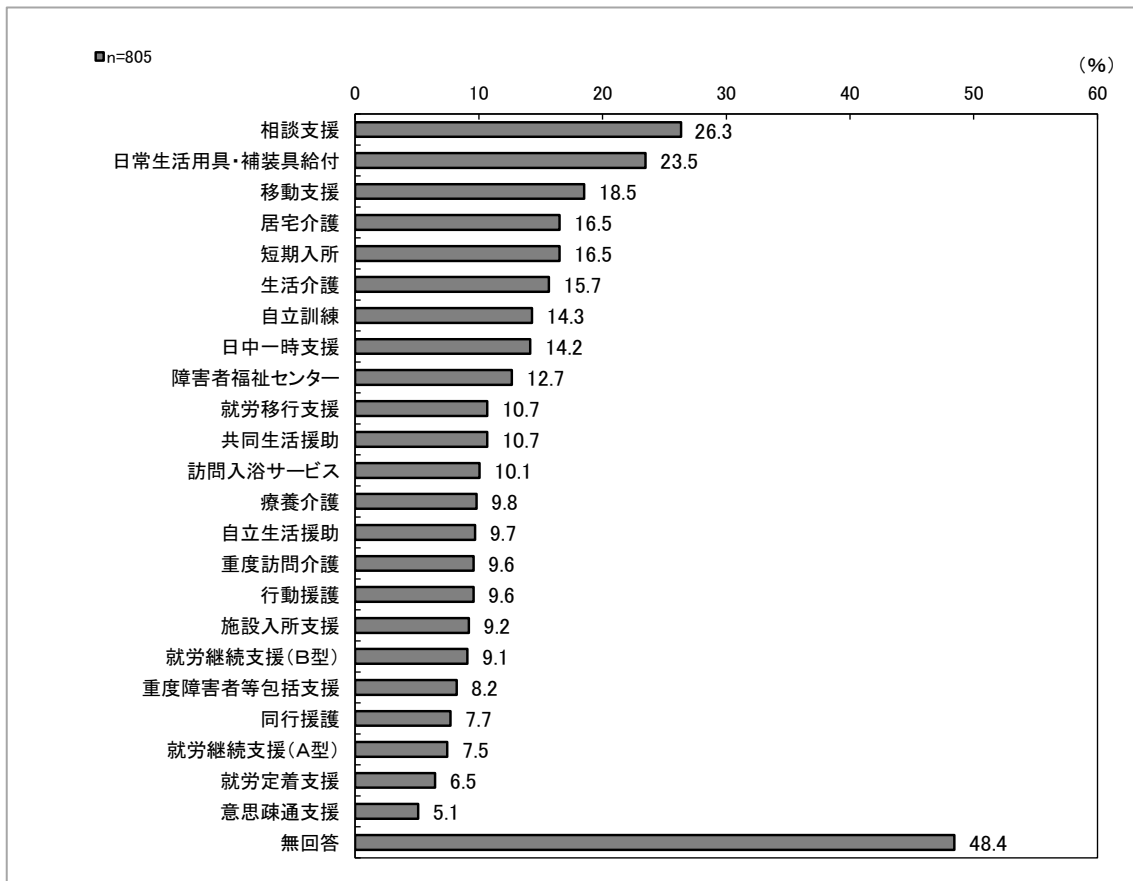


■利用している障害福祉サービスなど（障がい児／複数回答）■

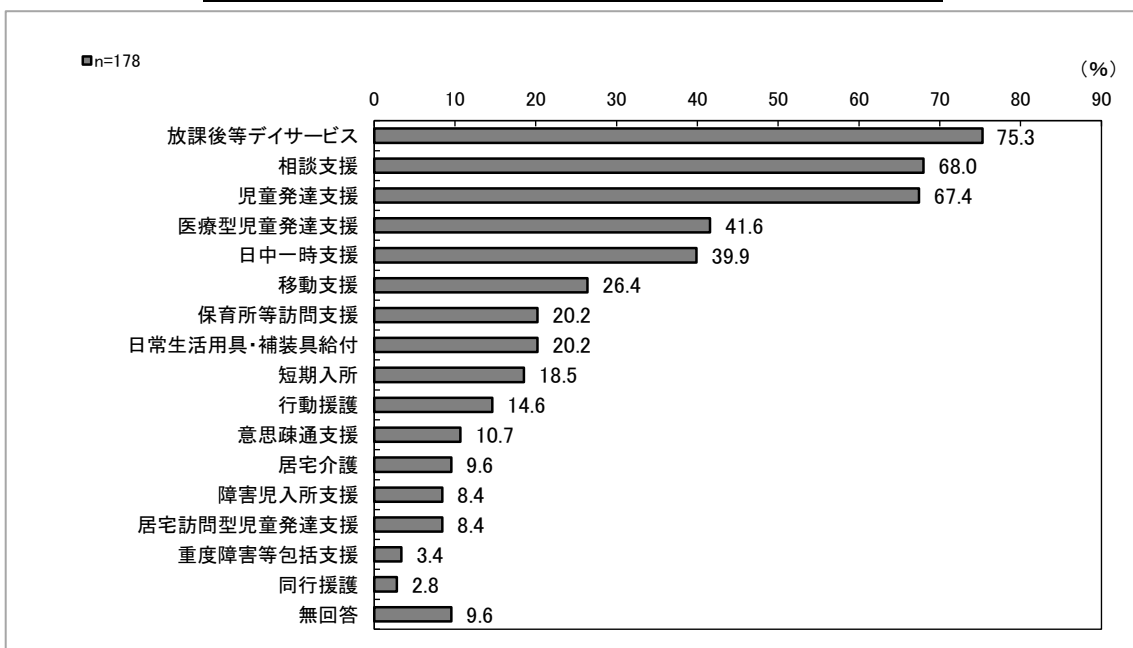


障害福祉サービスなどの利用意向については、以下のとおりです。障がい者では「相談支援」、「日常生活用具・補装具給付」、「短期入所」の利用意向が高くなっています。障がい児では、「放課後等デイサービス」、「相談支援」、「児童発達支援」などの割合が高くなっています。

■障害福祉サービスなどの利用意向（障がい者／複数回答）■

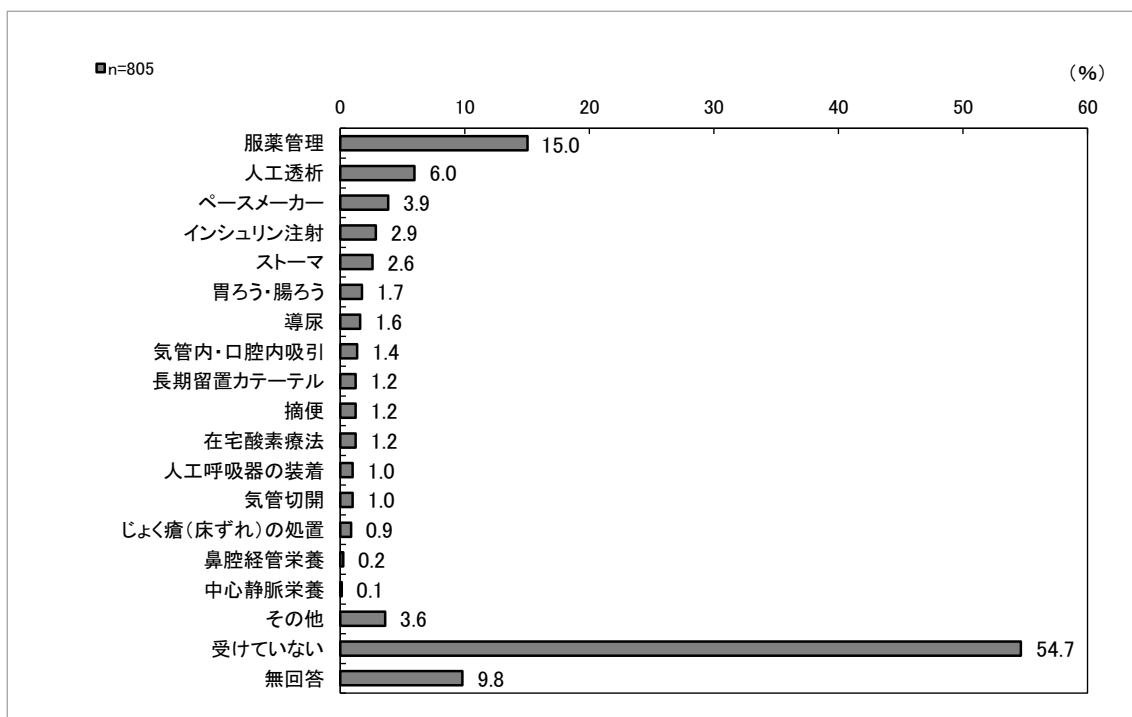


■障害福祉サービスなどの利用意向（障がい児／複数回答）■

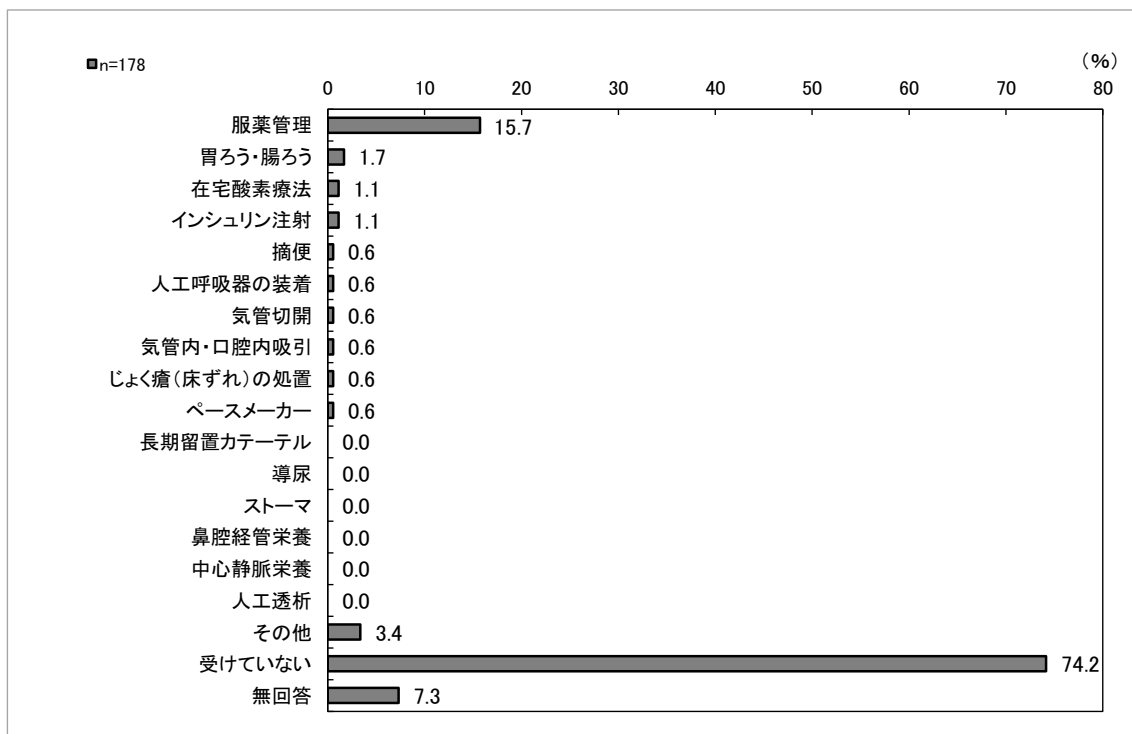


現在受けている医療的ケアについては、障がい者、障がい児ともに「服薬管理」が第1位となっています。

■現在受けている医療的ケア（障がい者／複数回答）■



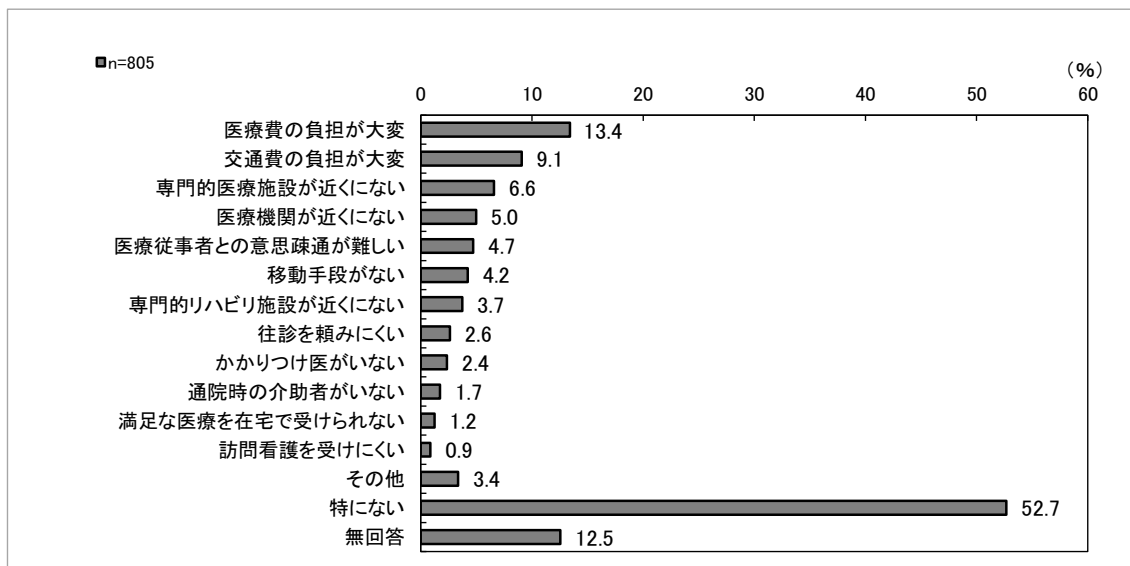
■現在受けている医療的ケア（障がい児／複数回答）■



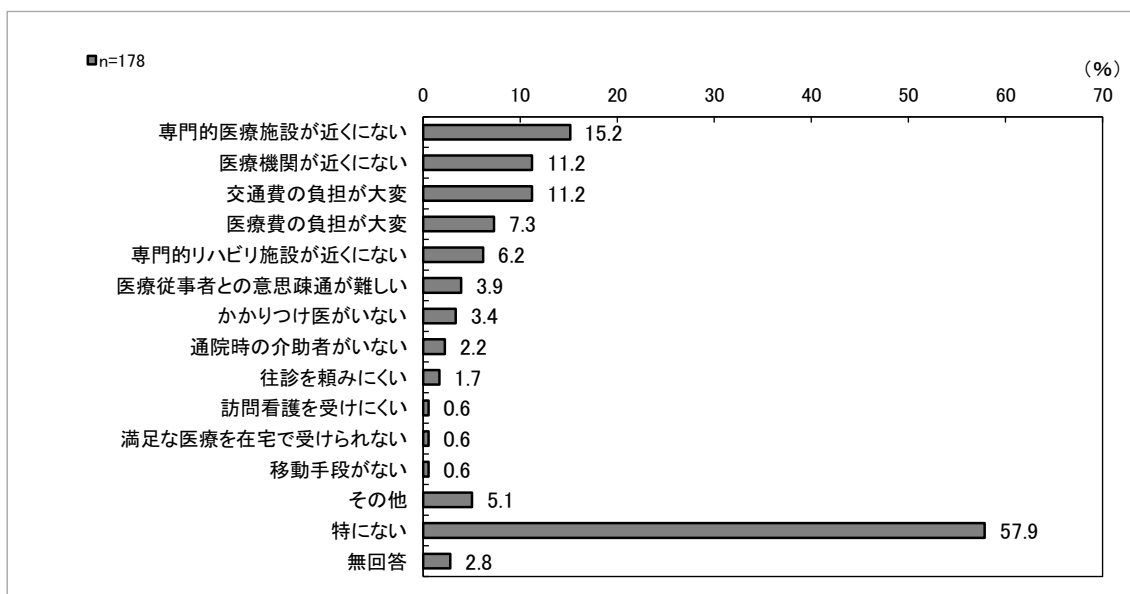
医療で困っていることについてたずねたところ、障がい者では「医療費の負担が大変」と「交通費の負担が大変」が上位2項目となっており、経済的負担が大きいことに対して課題を感じている人が多いことがわかります。

一方で、障がい児では「専門的医療施設が近くにない」、「医療機関が近くにない」が上位2項目となっており、地域医療の提供体制について課題を感じている人が多いことがうかがえます。

■医療で困っていること（障がい者／複数回答）■

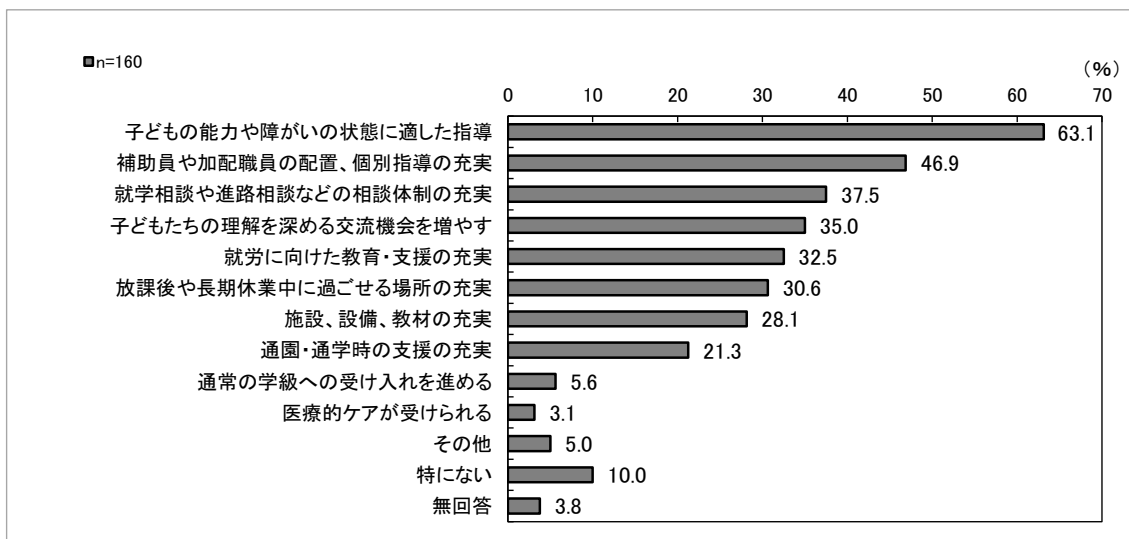


■医療で困っていること（障がい児／複数回答）■



保育園・幼稚園・学校や療育⁸機関に充実してほしいことについてたずねたところ、「子どもの能力や障がいの状態に適した指導」が最も多く、「補助員や加配職員の配置、個別指導の充実」、「就学相談や進路相談などの相談体制の充実」などとなっています。

■教育・療育機関で充実してほしいこと（障がい児）■

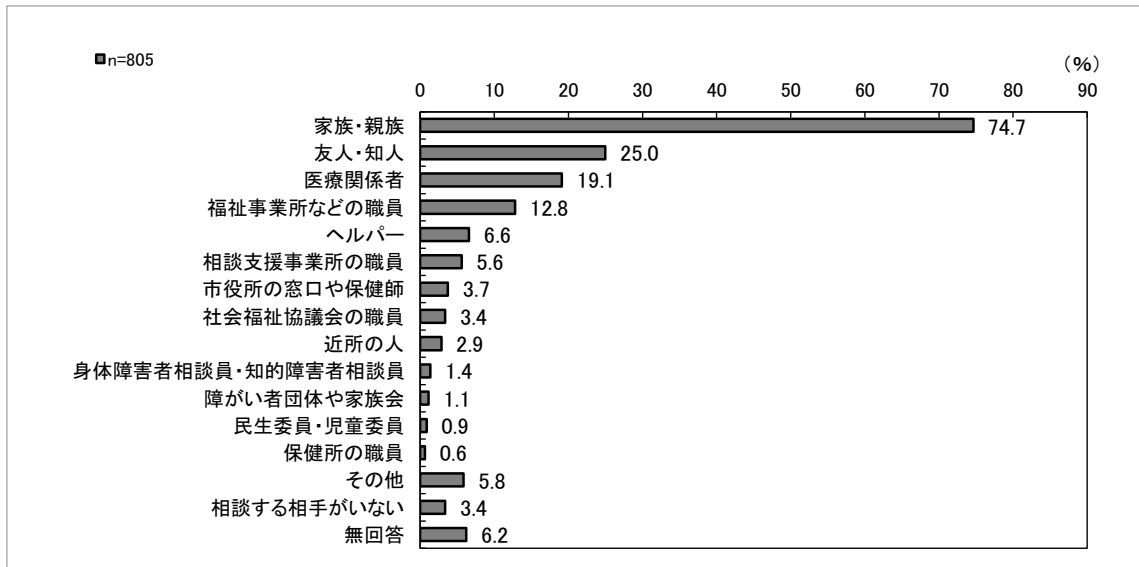


⁸ 資料編「用語解説」を参照。

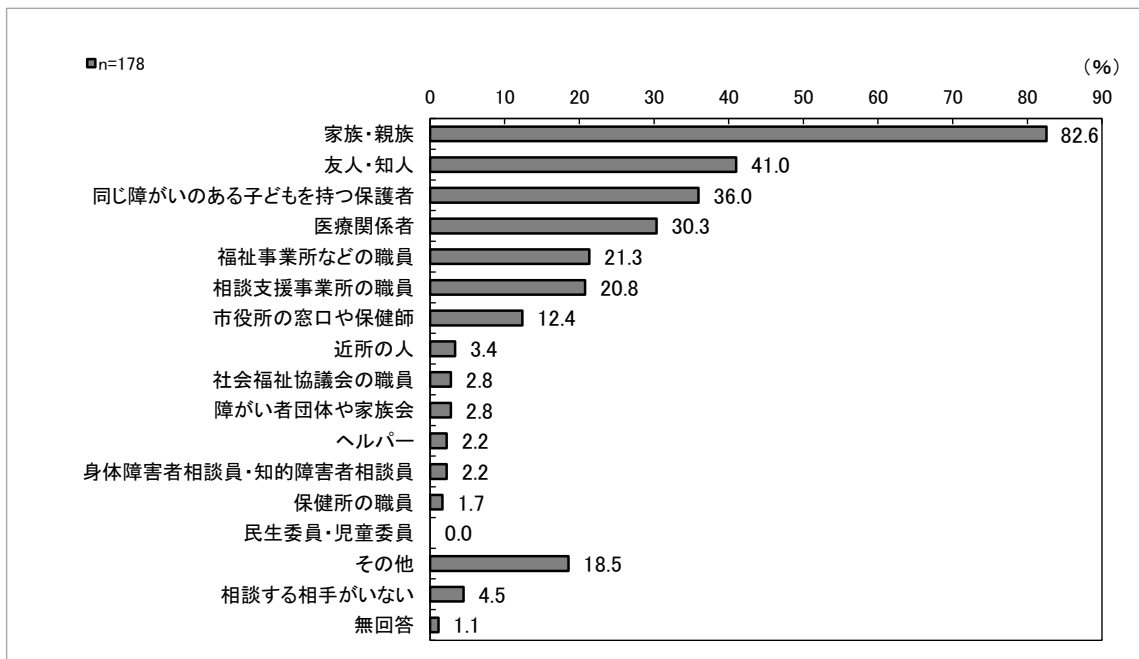
(5) 相談・広報について

悩みや困りごとを相談する人についてたずねたところ、障がい者、障がい児ともに「家族・親戚」が他を大きく引き離して第1位となっています。障がいのある人やその介護（介助）者に対し、相談窓口や支援制度等について、正しい情報を提供していく必要があります。

■悩みや困りごとを相談する人（障がい者／複数回答）■

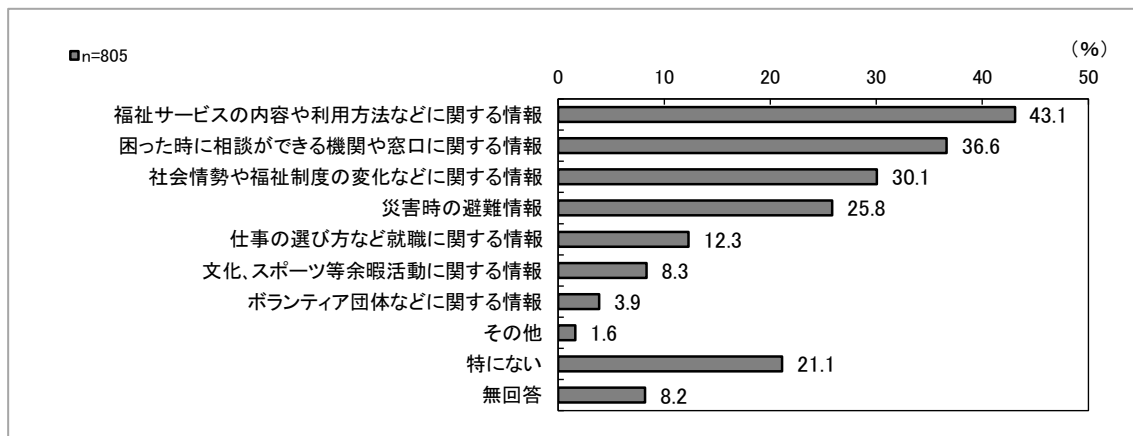


■悩みや困りごとを相談する人（障がい児／複数回答）■

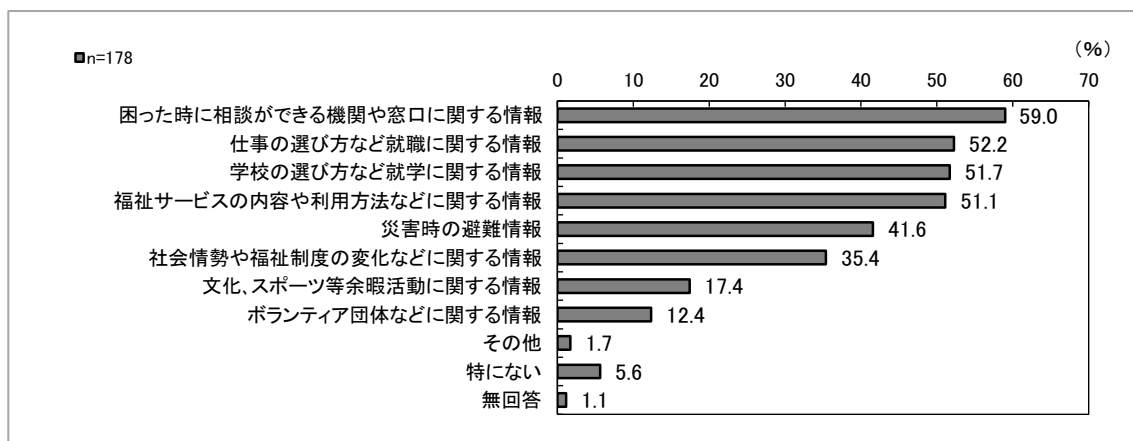


特に充実してほしい情報については、障がい者では「福祉サービスの内容や利用方法など」が第1位となっているのに対し、障がい児では「困った時に相談ができる機関や窓口」が第1位となっています。

■特に充実してほしい情報（障がい者／複数回答）■



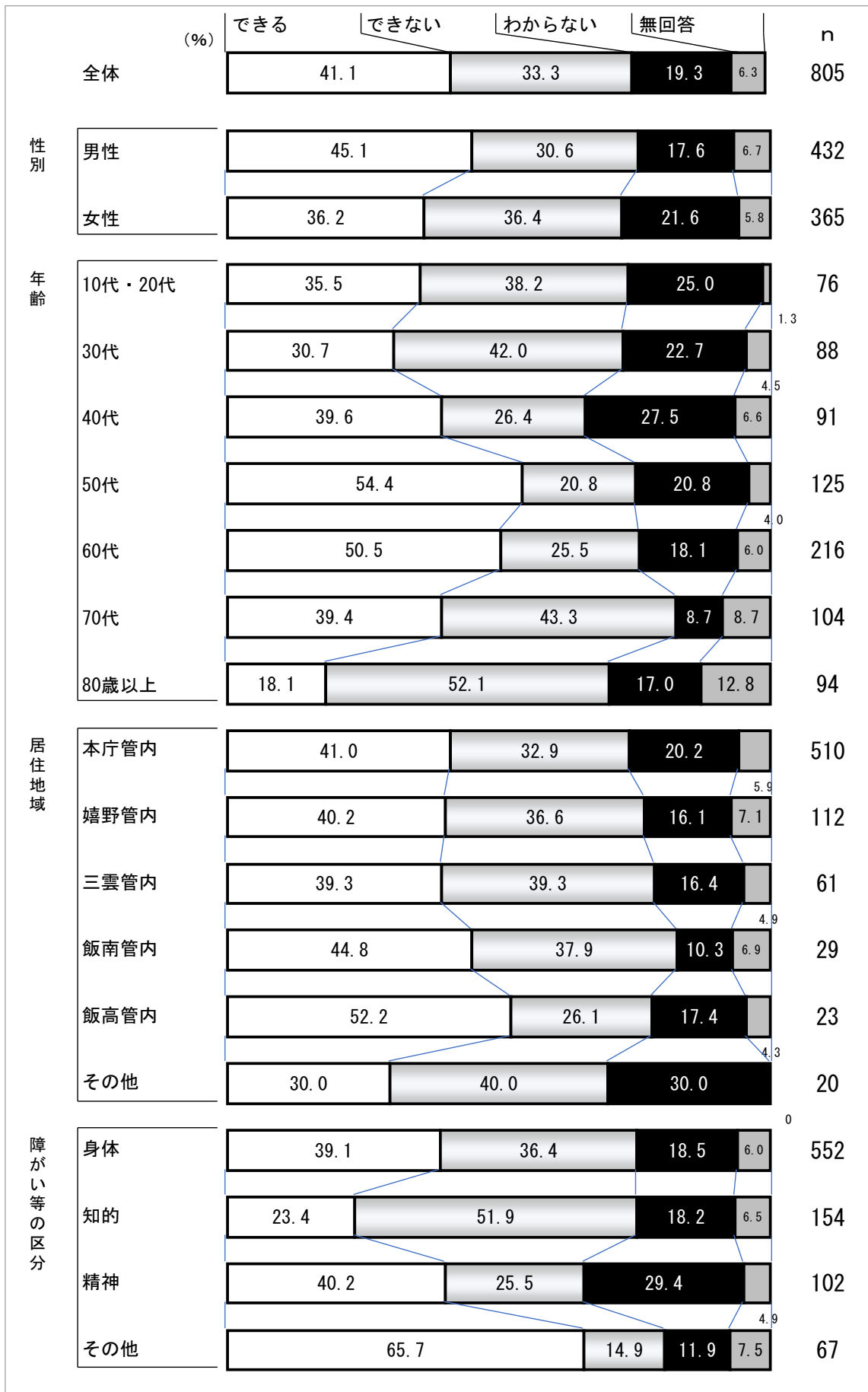
■特に充実してほしい情報（障がい児／複数回答）■



(6) 災害対策

災害時に一人で避難できるかについては、「できる」が4割強、「できない」が4割弱を占めています。障がい等の区分でみると、身体と精神では「できる」が4割程度となっているのに対し、知的では2割強にとどまっています。

■災害時に一人で避難できるか（障がい者）■



災害に備えて市が力を入れるべき取り組みについては、「避難先での医療体制の確保」が最も多く、次いで「災害避難支援への協力者体制づくり」、「福祉避難所の設置」などとなっています。障がい等の区分で見ると、知的では「福祉避難所の設置」が第1位となっています。

障がい児、一般市民では「災害避難支援への協力者体制づくり」が第1位となっています。

■災害に備えて市が力を入れるべき取り組み（障がい者／複数回答）■

		第1位	第2位	第3位
全体		避難先での医療体制の確保 45.8%	災害避難支援への協力者体制づくり 37.8%	福祉避難所の設置 32.4%
障がい等の区分	身体	避難先での医療体制の確保 48.0%	災害避難支援への協力者体制づくり 37.1%	福祉避難所の設置 31.3%
	知的	福祉避難所の設置 45.5%	災害避難支援への協力者体制づくり 44.8%	避難先での医療体制の確保 35.7%
	精神	避難先での医療体制の確保 42.2%	災害避難支援への協力者体制づくり 29.4%	福祉避難所の設置 24.5%
	その他	避難先での医療体制の確保 52.2%	災害避難支援への協力者体制づくり／福祉避難所の設置 34.3%	

■災害に備えて市が力を入れるべき取り組み（障がい児／複数回答）■

		第1位	第2位	第3位
全体		災害避難支援への協力体制づくり 51.1%	福祉避難所の設置 44.4%	避難先での医療体制の確保 37.1%

■災害に備えて市が力を入れるべき取り組み（一般市民／複数回答）■

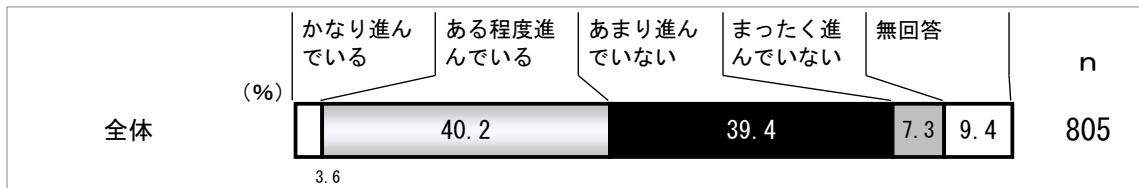
		第1位	第2位	第3位
全体		災害避難支援への協力者体制づくり 64.1%	避難先での医療体制の確保 44.2%	障がい者が必要とする日常生活用具の確保 40.1%

(7) 権利擁護⁹について

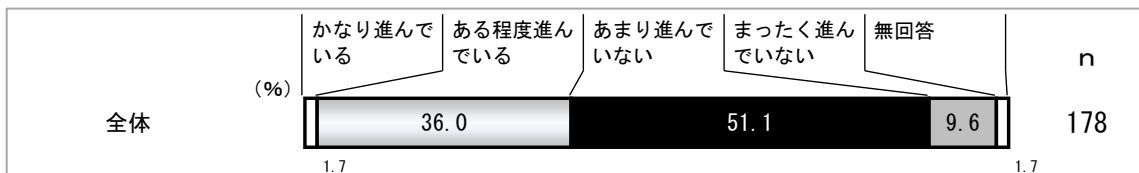
障がい者を対象に、障がいのある人に対する人々の理解は進んでいると思うかたずねたところ、「あまり進んでいない」と「まったく進んでいない」を合わせた“進んでいない”（46.7%）が、「かなり進んでいる」と「ある程度進んでいる」を合わせた“進んでいる”（43.8%）をわずかに上回る結果となっています。また、障がい児では、“進んでいない”が6割強を占めています。

一方で、一般市民では“進んでいる”が5割強を占めており、障がい者への理解については、当事者やその保護者と、一般市民の間でギャップがあることがうかがえます。

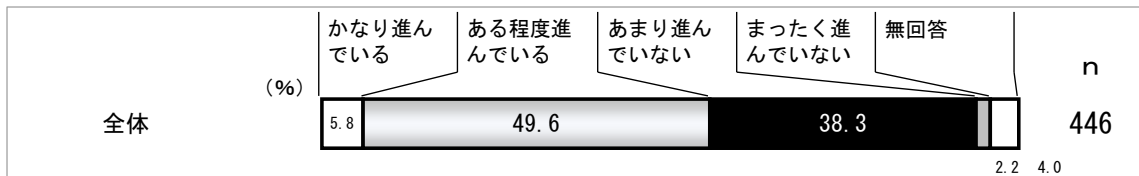
■障がいのある人に対する人々の理解は進んでいると思うか（障がい者）■



■障がいのある人に対する人々の理解は進んでいると思うか（障がい児）■



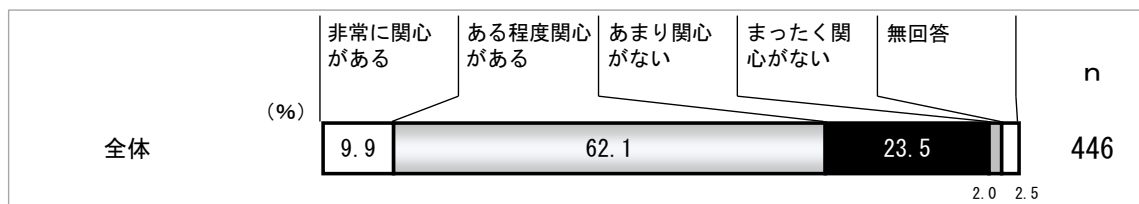
■障がいのある人に対する人々の理解は進んでいると思うか（一般市民）■



障がいのある人などが抱える問題への関心については、「非常に関心がある」（9.9%）と「ある程度関心がある」（62.1%）を合わせた“関心がある”が72.0%を占めています。

障がいや障がいのある人への正しい理解や支援について、障害者差別解消法などの法制度も含めて周知・啓発を引き続き図っていく必要があります。

■障がいのある人などが抱える問題への関心（一般市民）■



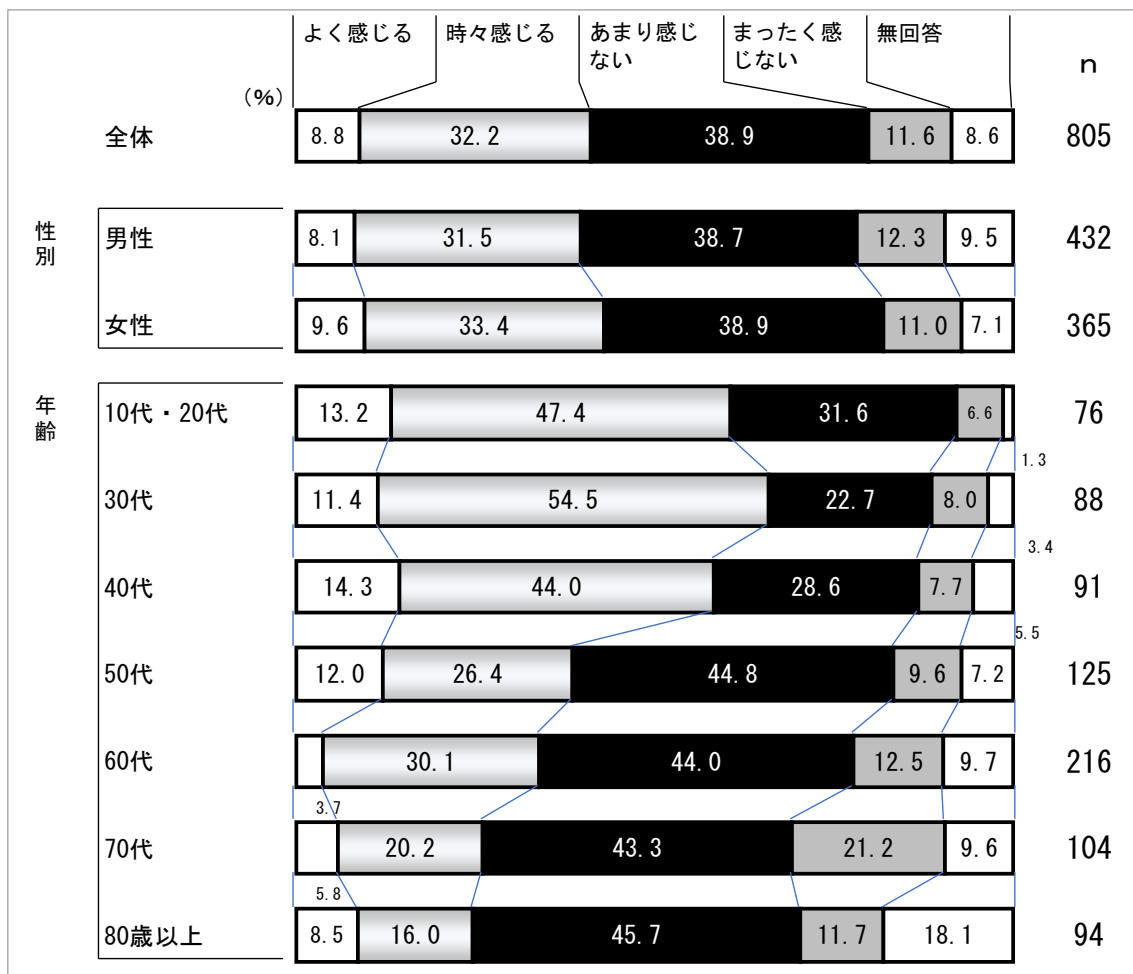
⁹ 資料編「用語解説」を参照。

障がい者に対し、日常生活で差別や偏見を感じることはあるかたずねたところ、「よく感じる」(8.8%)と「時々感じる」(32.2%)を合わせた“感じる”が41.0%、「あまり感じない」(38.9%)と「まったく感じない」(11.6%)を合わせた“感じない”が50.5%となっています。

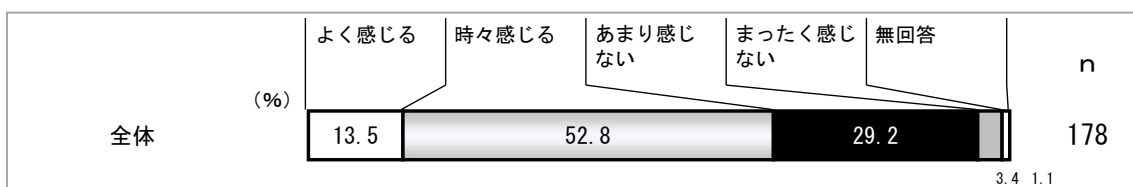
障がい児に対してたずねたところ、“感じる”は7割弱を占めているほか、障がい者でも高齢になるにつれて“感じない”の割合が高くなる傾向がうかがえることから、差別や偏見を感じる人の割合と年齢には相関関係があることがうかがえます。

一般市民でも“感じる”は5割強を占めています。

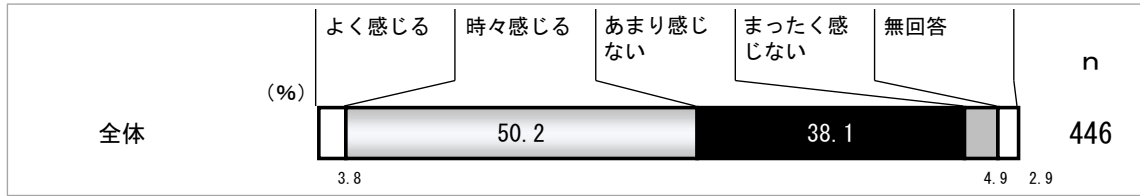
■日常生活で差別や偏見を感じることはあるか(障がい者)■



■日常生活で差別や偏見を感じることはあるか(障がい児)■

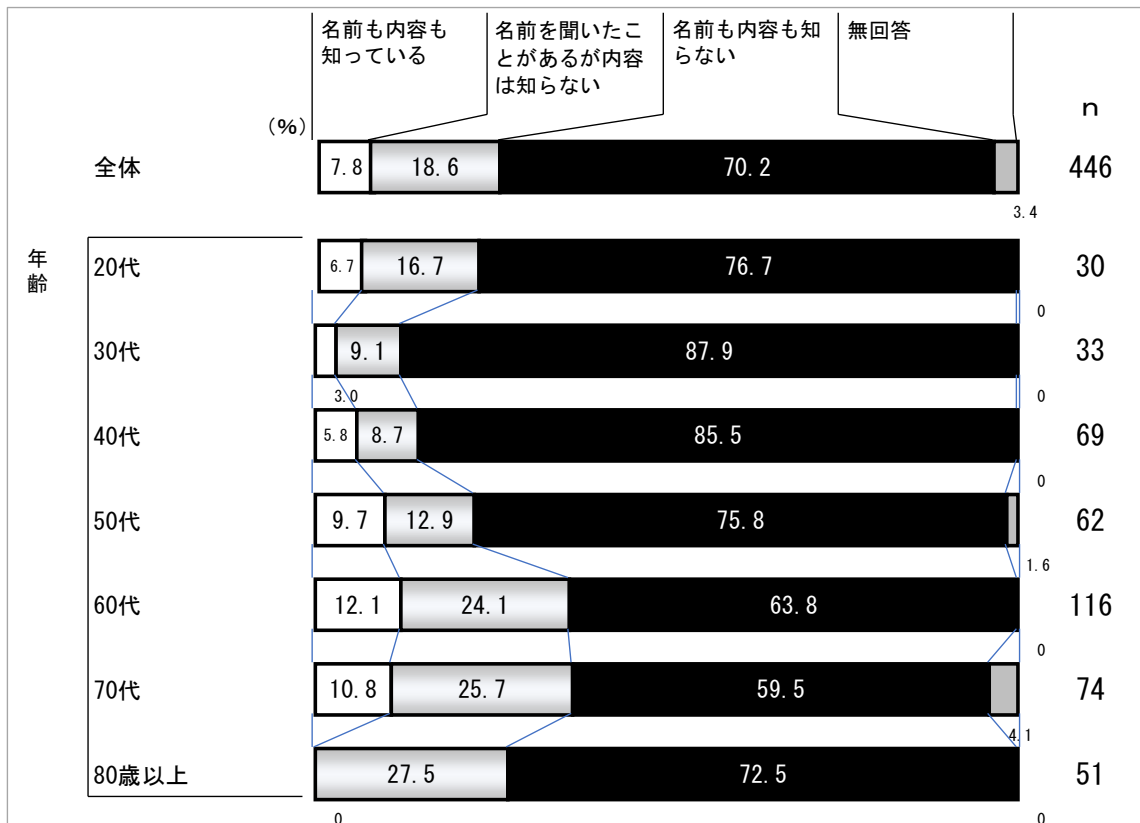


■日常生活で差別や偏見を感じることはあるか（一般市民）■



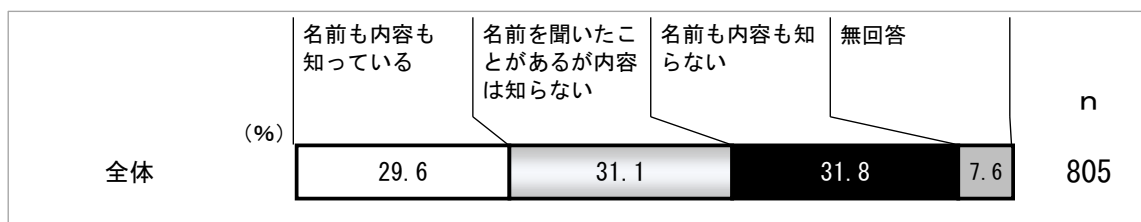
一般市民を対象に障害者差別解消法の認知度についてたずねたところ、「名前も内容も知らない」が7割強を占め、「名前も内容も知っている」は1割に満たない結果となっています。

■障害者差別解消法の認知度（一般市民）■



成年後見制度¹⁰の認知度については、「名前を聞いたことがあるが内容は知らない」、「名前も内容も知らない」がともに3割強を占めており、制度の周知は途上にあることがわかります。

■成年後見制度の認知度（障がい者）■



¹⁰ 資料編「用語解説」を参照。

(8) 市が取り組むべき施策

市が取り組むべき施策については、障がい者では「障害福祉サービスの利用手続きの簡素化」が最も多く、次いで「交通の利便性の確保」、「自宅での生活を支援する在宅サービスの充実」などとなっています。障がい等の区分で見ると、身体では「交通の利便性の確保」が第1位となっているのに対し、知的では「重度の障がい者の入所施設の整備」、精神では「障害福祉サービスの利用手続きの簡素化」が第1位となっています。

障がい児では「就労支援の充実・働く場の確保」が第1位となっているのに対し、一般市民では「高齢者、障がい者、児童の施設サービスの充実」が第1位となっています。

■市が取り組むべき施策（障がい者／複数回答）■

		第1位	第2位	第3位
全体		障害福祉サービスの利用手続きの簡素化 35.9%	交通の利便性の確保 35.2%	自宅での生活を支援する在宅サービスの充実 33.2%
障がい等の区分	身体	交通の利便性の確保 36.2%	障害福祉サービスの利用手続きの簡素化 34.1%	自宅での生活を支援する在宅サービスの充実 33.3%
	知的	重度の障がい者の入所施設の整備 41.6%	高齢者、障がい者、児童の施設サービスの充実 40.3%	障害福祉サービスの利用手続きの簡素化 37.0%
	精神	障害福祉サービスの利用手続きの簡素化 40.2%	理解を進めるための福祉教育や広報活動の充実 37.3%	相談窓口や情報提供の充実 34.3%
	その他	自宅での生活を支援する在宅サービスの充実／交通の利便性の確保 41.8%	理解を進めるための福祉教育や広報活動の充実／高齢者、障がい者、児童の施設サービスの充実／障害福祉サービスの利用手続きの簡素化 32.8%	

■市が取り組むべき施策（障がい児／複数回答）■

		第1位	第2位	第3位
全体		就労支援の充実・働く場の確保 60.1%	高齢者、障がい者、児童の施設サービスの充実 48.9%	相談窓口や情報提供の充実 46.6%

■市が取り組むべき施策（一般市民／複数回答）■

		第1位	第2位	第3位
全体		高齢者、障がい者、児童の施設サービスの充実 47.3%	重度の障がい者の入所施設の整備 43.7%	交通の利便性の確保 43.0%

第3節 調査の概要（団体及び事業所等対象）

松阪市民にサービスを提供する団体、事業所等を対象に、アンケート調査を実施しました。調査対象や調査方法等の実施概要は以下に示すとおりです。

■調査の実施概要■

項目	団体及び事業所等対象
調査対象	障がい者団体、サービス事業所、支援団体
配布数	125 票
有効回収数	64 票
有効回収率	51.2%
抽出法	無作為抽出
調査方法	郵送法
調査時期	令和2年3月
調査地域	松阪市全域

第4節 調査結果の概要

(1) 障がいのある人を取り巻く松阪市の環境について

障がいのある人を取り巻く松阪市の環境についてたずねたところ、以下のような意見が寄せられました。

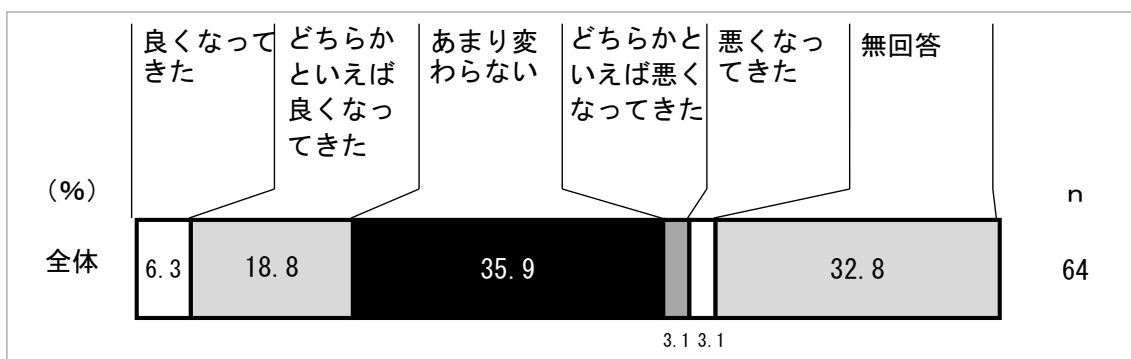
■障がいのある人を取り巻く松阪市の環境について■

寄せられた意見

- 障がいの保護者からは、親亡き後のことで施設入所を希望されることも多くなってきているが、施設の数としても少なく、高齢の親から不安の声が聞かれる。
- 就Bとして利用している方に次のステップ（就労）を勧めるが、どうせ通らないし、とか、また気をはるのが嫌というあきらめにも似た言葉がかえってくる。障がい者面接会も受けるように話すが、“もういい”といわれてしまう。
- 2018年4月に県立あゆみ特別支援学校が開校したことで、障がい児の就学環境は大変良くなったと思っている。また、総合病院や精神科病院も多く、医療体制の充実は評価できる。問題は重度な障がいの方が、その人の希望に応じて自由に外出できるのかどうか、本人の意思決定支援につながっていないのではないかと。行動援護事業所も数少なく、松阪市の障がい者を取り巻く環境への課題は、まだまだ取り組むべきことが多いと感じる。
- 相談支援事業が導入されたことで就学への移行や医療機関との連携がスムーズになり、関連機関との情報共有がしやすくなった。
- 障がい者本人・家族の思いと事業所の利用内容、条件が合わないことがある。新たに事業所を探しても受け入れが一杯等、本人家族が満足する利用はなされていない。ただ、相談を役所、事業所に持ち掛ければ丁寧に対応して頂いていると思う。
- 事業所の数が増えることにより、障がいのある人は自分の特性に合わせて、事業所を選ぶことができるようになった。また週の曜日によって、事業所も選べる。反面最低障がい者が生きるために最低必要なことを保護者が障がい者に教育しないでくる場合が多くなってきたと思われる。
- 障がい者福祉事業所によるサービスの提供は、質量ともある程度向上してきていると思われる。ただ、地域での共生社会を目指すような支援のあり方、例えば、重度障がいのある人が地域で暮らせるような支援の提供や、意思決定に関わる支援等はまだまだ十分であるとはいえない、また就労においてもその理解が進んでいるとはいえない面もある。これからは、現在の支援体制の隙間を埋めるような施策が必要となると思われる。
- 良くも悪くも他者に対して関心のない空気がある。偏見もなければ、手助けすることもない。少しずつ、リモートワークなど、在宅で仕事を行っていける社会になってきているので、障がい者も一般企業への就職の幅が広がったと思う。
- 福祉施設に限っていえば資源の増加に伴って良くなって来ているはずである。しかし実質的には疑問も残る。健常者からみて障がい者がどのように写っているのか理解できないが、物的な環境は明らかに整いつつあるものの、差別的な偏見には腹立たしさが払拭できない。障がい者本人や保護者らが自ら閉鎖的な環境を打破してきている現在も受け入れて頂けない現実が少なからずある。私達は微力であってもそのための啓発活動を怠ってはならない。
- 松阪市役所の障がい者雇用について、深く疑問がある。雇用率の達成度ではなく、現場として、本当に雇用をする環境が不十分という情報も聞いている。一般企業は障がい者雇用率の増加もあるのか、以前に比べてとても頑張っているように思う。

障がいのある人の就労環境について、寄せられた意見は以下のとおりです。「あまり変わらない」が3割台半ばを占めるものの、「良くなってきた」が6.3%、「どちらかといえば良くなってきた」が18.8%と、改善を感じている回答者も少なくないことがうかがえます。

■障がいのある人の就労環境について■



■障がいのある人の就労環境について（自由意見）■

「良くなってきた」を選択した理由
<ul style="list-style-type: none"> ○行政、特例子会社の求人が増えている。 ○企業も複数採用しているところは定期的に採用している。 ○A、Bの作業所も増え自分がやりたい仕事やりがいのある仕事（自己決定）され、生き生きと仕事をされてみえます。
「どちらかといえば良くなってきた」を選択した理由
<ul style="list-style-type: none"> ○障がい者雇用の理解が進む中で、一定の数は向上していると思われるが、まだまだ不十分である。官公庁が、率先してやってもらいたい。また、企業の方も雇用率の確保だけを目的にして、障がい者への理解が十分にできていないところが多い。この点、公的に周知を図る必要性を感じる。 ○災害に対する意識を少しずつ高めようとしている。コミュニケーションのとれない利用者の方や、動作の遅い方にまわりの方の援助の方法など試行錯誤を繰り返し行っている。 ○事前連携がとれていないので情報の交換ができない。 ○仕事の種類等がわかると事前練習が行えるのでやはり、連携がとれる体制が必要と感じる。 ○就労継続支援A型は運営が難しいのが現状。そのため事業所が閉鎖され、そこで働けなくなった人が就労継続支援B型事業所に来ることで、本来、B型に合っている人が通いづらくなっていることがある。能力給の評価でこれまでもらっていた賃金が下がってしまったり、人間関係が悪くなってしまい通いづらくなり、辞めた人もいる。

「あまり変わらない」を選択した理由

- 精神障がいをお持ちの方の専門性を持った事業所が少ない。
- 就労ばかりに目を向けるのも理解に苦しむ。
- 設備等のバリアフリー化に関しては、良くなっていると思いますが、病後、復帰した時に職務の地位の変化やコミュニケーション不足での精神的なダメージが大きいので難しい環境だと思います。
- 就労については、やはり能力が問われることが多く、受け入れ側の事業所の考え方、そして、送り出す家族の姿勢により、変化してくると思います。
- 精神障がい者の方は、季節の変化によってかなり個人差もあり、作業を提供することに難しいところがあります。知的障がい者の方は、漢字がまったく読めない方や数を数えることができないなど、個人差があります。通所に対しては休まず来てくれています。身体障がい者の方は、身体に不自由があるためトラブルが多いです。
- 就労のための支援事業所は増えましたが、まだ利用者様が自分に合う環境を見つけるには選択肢がまだ少ないと思います。職場の物理的環境、賃金、人間関係、そして労働することによる達成感を得られるかどうかの課題がまだあると思います。

「どちらかといえば悪くなってきた」を選択した理由

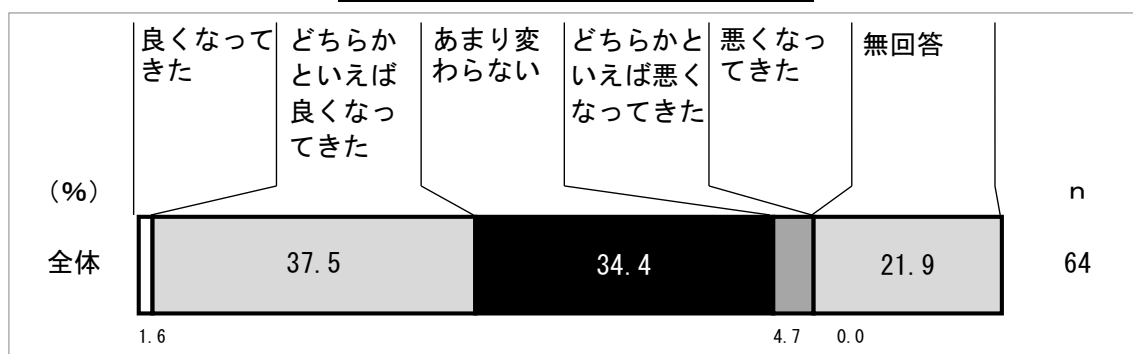
- ここ数年、官公庁の障がい者雇用率水増し、それに伴って実質不足の問題があり、改善とは思えません。また、官公庁が障がい者の求人を出せば出すほど、民間企業で働いている障がい者の方の転職も生じているはずであり、何か悪循環をしているようではありません。
- 障がい者雇用の専門職の方が企業にはいないのが現状だと思っています。

「悪くなってきた」を選択した理由

- 外部収入のしほりにより閉める事業所が増えたため。
- 視覚障がい者に対して、官庁や企業の職域がない。

障がいのある人の生活環境について、寄せられた意見は以下のとおりです。「どちらかといえば良くなってきた」と回答した団体や事業所が4割弱を占めています。

■障がいのある人の生活環境について■



■障がいのある人の生活環境について（自由意見）■

「良くなってきた」を選択した理由

- 支援事業所も増え、生活環境は整っていると感じられますが今後**家族（親等）がいなくなった場合の本人様の居場所等が今後の課題**となると思います。
- 買い物、娯楽など移動支援の利用により、**外出が安心してできています。**

「どちらかといえば良くなってきた」を選択した理由

- 医療的ケア児については、**サービス事業所の受け入れの増加や、防災のための発電機購入の補助など、徐々に前進**していると思います。また医療に関しては、人工呼吸器等医療的ケア児の対応可能な地域のクリニックの数は十分ではないですが増えていると思います。
- この5年は在宅生活の受け入れ基盤、つまり自宅で安全に生活できる体制は進んできたので、次は社会参加が大きなテーマとなると考えます。具体的には移動支援の充実で、**在宅から地域への参加をどのように支援を充実していくかが課題**と考えます。
- 多職種が連携する場として“三重県南部医療的ケア地域支援連携会議みえる輪ネット”が平成28年度より設置され、**行政他関係者の協力もあって、医療的ケア児の生活の周知や課題整理がなされた**と思います。今後はさらなるネットワークの充実として、具体的な地域づくりにつながる取り組みや、関係者のみならず、一般の方達にもその存在等を知ってもらうことも、日々の支援や防災の視点からも必要だと考えます。
- 障がい福祉サービスの進展によって、保健、医療、外出などにおいては一定の進歩はあったように思われる。ただ、**地域移行、定着等については、特に重度障がいのある人の地域生活を支える制度の基盤が明確になっていない**ように思われる。具体的な支援策と制度設計が必要である。
- 施設の利用後、家から出ずに家に籠もる利用者が多かったが、**支援制度を利用するよう、まず親から説得し、ここ2年で利用して買い物や地域へ入り始めている。**
- 地域の認識は高まってきた様子がうかがえる。
- サービスは**隙間にある人達への支援に悩む場面が多い**、役所の方も実情を理解してもらい、新たな支援、自らの行政で何ができるのかを考えてほしい。

「あまり変わらない」を選択した理由

- 特に地域生活という視点でいうと、障がい者の高齢化という潮流の中で、**GHが少なすぎます**。これは、報酬単価など制度設計が悪く、GH単独での運営なら不可能に近いことが大きな要因であると考えます。行政サイドには、障がい者の皆さんが地域で共生していくための生活環境を整える上において、サービスを展開する私達事業者の安定運営という視点、人手不足などという課題に対して、しっかりとした配慮をお願いしたい。
- 設備等については改善されてきていると思いますが、**病院でも施設でもPT¹¹、OT¹²と比べてST¹³の少なすぎる現状**で残念。
- 障がい者の生活環境については、当事業所を通所利用している方の様子を見る限りでは、比較的安定した生活が送られているように感じられます。ただし、**重度肢体不自由者の外出支援では、居宅支援事業所との連絡調整を十分していないと、外出ができないようになってしまう**。（希望する支援日時に先約があって支援が受けられないことから、日程を変更するなど）重度障がい者に対する介助には、長く経験されている介助者が派遣されるのがベストですが、なかなか、そのような方の支援が受けられないように感じる時もあります。
- 少しずつ良くなっていると思いますが、一方で**悪質な業者がいたり、当事者に情報が伝わらない・伝わってこないなどの問題が依然としてある**ように思います。
- 引きこもりが増えていると思われる。
- 中卒後のフォローが弱いと思われる。
- 道路整備も含めて、**生活環境の改善が必要**と思います。例えば、**電動車いすなどの福祉用具を使うには整備できていない**と思います。
- 物理的な部分ではバリアフリー化も進み車いすなどで外出はしやすくなったが、まだいけない場所も多くまたまわりから理解されず生活も外出もしづらいことも多くある。

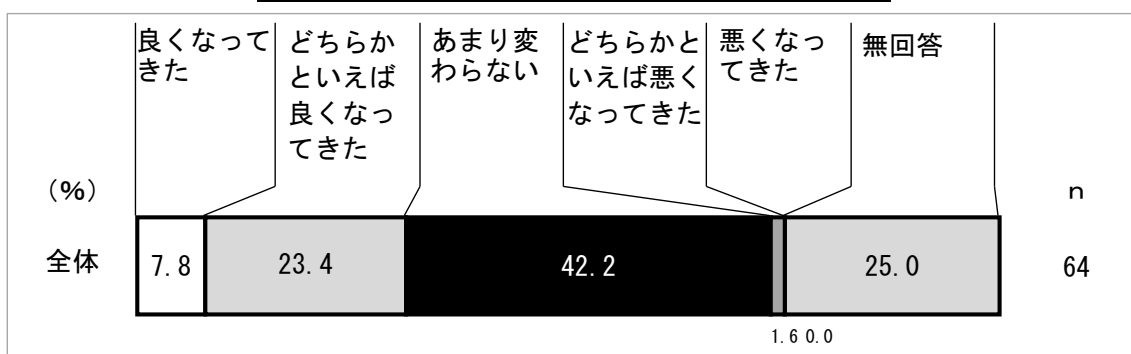
¹¹ 資料編「用語解説」を参照。

¹² 資料編「用語解説」を参照。

¹³ 資料編「用語解説」を参照。

障がいのある人に対する理解や権利擁護について、寄せられた意見は以下のとおりです。「あまり変わらない」が4割強を占めています。

■障がいのある人に対する理解や権利擁護について■



■障がいのある人に対する理解や権利擁護について（自由意見）■

「良くなってきた」を選択した理由
<ul style="list-style-type: none"> ○<u>虐待、苦情の申出の連絡先を明確にしてあり、事例があれば、すぐ対応できるようになってきた。</u>市では権利擁護の研修をもっと充実させ、職員が最も参加しやすい市レベルの研修を増やすべきと思われる。 ○一般の方にも認知されてきた。 ○障がいのある方に対する理解が進む中、<u>本人のまわりを取り巻く環境も他職種協働によるチーム支援となり、本人へのバックアップ体制が強化されている</u>と感じます。 ○<u>差別がなくなってきました。</u>
「どちらかといえば良くなってきた」を選択した理由
<ul style="list-style-type: none"> ○障がい者差別解消法施行に伴い、合理的配慮が求められているが<u>世間一般的に認知されているか</u>といえどその実感がない。障がいの種類も多様化している中、<u>個人が求める対応に違いがある。一人ひとりに適した対応を検討するのが重要であるが、実態を幅広く知ってもらうことも大切</u>だと思う。 ○障がいのある人の理解が、小学校や中学校等の交流で小さい時から理解されてきている。 ○障がいのある人の通うデイサービス等が地域に増えているために、身近で接することができるから。 ○公的な、あるいは民間による啓発活動による啓発活動によって、障がいに対する理解や権利擁護についての考えは、ある程度、進んだとは思われる。また虐待差別等についても法的な整備によってその理解は進みつつあると思う。しかし障がい者に対する様々な偏りや無理解は、社会の中に散見され、社会全体が分裂化する中、そのような風調は潜在化しつつ広まっていると感ずる。共生社会をうわべだけで主張するのではなく、実効性を伴った施策を打ち出してほしい。 ○まだまだ<u>地域の中でも差別・軽視の方々もみえる</u>。市の広報などで啓発活動もあるが、広く一般的に何らかの意識改革が望まれる。 ○虐待に関しては、<u>世間の中で意識の定着はかなり進んでいるとは思うが、支援する側からすると、全て何かする時にこれは虐待に当たるのかを考え行動することが求められる。</u>また、<u>虐待に関してまわりがすごく過敏になりすぎている</u>ように思えます。 ○松阪は他市町村より充実していると思う。

○事業所レベルの理解は確かに向上していると思われるが、地域や市民レベルまで浸透しているかは疑問。住民協議会や、公民館単位で市民対象の講座、学習会を行い、理解してもらえような活動も今後は必要である。また選挙投票所にスロープを設置するなどの細かな配慮も必要である。

「あまり変わらない」を選択した理由

- 障がい者への理解や啓発活動は以前に比べると増えていると感じるが、一般への浸透を考えると、それほど周知されていないように感じる。
- 障がい者の社会的に大きな事件などがあると注目されるが、差別につながっている部分もあると感じる。
- 障がいを理解してサポートをしてくれていると思っても、金銭搾取などもあり、個別ケースを深くみないとわからないことも多い。
- 障がい者の人権、権利擁護等について、差別解消法が施行されたことは良いが、松阪市として、実際のところ啓発（市民、企業、学校等）や教育（学校教育、生涯教育等）、まだ、実際に生じた場合の差別事象への対応などについて、行政としての動きがあまりみえてこない。松阪市として、障がい福祉課のみでなく、関係する部局が一体となってこの問題に取り組まれるべきだと思います。
- 選挙について不在者投票所の設置が少ないのではないか。
- 当事業所の利用者様は軽度な方が多く意志疎通ができる方が多いです。生活環境が厳しい方については権利擁護（日常生活自立支援員）が入ってくださり相談員が定期的にカンファレンスを開いてくださいます。利用者を取り巻く環境で誰がどのように関わるかで違うと思います。
- 意思表示の困難な障がいのある人の気持ちを理解することは、その障がい特性を理解するだけでは難しいものだと常々感じます。
- 親自身も障がいを持っています。子どものことはあまり知られたくないという気持ちもあります。
- 少しずつ良くなっていると思いますが、一方で悪質な業者がいたり、当事者に情報が伝わらない・伝わってこないなどの問題が依然としてあるように思います。
- まだまだ差別が根強いと感じます。意思についても、しっかり確認しているというよりは支援者との都合が大きいように感じます。

「どちらかといえば悪くなってきた」を選択した理由

- 虐待などは個別情報観点から本質部分がみえにくく、伝えにくい。各機関との連携がとりにくい部分がある。
- 65歳問題といわれる年齢が利用者にも意思決定の具現化を。障がい者の方は65歳になったからといって障がいがない訳ではなく現存する。経済的なことも考慮してほしい。

障がい児の就学、療育・保育・教育の環境について、寄せられた意見は以下のとおりです。「良くなってきた」が12.5%、「どちらかといえば良くなってきた」が32.8%と、4割以上の回答者が改善を実感していることがうかがえます。

■障がい児の就学、療育・保育・教育の環境について■

(%)	良くなってきた	どちらかといえば良くなってきた	あまり変わらない	どちらかといえば悪くなってきた	悪くなってきた	無回答	n
全体	12.5	32.8	18.8	3.1	0.0	32.8	64

■障がい児の就学、療育・保育・教育の環境について（自由意見）■

「良くなってきた」を選択した理由
<ul style="list-style-type: none"> ○<u>支援学校の支援体制の充実、放課後デイの充実が備ってきている。</u> ○<u>一般の認知度が上がってきた。</u> ○就学についてはまだ資源の乏しさを感じるが、<u>療育、保育、教育の環境は著しく改善している</u>と思う。松阪市においても新しく支援学校が開校し普通学校の学習ルームについても児童の特性や個性に先生方が注視できるようになってきている。 ○<u>障がいの重度や重複化や多様化がみられる児童生徒や保育への対応、加配の先生や放課後デイサービスが増え、一人ひとりに応じた適切な教育や療育が進んできている</u>ように思います。 ○特別支援学校の設置で大きく変化した感がある。また、スクールサポーターも充実して、松阪における障がい児教育のレベルは高くなっていると思われる。引き続き、障がい児支援にあたっては、ライフステージ¹⁴に沿って関係機関の連携で、切れ目のない支援体制の構築と障がいの有無に関わらず児童がともに成長できるよう地域社会への参加を推進することと、特に重症の心身障がい児を支援する放課後デイサービス等の整備が必要だと思う。 ○ほとんどの児童が就学できる環境になって来ていると思う。送迎についても充実されているのではないだろうかと思う。 ○学校側の受け入れも増えてきたように思う。子どものうちからかかることにより偏見や壁は低くなると思う。もっともっとかかる場を増やして理解度の向上は必要だと思う。
「どちらかといえば良くなってきた」を選択した理由
<ul style="list-style-type: none"> ○<u>あゆみ特別支援学校の開校により教育の部分は改善され、充実してきている</u>と感じる。卒業後の受け皿となる事業所が増加している訳ではないことと、それぞれの特性に配慮した事業所がたくさんある訳ではないので受け皿としての課題がある。また<u>専門職の不足</u>。 ○県立あゆみ特別支援学校の開校、松阪市そだちの丘の開設など、社会インフラの整備は進みました。しかしながら、そだちの丘へ行きたくても、すぐには利用できないといった話を聞きます。また、<u>保育所等訪問事業も松阪市として展開されていません</u>。このように進んだ施策と進まない施策があるようであり、こうした課題の解決に向け議論を進めて頂きたい。

¹⁴ 資料編「用語解説」を参照。

- 保育園、学校によるが各関係機関と連携して児童の支援を検討して頂けることが増えてきている。
- 医療的ケア児が増えている中、みえる輪でご存じの通り、受け入れ先、保育園、学校通学に関する問題がある。
- 地域の保育所利用にあたっては、**医療的ケア児でも前向きに検討して頂けるケースも増えている。**
- 今後は医療的ケアが可能な福祉職をいかに増やすか。例えば保育士や居宅介護のヘルパーなどがそれにあたり、第3号の喀痰吸引等資格を有する福祉職を増やすために、受講費用の補助のほか、市内での研修機会の確保などが必要だと考えます。第3号としたのは、個別性の高い重症心身障がい児等に対して、個別での研修内容となる同研修が適切ではないかと考えるからです。
- 選択肢が増えてきている**ことが大きいと思う。療育に関して利用者様が今の課題を見据えどんなプログラムやカリキュラム、事業所が本人に合っているか選ぶことが少しずつできるようになってきている。
- 徐々に改善されてきた様子はあるが地域差は大きい。
- サービス自体を知っているのと、まったく知らないのでは子に与えられる情報や療育の差が広がる。
- 周知していく場と、役割分担をしっかりと行う必要があると同時に園などのマンパワー不足を解消すべきだ。
- 地域性もあると思われるが、**特別支援学校・放デイ等が、地域の公園や道路を頻繁に使用することに対して、住民の理解が進んでいないと感じる**ことがある。一方、特別支援学校・地域の小中学校の特別教室の体制整備、発達総合支援センター新設、放デイ等の事業所の増加等々、障がい児を取り巻く環境は改善されてきており、家庭・関係機関との連携も図りやすく、望ましい傾向も確実にみられるため。

「あまり変わらない」を選択した理由

- 重度の自閉症の方に関して申しますと、教育の現場においても適切な療育の実践はなされていない状況だと感じています。**
- 窓口の利用を知らない人が多すぎる。もっと宣伝を。
- 障がい児の就学や療育、保育、教育の環境は、国の施策や親に大に関係しているようで、少しずつ良くなってきていると思います。
- 施設での受け入れは、しかたなく行っているのが現状で、快く受け入れていない。**
- 各障がい（例えば発達障がい）に対する、個々の性格に対するところまで入っていかないと改善できるまでに至らないと思います。
- 呼吸器を使用している患者の通学での就学や療育、保育は狭き門**だと思います。
- 医療ケア児の就学についてはまったく改善されていない。**特に特別支援学校の学区は柔軟性がなくて困っている方が多い。

「どちらかといえば悪くなってきた」を選択した理由

- 対象となる障がい児人数の増加に現場の体制（人数・スキル・知識・施設・設備など）や理解が追いついておらず、安易な対応で逆にうまくいかないケースが（悪化する）増えてきた**ように思います。
- 私的意見です。療育センターがそだちの丘に変わり、療育を受けること、受け続けることが難しくなりました。「少しだけ発達の遅い子」が療育を受け「本当に障がいのある子」はみてもらえません。もしくは10回通って終了、となります。

第3章 計画における課題

障がいのある人をめぐる法律や制度の動向、また生活実態等を総合的に勘案すると、本計画を策定するにあたって、今後重点的に取り組むことが必要と想定される課題は以下のとおりです。

(1) 障がいへの正しい理解とすべての市民の権利の保障

障害者差別解消法が平成28年に施行され、行政機関のみならず民間事業者等に対しても「不当な差別的取扱いの禁止」や「合理的配慮」の提供が求められることになり、本市においても、障がいを理由とする差別の解消に向けて、市民等への広報・啓発活動のみならず、必要な配慮の提供に向けて施設の改修及び研修の開催等を行ってきました。

障がい者を対象としたアンケートでは、障がいのある人に対する人々の理解についてたずねたところ、“進んでいない”とした割合が“進んでいる”を上回っているほか、障がい児の保護者を対象とするアンケートでは“進んでいない”が60.7%となっています。一方で、一般市民を対象としたアンケートでは“進んでいる”が55.4%と過半数を占めており、当事者及びその保護者と、一般市民の間では依然として意識のギャップがあることがうかがえます。また、一般市民を対象にしたアンケートでは障害者差別解消法について「名前も内容も知らない」という回答が全体の7割以上を占めており、同法の認知度は依然として低い状態にあることがわかります。

障がいそのものや障がいのある人に対する正しい理解の促進も、今後取り組むべき課題の1つとなっています。障がい者を対象としたアンケートでは、日常生活で差別や偏見を感じることはあるかたずねたところ、「よく感じる」または「時々感じる」と回答した人が全体の4割強を占めており、特に40代以下の若年層で「よく感じる」・「時々感じる」の割合が高くなっています。団体及び事業所等調査でも「地域中でも差別・軽視の方々もみえる」との意見も寄せられています。平成28年4月から施行された「障害者差別解消法」の周知と合わせて、障がいの有無に関わらず、すべての市民が一個人として尊重されるまちづくりを進めていく必要があります。

また、障がい者を対象に、成年後見制度の認知度についてたずねた結果では、「名前も内容も知っている」は3割未満となっています。障がいのある人やその保護者の高齢化が進む現状においては、障がいのある人の権利や財産等を守るための制度である成年後見制度の重要性はさらに増していくことが見込まれ、適切に利用できる環境整備が重要となります。

障がいの有無によらず、すべての市民が安心して暮らせる地域づくりに向けて、障がいのある人の現状や必要な配慮・支援に関する広報・啓発を図る必要があります。また、成年後見等に関する制度の理解促進に向けた取り組みのみならず、制度を必要とする人が適切に利用できるよう、また、制度の利用時においても、障がい者の意思やその権利が保障されるよう、関係機関との連携強化が求められます。

(2) すべての市民が安全・安心に暮らせるまちづくり

障がいのある人の自立と共生を進めるためには、生活環境における物理的・心理的障壁が除去され、あらゆる人が暮らしやすいまちでなくてはなりません。障がい者を対象としたアンケート調査では、外出の際に困ることとして、「公共交通機関が少ない」が第1位となっています。また、障がい者の就労に必要な環境整備として、「通勤手段の確保」が第2位に挙げられています。障がいのある人でも移動しやすい交通手段の整備を利用者の視点に立って進めていくことが求められます。また、障がいのある人が自立した生活をするためには、グループホーム¹⁵等の住環境の充実も求められます。

災害時における避難場所の確保や避難生活に対する不安の軽減も課題の1つとなっています。アンケート結果においても、災害に備えて市が力を入れるべき取り組みとして、「避難先での医療体制の確保」や「災害避難支援への協力体制づくり」などが挙げられています。

この他にも、介助等で必要な支援についてたずねたところ、「福祉サービスなどについての情報提供」や「相談窓口や情報提供の充実」が上位に挙げられており、障がいの特性に配慮した情報提供の充実が求められています。必要とする情報を誰もが得られるよう、また、利用しやすいよう、情報のアクセシビリティの向上を図っていく必要があります。

(3) 自立に向けた就労の促進と社会参画・交流の支援

障がいのある人が地域で自立した生活を送るためには、本人の心身の状態や介助者の状況等に合わせた必要なサービスや支援を受けることが必要です。障がいのある人の日常生活を支える自立支援給付や地域生活支援事業の量を確保するとともに、その質も向上させ、利用者本位のサービス供給体制を確保し、障がいの有無に関わらず、すべての市民が地域で自立した生活を送ることができるよう支援していくことが求められます。団体及び事業所等調査でも、「障害者福祉事業所によるサービスの提供は、質量ともある程度向上してきていると思われる」との回答も寄せられています。一方で、全国的に福祉人材の不足が叫ばれており、サービスの提供体制の維持に向けては、福祉人材の確保が不可欠となっています。

また、障がい者を対象としたアンケートでは、回答者の約4割が収入を得る仕事を「既に行っている」と回答しています。また、「したいと思う」と回答した人が全体の2割強を占めています。一方で、仕事の悩み・困りごととして「収入が少ない」が他の選択肢を大きく引き離して第1位となっているほか、障がい児を対象としたアンケートでは市が取り組むべき施策として、就学期間終了後の課題である「就労支援の充実・働く場の確保」が第1位となっており、また、障がい児の保護者からは、自宅や民間アパートでの暮らしなど地域で自立した生活、サービスを利用しての自立した生活を希望する人が約7割を占めています。安心して就労できる環境整備をはじめ、職場や地域で理解のもとで安心して暮らしていける地域づくりが求められます。一方で、収入を得る仕事を「したいが、できないと思う」との回答は3割弱を占めており、就労にあたっての不安を感じる人も少なくありません。経済的自立を促すため、一人ひとりの能力が最大限発揮できるよう、その適性や特性に応じた教育・訓練を提供するとともに、事業者への啓発活動を継続することにより、障がいのある人が自らの能力を最大限発揮し、その適性や希望に応じた就労ができるようにしていくことが求められます。

¹⁵ 資料編「用語解説」を参照。

さらに、自立するためには社会とのつながりを持ち続けることが不可欠です。一人ひとりの個性と能力を発揮しながら、地域の中での役割や生きがいを持って生活を送ることができるよう、ボランティア活動や生涯学習活動、スポーツなどの活性化を図っていくことが必要となっています。

第4章 施策の展開

第1節 計画の基本理念

本市のこれまでの取り組みを踏まえつつ、障がいの有無に関わらず、すべての市民が住み慣れた地域でともにいきいきと暮らしていくことのできる「地域共生社会¹⁶」の構築を目指し、本計画の基本理念を以下のように定めます。この基本理念は、第4期松阪市障がい者計画に掲げた基本理念「障がい者の人権が尊重され『市民みんなで幸せを実感できるまち』『いのちや痛みに関わることを大切にするまちづくり』を進め、障がい者が地域において、安全で安心した生活を営む社会を構築する。」を引き継ぎつつ、障がいのある人の意思決定をより重視し、地域におけるすべての市民の共生を願うものとなっています。

■計画の基本理念■

自立と共生のまちづくり

第2節 基本目標

本計画の基本理念の実現に向けて、本市では以下のような基本目標を定め、各施策・事業を推進していきます。また、本計画の上位計画となる「松阪市地域福祉計画」において推進する「地域共生社会」の実現を目指します。

(1) 差別・偏見のない社会づくり

障がい者、障がい児を対象としたアンケート結果では、障がいのある人に対する人々の理解について“進んでいない”が“進んでいる”を上回る結果となっているのに対し、一般市民を対象とするアンケートでは“進んでいる”が過半数を占めています。依然として障がいのある人や障がいそのものへの理解については、当事者やその保護者と一般市民の間でギャップがあることがうかがえます。

障がいの有無に関わらず、誰もが自分らしく生きることができ「共生のまち」を目指すには、市民や事業者、行政等が、障がいのある人とその障がい特性についての正しい理解の促進に努め、障がいのある人に対する「心の壁」を取り除くことが必要です。

障がいがあっても暮らしやすいまちづくりに向けて、市民や行政職員の障がいに対する理解と意識向上を目的とした施策を推進します。また、十分な自己決定や意思表示が困難な人に対しては、その意思決定を支援しつつ、人権や財産を守り権利の行使を支援する仕組みが必要となります。そのため、権利擁護事業や成年後見制度を広く周知するとともに、制度を必要とする人が利用できる体制の整備に取り組みます。さらに、身近な地域の中で、虐待防止を含めた権利擁護体制の充実を図ります。

¹⁶ 資料編「用語解説」を参照。

(2) 安心して暮らせる環境づくり

「安全・安心」はまちづくりの基礎であり、すべての市民の生活の質を左右するものでもあります。本市においても、移動手段の確保や交通手段のバリアフリー化の問題に対し、市民の生活に身近な道路や公共交通等インフラをはじめ、公共施設等のバリアフリー化を順次進めてきました。また、災害等の非常時を想定した避難訓練の実施や避難行動要支援者¹⁷への対策なども合わせて進めています。

障がいの有無に関わらず、すべての市民が暮らしやすい環境の創出に向けて、引き続きハード面におけるバリアフリー化を推進するとともに、障がいの特性に配慮した情報提供の取り組みとして、コミュニケーション上におけるバリアについても、解消を図っていきます。また、防災・防犯対策の推進、保健・医療サービスの推進及び住環境の充実についても引き続き推進していきます。

(3) 自立と社会参加を進める環境づくり

障害者権利条約の批准以降、障がいのある人本人による意思決定や社会参加に対して、より重きが置かれるようになっていきます。障がいのある人が、自らの望む地域生活を営むためには、その障がいの程度や状況に応じて、必要とするサービスを利用していくことが大切です。また、就労をはじめとする障がい者の社会参加についても、これまで以上に積極的に取り組んでいくことが求められています。

障がい者を対象にしたアンケート結果では、希望する暮らし方として、精神障がいのある人の「一人で自宅で暮らしたい」の回答が他の障がいと比べて多くなっています。また、厚生労働省においても、精神障がいのある人が地域で生活できる環境づくりを強く進めていくこととしており、精神障がいのある人が地域において安心かつ安定した社会生活を送ることができるよう、支援体制の整備が求められます。

障がい者・障がい児一人ひとりの状況に合わせた多様なサービスを確保すると同時に、サービスを切れ目なく提供できる支援体制の構築を進めていきます。また、障がい者本人の希望や特性等を生かした就労の場の提供、スポーツ、文化芸術活動への積極的な参加を促進していきます。

¹⁷ 資料編「用語解説」を参照。

第3節 施策体系



第5章 計画の推進

第1節 (基本目標1) 差別・偏見のない社会づくり

(1) 障がいへの理解の促進、啓発の推進

障がいや障がいのある人に関する理解を深めるための取り組みを実施します。障がいの有無に関わらず、相互に助け合うことのできる「地域共生社会」の実現に向けた取り組みを進めます。「支える側」、「支えられる側」という立場を超えた相互の助け合いを促進します。

また、障がいのある人が地域で暮らしていくためには、公的なサービスのみでは不十分であり、地域とともに暮らす人の支援が必要です。地域住民の福祉意識の醸成に向けて、障がい福祉に関する広報、啓発等の活動や障がいのある人を支えるボランティア活動の推進を図ります。

■主な取り組み■

施策	施策の内容	担当課
施策の方向性1 障がい及び障がいのある人に対する理解の促進		
① 障がい福祉に関する広報・啓発活動の推進	松阪市広報や社会福祉協議会広報、各種メディア等多様な主体と連携し、障がい福祉に関する広報・啓発活動を推進していきます。特に、「障害者基本法」に基づく「障害者週間 ¹⁸ 」においては、幅広い広報・啓発活動を展開していきます。	障がい福祉課
② 出前講座の開催等	市民への直接的な啓発として、出前講座を引き続き開催していきます。 また、障がい者団体等による啓発活動も推進していきます。	障がい福祉課
③ 「心のバリアフリー」の推進	障がい及び障がい者理解については、人権問題に対する理解と認識を深めることが大切であることから、人権に関する講演会等を開催し、市民全体で「心のバリアフリー」を推進していきます。	人権・男女共同参画課
④ 障がいの特性に応じた配慮に関する理解促進	発達障がい、難病、高次脳機能障がい ¹⁹ 等、その特性や必要な配慮に関する理解の促進を図っていきます。	障がい福祉課

¹⁸ 資料編「用語解説」を参照。

¹⁹ 資料編「用語解説」を参照。

施策	施策の内容	担当課
施策の方向性2 ボランティア活動の推進		
① ボランティアセンターの支援	松阪市社会福祉協議会が設置している「ボランティアセンター」の活動を支援し、福祉に対する理解を深め、関心を高める取り組みができるよう、その機能強化と充実を図り、ボランティア活動を推進していきます。	地域福祉課
② ボランティアグループの支援	市民活動を支援する総合的な拠点施設である「松阪市市民活動センター」において、ボランティアグループや NPO などの公益的な活動に対し、研修、講座などの開催、助言やコーディネート等の相談事業、ネットワークづくりによる交流促進などを行い、ボランティアグループの活動を支援していきます。	地域づくり 連携課
③ ボランティア活動への参加の推進	松阪市障害者福祉センターが実施する講座などで、ボランティアに意欲のある人または興味のある人に参加してもらえるよう募集を行い、活動への参加の推進を図っていきます。	障がい福祉課

(2) 差別の解消及び権利擁護の推進

障がい者を理由とした差別の禁止を徹底するとともに、必要な合理的配慮を提供することで、すべての市民が暮らしやすい松阪市の創出を図ります。

また、障がいのある人の権利や財産を守るための取り組みを行います。

■主な取り組み■

施策	施策の内容	担当課
施策の方向性1 障がいを理由とする差別解消の推進		
① 障害者差別解消法の周知・啓発	「障害者差別解消法」についての広報・啓発などの活動については、松阪市障がい者差別解消支援地域協議会を中心として、推進していきます。また、同法に規定される内容について適切な運用に取り組んでいきます。	障がい福祉課
② 雇用主への啓発	「障害者雇用促進法」に基づき、均等な機会及び待遇の確保等に向け、ハローワーク等の労働部門など関係機関と連携協力し、雇用主に対して啓発を行っていきます。	商工政策課
③ 障がい者差別の解消に向けた相談・支援体制の構築	障がい者に対する差別及びその他の権利侵害を防止し、その被害からの救済を図るための相談や協議等の支援体制の整備・拡充に努めていきます。	人権・男女共同参画課 障がい福祉課

施策	施策の内容	担当課
施策の方向性2 権利擁護の推進、虐待の防止		
① 意思決定・権利擁護の推進	障がい者が地域で自立した生活を送れるよう、自己選択・自己決定を最大限に尊重するとともに、必要に応じて意思決定や権利擁護に関する支援を行います。	障がい福祉課
② 日常生活自立支援事業の利用促進	判断能力の不十分な障がい者については、その自己決定を尊重し意思決定を支援したうえで、生活上、支障をきたすことがないように、日常生活自立支援事業の利用促進を図ります。	障がい福祉課
③ 成年後見制度利用支援事業の展開	判断能力が不十分な障がい者の財産管理や身上保護のための成年後見制度の利用普及に向け、市長申立て等、市における成年後見制度利用支援事業を展開していきます。	障がい福祉課
④ 成年後見制度の利用に向けた支援体制の構築	成年後見制度の利用に対する支援は、成年後見センターを中心に、松阪市社会福祉協議会等関係機関と協議しながら、よりよい支援体制づくりを進めていきます。	障がい福祉課 高齢者支援課
⑤ 障がい者虐待への適切な対応	障がい者虐待防止に関し、広報・啓発活動を行うとともに、障がい者虐待に対する適切な対応を関係機関とのネットワーク等を通じて引き続き実施していきます。	障がい福祉課
施策の方向性3 合理的配慮の提供の促進		
① 民間における合理的配慮の提供促進	「障害者差別解消法」の趣旨にのっとり、合理的配慮が提供されるよう、松阪市障がい者差別解消支援地域協議会における体制の整備と関係機関の連携の強化を図っていきます。	障がい福祉課
② 行政における合理的配慮の提供	松阪市が行う事業の推進にあたっては、「障害者差別解消法」に基づき、障がい者が必要とする社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮を行っていきます。	障がい福祉課
③ 職員への研修	市職員の障がい者に関する理解を促進するために必要な研修を実施し、窓口等における障がい者への配慮を推進していきます。	職員課
④ 投票環境の改善	投票所におけるバリアフリー化、障がい者の利用に配慮した投票設備の設置等、投票環境のさらなる向上に努めていきます。	選挙管理委員会 事務局

第2節 (基本目標2) 安心して暮らせる環境づくり

(1) 防災・防犯対策の推進

近年は、全国各地で自然災害が頻発しており、甚大な被害が発生しています。本市においては、避難行動要支援者名簿の更新や避難所の環境改善などに取り組んでいます。平成30年度以降は、「地区防災計画」の策定に取り組んでおり、地域住民の力も活用しながら、より災害に強いまちづくりを進めています。障がいのある人の多くは災害等の非常時において、自力で避難をすることが難しいことから、周囲の人による支援が不可欠です。支援を求めている人たちが、適切な支援が受けられるよう、地域の見守りや防災知識の普及を進めていきます。また、福祉避難所の確保や安心して避難生活を送ることのできる避難所設備の整備等を進めていきます。

また、障がいのある人が地域で安心して暮らすことができるよう、地域で見守る体制を構築し、各関係機関との連携を深めていきます。知的障がいや精神障がい等により、判断能力が十分でない人は、消費者被害を受けるリスクが高く、その人の権利や財産等を守る成年後見制度をはじめとする権利擁護のための制度が設けられています。警察や地域の安全協会等との連携により、地域における犯罪行為の抑止を図るほか、消費者被害の未然防止に向けて消費者トラブルに関する広報・啓発を行います。

■主な取り組み■

施策	施策の内容	担当課
施策の方向性1 防災対策の推進		
① 地域防災計画等の推進	市民の生命や財産を守るため、松阪市地域防災計画等に基づき、災害に強い地域づくりを推進していきます。	防災対策課
② 地区防災計画の策定の推進、避難行動要支援者名簿の更新と支援体制の構築	自主防災組織の結成の促進とその育成指導を図るとともに、地区防災計画の策定の推進を図り、災害発生時に迅速に地域で助け合う「共助」の仕組みを構築していきます。特に、一人暮らしの障がい者や高齢者等の要配慮者を支援するため、「松阪市避難行動要支援者名簿」の更新を図るとともに、地域における名簿の適切な利活用を図ります。	防災対策課
③ 障がいの特性に応じた情報伝達の体制の整備	災害発生時、または災害が発生するおそれがある場合に、障がい者に対して適切に情報が伝達できるよう、その障がいの特性に配慮した情報伝達手段の整備及び利用者への周知を図ります。また、障がい者が安全に避難できるよう、地域住民に対し、防災知識の普及啓発を図ります。	防災対策課 障がい福祉課
④ 避難所の環境改善	災害発生時に避難所となる施設のバリアフリー化等を進めるとともに、地域防災計画に基づき、要配慮者を支援する人的体制の整備を図ります。	防災対策課

施策		施策の内容	担当課
⑤	防災訓練の実施	平常時における地域防災活動の充実として、市や地域で行われる防災訓練への障がい者の参加を促進し、障がい者自らの防災意識の高揚と地域防災体制における連携の強化を図ります。	防災対策課
⑥	福祉避難所の確保	体育館等の指定避難所では生活することが困難な障がいのある人が安心して避難生活を送れるよう、防災部門、介護保険部門と連携し、福祉避難所の指定及び整備を進めます。	障がい福祉課 防災対策課 介護保険課
施策の方向性2 防犯対策の推進			
①	警察等との連携強化	防犯対策として、障がい者の生活施設や居住している住宅、さらに地域での犯罪等の発生の防止と早期発見に努めるため、警察署等関係機関との連携を強化するとともに、自主防犯パトロール活動の支援を行っていきます。	地域安全対策課
②	地域における防犯活動の推進	「振り込め詐欺」をはじめとした特殊詐欺に対し、地域や警察署、松阪地区生活安全協会等の関係機関との連携・協働を深め、啓発活動に努めていきます。	地域安全対策課
③	消費者被害の防止	障がい者の消費者トラブルに対する対応については、松阪市消費生活センターにおいて、相談を受け付け、適切な助言やその対応等を行います。	商工政策課

(2) 保健・医療サービスの推進

いきいきとした人生を送るためには、心身ともに健やかであることが必要です。自らの心身の健康状態について関心を高め、主体的に生活習慣の改善や医療機関への受診等を図ってもらえるよう、健（検）診の受診勧奨を継続的に実施します。障がいのある人の健康づくりを推進するとともに、生活の質の向上を図ります。

また、こころの健康が保てず、精神疾患にかかる人や、社会生活への適応に困難を生じている人が増加しています。こころの健康に関し適切な相談対応を行うとともに、こころの健康が保てるよう専門的な支援が提供できる体制づくりを進めます。精神障がいのある人にとっては、適切な医療や環境を整えることが大切であることから、自立した日常生活・社会生活が送れるよう、自立支援医療の給付や相談支援事業を実施します。さらに、精神疾患に苦しむ人が全国的に増加傾向にあることを踏まえ、精神疾患に関する正しい理解の普及と適切な精神医療への受診勧奨を図ります。

■主な取り組み■

施策	施策の内容	担当課
施策の方向性1 健康づくりの推進		
① 健康に関する広報・啓発	健康づくり事業や各種健康関連イベントを通じて、健康に関する啓発を実施します。	健康づくり課
② 健診（検診）の充実	疾病の早期発見については、松阪地区医師会、松阪地区歯科医師会等の協力を得て、引き続き市民が利用しやすい健康診査を実施します。また、障がいのある人に対し、疾病予防に関する啓発事業を実施していきます。	健康づくり課
③ 生活習慣の改善による疾病の予防	中高年齢者を中心に、生活習慣の改善を主眼とした健康診査、健康教育等の保健事業を推進します。	健康づくり課
④ 歯・口腔の健康づくり	障がい特性に対応した円滑な診療を進めるため、「みえ歯ートネット」の利用などを通じて適切な歯科治療の提供に努めます。	健康づくり課

施策	施策の内容	担当課
施策の方向性2 保健・医療・福祉サービスの連携		
① 自立支援医療の適切な提供	医療機関において、心身の障がいを軽減するための適切な自立支援医療が受けられるよう、医療が必要な人を対象に、費用負担を軽減する給付を実施します。	障がい福祉課
② 障がい者医療費の助成 ²⁰	自立した日常生活または社会生活を営むために必要な医療について、障がい者医療費の助成を行います。	地域福祉課
③ 障がい者の健康づくりへの支援	障がい者の健康の保持・増進を図るため、関係機関と連携し、保健サービスの提供体制の充実を図ります。	健康づくり課
施策の方向性3 精神保健福祉の推進		
① 精神障がい者への医療の提供	専門医療機関により、精神障がい者が適切な自立支援医療が受けられるよう、費用負担の軽減等、必要な支援を行います。	障がい福祉課
② 精神障がい者及びその家族からの相談への対応	関係医療機関をはじめ三重県松阪保健所、松阪市障がい児・者総合相談センター「マーベル」等と連携して、精神障がい者及びその家族等からの相談に適時に対応していきます。	障がい福祉課
③ 精神障がいに対する正しい理解の普及	市民に対し、精神障がいに対する正しい理解と知識に関する普及・啓発に努めます。	障がい福祉課
④ 自殺予防の推進	自殺（自死）の問題について、こころの健康に関する相談に努め、必要に応じて、専門医療機関につなげるなど、自殺（自死）予防の取り組みを進めていきます。	人権・男女共同 参画課関係部局 11課 障がい福祉課

²⁰ 資料編「用語解説」を参照。

(3) 生活環境の充実

生活の基本は住まいであり、地域移行を進めるためには、地域に障がいのある人の住まいを確保することが不可欠です。市営住宅のバリアフリー化を図るとともに、グループホームの整備を進め、地域における居住の場の整備を進めます。また、個人の住宅においては、日常生活用具の給付（住宅改修費）等を通じて、自立した生活を送れるよう、施策の充実を図ります。

また、障がいのある人の社会参加には日常的な移動手段の確保が必要です。交通事業者等とも連携し、障がいのある人もない人も快適に利用できる環境づくりを進めていきます。バリアフリー化は、障がいの有無に関わらず、すべての市民が暮らしやすいまちづくりを進めることにもつながることから、引き続き市内の公共施設等において必要な改修等を行っていきます。障がいのある人が安全に外出できるよう、道路や交通安全施設等の整備を進めていきます。同時に交通安全意識の向上を図り、あらゆる人が安心して出かけることのできるまちづくりを進めます。

■主な取り組み■

施策	施策の内容	担当課
施策の方向性1 住環境の充実		
① 市営住宅のバリアフリー化	障がい者の心身の特性やニーズに対応した適切な設備と仕様がある障がい者向けの市営住宅の確保を推進していきます。	住宅課
② 住宅改修	住宅のバリアフリー化を促進するとともに、障がい者の日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具の給付や住宅改修に対する支援を行います。	障がい福祉課
③ グループホームの整備	障がい者が日常生活上の相談支援等を受けながら共同生活を行うグループホームの整備を促進し、地域での自立した生活を支援していきます。	障がい福祉課
施策の方向性2 公共交通の充実		
① 公共交通機関のバリアフリー化	バスの発着場所・駅舎設備等において、障がい者が安全かつ身体的負担の少ない方法で利用・移動できるような施設整備の促進と、人的な対応の充実を図ることでの公共交通機関のバリアフリー化を求めています。 また、公共交通機関における障がい者の利用に配慮した車輛の整備促進を求めています。	商工政策課
② 運行事業者による適切な対応	運行事業者等における障がい者に対する適切な対応の確保を図るため、教育訓練等の充実を働きかけていきます。	商工政策課

施策	施策の内容	担当課
③ 公共交通機関における情報の利便性の確保	公共交通機関の旅客施設及び車輛において、緊急時も含め、障がい特性に配慮した案内表示や情報提供の充実を働きかけていきます。	商工政策課
施策の方向性3 ユニバーサルデザイン²¹の推進		
① ユニバーサルデザインに配慮した公共施設の整備	すべての人が円滑に利用できるよう市の公共施設、公園や遊具のユニバーサルデザイン化を推進します。	施設所管課
② バリアフリー化の推進	不特定多数の人が利用する公共施設について、関係団体や市民委員で構成する「松阪市民バリアフリー推進チーム」により、バリアフリーの観点から点検調査及び意見提案を行います。	地域福祉課
③ 民間施設におけるユニバーサルデザイン化	民間施設の整備にあたり、三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例に基づく協議の中で、多機能トイレの配備や出入口の幅員確保など誰もが利用しやすい施設となるようユニバーサルデザイン化を促していきます。	建築開発課
④ 道路環境の改善	歩道の段差解消、道路側溝蓋の敷設等、日常生活道路の整備や維持管理を促進します。	建設保全課
⑤ 道路設備の改善	障がい者が安全に安心して自動車を運転できるよう、信号灯器のLED化、道路標識の高輝度化・大型化等について関係機関へ求めています。	地域安全対策課
⑥ 交通マナーの向上	視覚障がい者誘導用ブロックや歩道への看板等の障害物の放置、障がい者用駐車スペースへの駐車、身体障がい者標識や聴覚障がい者標識装着車への幅寄せや割込みの禁止など、障がい者の安全な通行の確保、交通事故の防止等に向け、モラルの向上のための啓発活動に取り組みます。 また、交通事故の防止を目指し、交通ルール、マナーの徹底など交通安全のまちづくりを引き続き推進します。	建設保全課 地域安全対策課
⑦ 「三重おもいやり駐車場利用証制度」の推進	「三重おもいやり駐車場利用証制度」を推進するとともに、その制度の周知を図っていきます。	障がい福祉課

²¹ 資料編「用語解説」を参照。

(4) 情報提供・意思疎通支援の充実

電気、ガス、水道に加え、情報通信インフラは日々の生活を支える基礎となるサービスとなっています。スマートフォンの普及によって、障がいのある人のコミュニケーションツールは増えたものの、障がいに対応したコンテンツが依然として少なく、情報の取得や発信に課題を抱える人は少なくありません。広報や緊急情報など、行政が発信する情報については、誰もがわかりやすく、利用しやすい情報の提供を図っていきます。

また、情報の理解や自らの情報の発信が困難な障がいのある人の意思疎通支援²²についても、サービスの提供体制を確保し、サービスの充実を図っていきます。

■主な取り組み■

施策	施策の内容	担当課
施策の方向性 1 障がいのある人に配慮した情報提供の充実		
① 障がいのある人が理解しやすい行政情報の発信	行政情報の発信に関して、字幕スーパー、手話通訳の挿入など、容易に情報が得られるようなシステムづくりに努めます。	秘書広報課
② 手話通訳・要約筆記の派遣	市が主催する講演会などの行事には、手話通訳や要約筆記の派遣を推進します。	障がい福祉課
③ 音訳広報の提供	視覚障がい者への情報提供手段として、音訳広報の提供を継続します。	障がい福祉課
④ 市Webサイトのユニバーサルデザイン化	だれもがわかりやすく利用しやすいものとなるよう、市 Web サイトのさらなるユニバーサルデザイン化を図ります。	秘書広報課
⑤ 非常時における障がいの特性に応じた情報の提供	災害発生時に、障がい者の特性に配慮した情報伝達ができるよう体制の整備に努めます。	防災対策課
⑥ 障がいのある人に寄り添った情報の提供・支援	障がい福祉に関する各種サービスや制度の紹介などの情報の提供について、障がいのある人に配慮した方法により、わかりやすい情報提供に努めます。また、家族等の支援関係者及び障がいの特徴や支援方法等の情報を共有できるよう、サポートブック等の利用を促進していきます。	障がい福祉課

²² 資料編「用語解説」を参照。

施策	施策の内容	担当課
施策の方向性2 意思疎通支援の充実		
① 窓口における意思疎通支援	窓口において、設置通訳者やタブレット端末等のICT機器を活用した意思疎通支援の充実を図ります。	障がい福祉課
② 意思疎通支援のための日常生活用具の給付	聴覚障がい者や視覚障がい者用の情報通信装置など、日常生活用具の給付を推進します。	障がい福祉課
③ 手話通訳者・要約筆記者の育成	聴覚障がい者への手話通訳者・要約筆記者の派遣の充実に努めるとともに、その人の生活に根ざした支援が行えるよう、手話通訳者・要約筆記者への研修強化を図ります。	障がい福祉課
④ 手話奉仕員の養成	手話で日常会話ができる人を増やすため、新たな人材の養成に向け奉仕員養成講座に取り組みます。	障がい福祉課
⑤ 「松阪市手と手でハートをつなぐ手話条例」の周知・啓発	手話は言語という理解の促進を図るため、市民や企業に対し、手話普及の啓発を行い、手話が広がる環境づくりに努めます。	障がい福祉課
⑥ 障がいのある様々な人への意思疎通支援	情報の理解や自らの情報の発信が困難な障がい者への意思疎通支援として、障がいの種類・程度、置かれている環境等を踏まえ、ニーズに即した支援に努めます。	障がい福祉課

第3節 （基本目標3） 自立と社会参加を進める環境づくり

（1） 自立生活を支えるサービスの充実

障がいのある人が日常生活を送るためには、重度の障がいのある人や医療的ケアが必要な人など、その人に合わせた必要な支援を受けることが必要です。障がいのある人やその家族などの生活課題や福祉に関する様々なニーズを把握し、必要な支援を調整する相談支援事業を社会福祉法人や医療法人、NPO法人などと協力しながら提供します。また、障害福祉サービスの確保を図り、必要な支援が提供できる体制の充実を引き続き進めていきます。

また、難病患者については、疾病の完治が難しく、慢性化・長期化するために経済的・身体的・精神的負担が大きいものとなることから、県や保健所等との連携のもと、サービスや情報の提供などの支援の充実に努めます。

■主な取り組み■

施策	施策の内容	担当課
施策の方向性1 障がい特性に応じた相談・支援体制の充実		
① 相談支援体制の強化	障がい者が自らの決定に基づき、身近な地域で相談を受けることのできる体制を強化するため、松阪市障がい児・者総合相談センター「マーベル」や相談支援事業所の相談支援体制を充実します。	障がい福祉課
② 障がい者地域自立支援協議会の運営	「障がい者地域自立支援協議会」において、地域における障がい者への支援体制の課題の共有と関係機関との連携・協働を図ります。	障がい福祉課
③ 当事者による相談	障がい当事者やその家族等による相談活動を進めます。	障がい福祉課
④ 介護保険サービスへの移行	障がいのある人が介護保険の被保険者になった際に、引き続き必要なサービスを利用できるよう、障害福祉サービスと介護保険サービスを適切に利用できる相談支援体制の確立を図っていきます。	障がい福祉課
⑤ 包括的な相談支援体制の構築	分野を横断した包括的な相談支援体制を構築するため、相談支援包括化推進員の配置に向けた協議を行います。	地域福祉課

施策	施策の内容	担当課
施策の方向性2 生活を支援する障害福祉サービス等の充実		
① 障害福祉サービスによる支援	障がいの程度にかかわらずすべての障がい者が自立した生活を送れるよう、障害者総合支援法に定める各種サービスについて、必要な支援を行います。	障がい福祉課
② 地域での生活に必要な支援の提供	障がい者が地域で安心・安全な生活を営むために、移動支援事業、日中一時支援事業など、地域生活に必要なサービス提供の充実を図ります。	障がい福祉課
③ 機能訓練・生活訓練	障がい者が自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、必要とする機能訓練または生活訓練を提供していきます。	障がい福祉課
④ サービスの質の向上	障害福祉サービスまたは相談支援の質的向上を図るため、事業所間の連携強化や苦情に対する適切な対応を図ります。	障がい福祉課
⑤ 経済的な負担の軽減	障がい者の経済的な負担を軽減するため、各種年金や諸手当制度の周知を行い、制度の活用を促進します。	障がい福祉課 保険年金課
⑥ 緊急時の対応体制	<p>介助者の急病や障がい者の状態変化などが発生した際に、グループホームや短期入所などの受け入れが可能な事業所を確保できるよう、近隣の市町と連携して、緊急時受け入れ対応ができる体制整備を図っていきます。</p> <p>また、相談支援事業所・相談支援専門員と連携し、緊急時に対応できる体制整備を図っていきます。</p>	障がい福祉課
施策の方向性3 精神障がいに対応した地域包括ケアシステム²³の構築		
① 精神障がい者の地域移行支援	社会的入院を解消するため、居宅介護などの訪問系サービスの充実やグループホームの充実に努めるなど、地域で生活できるような環境整備を図っていきます。	障がい福祉課
② 精神障がい者及びその家族からの相談への対応【再掲】	関係医療機関をはじめ三重県松阪保健所、松阪市障がい児・者総合相談センター「マーベル」等と連携して、精神障がい者及びその家族等からの相談に適時に対応していきます。	障がい福祉課

²³ 資料編「用語解説」を参照。

施策	施策の内容	担当課
③ 協議の場の設置	精神障がいのある人を地域で支える環境を整備するため、保健所・医療機関・地域援助事業者による協議の場を設置し、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築について検討を進めます。	障がい福祉課
施策の方向性4 障がいのある人を支える人材の育成		
① 障がい福祉に携わる人材の育成	障害福祉サービスの提供において、障がい特性に応じたサービスを提供できるよう、ホームヘルパー等の専門職員、手話通訳者、要約筆記者、相談支援従事者などの専門職を対象に、医療等の必要な知識習得のため、各種研修あるいは情報提供等の機会をつくり、人材の育成を図ります。	障がい福祉課
② 障がい者支援に携わる関係者間の連携強化	三重県松阪保健所や松阪市健康センター、さらには地域の専門医療機関、相談支援事業所の従事者間の連携の強化を図ります。	障がい福祉課
③ 市職員の育成	本市における障がい福祉行政を担う人材を育成するため、市職員への研修等を積極的に実施します。	障がい福祉課 職員課
施策の方向性5 難病に関する障害福祉サービスの充実		
① 難病患者への適切なサービスの提供	難病患者に対して障害福祉サービスを広く広報するとともに、提供体制の充実に努め、難病等の特性に応じたサービス支援体制の推進を図ります。	障がい福祉課
② 難病に関する情報提供の推進	サービス事業所等に対して難病に関する情報提供を行い、円滑な対応に努めていきます。	障がい福祉課

(2) 療育・障がい児保育・教育の充実

早期に子どもの特性を把握し、安心して育てていける環境を創出することで、その子どもの能力をさらに伸ばしていくことが期待できることから、一人ひとりの発達状況等に合わせた支援の提供がますます求められてくるものと考えられます。ライフステージに応じた切れ目のない支援体制の充実を図るとともに、子どもの能力をさらに伸ばしていけるよう、一人ひとりの特性に応じたきめ細かな療育・障がい児保育体制の充実を図ります。

また、障がいのある児童・生徒と障がいのない児童・生徒がともに学ぶ「インクルーシブ教育」²⁴は、誰もが相互に人格と個性を認め合う「共生社会」の構築において重要な役割を果たすとされていることから、そのインクルーシブ教育の理念を踏まえた学校の環境づくりを進めます。

障がいのある児童・生徒が一人ひとりの特性や状況に応じた適切な支援を受けながら教育を受けられるよう、ハード、ソフト両面からの教育環境の整備、関係機関との情報共有、教職員の障がいに対する理解の促進、教員等に対する指導力の向上を図ります。その中で、障がいのある児童・生徒の教育的ニーズを的確にとらえた「個別の教育支援計画」、「個別の指導計画」の策定と活用をさらに推進します。

■主な取り組み■

施策	施策の内容	担当課
施策の方向性1 ライフステージに応じた切れ目のない支援体制の充実		
① 障がいのある児童へのサービス提供	児童福祉法に基づく障害児通所支援や障害児相談支援などのサービスの適切な提供に努め、障がいのある児童・生徒の日常生活を営むための支援や生活能力の維持・向上のための支援を行います。	障がい福祉課
② 乳児家庭への全戸訪問	乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境などを把握し、支援が必要な家庭に対して、適切なサービス提供に結びつけることにより、子どもの健やかな育成を図ります。	健康づくり課
③ 母子保健の充実	心理相談員・言語聴覚士により言語発達・精神発達・情緒面において、発達検査等により経過観察を必要とする幼児と保護者を対象として、個別相談を実施していきます。	健康づくり課
④ サービスの提供体制の確保	障害者総合支援法に基づき、居宅介護、短期入所、日中一時支援等を提供し、障がい児が身近な地域で必要な支援を受けられる体制を推進していきます。	障がい福祉課

²⁴ 資料編「用語解説」を参照。

施策	施策の内容	担当課
⑤ 子どもが利用する施設のバリアフリー化	学校施設や療育施設において、障がいのある児童生徒が適切な支援を受けられるとともに、障がいの程度に関わらず安心して利用できる公共施設であるという観点も含め、施設の維持やバリアフリー化をさらに推進していきます。	教育総務課 子ども発達総合支援センター
⑥ 専門機関との連携	「途切れない相談支援」体制の整備に向けて、松阪市子ども発達総合支援センターにおいて「障害児相談支援事業」を実施し、市関係課、松阪市障がい児・者総合相談センター「マーベル」、各指定相談支援事業所、教育委員会、保健所、医療機関等との連携・協働の強化を図ります。	子ども発達総合支援センター
施策の方向性2 子どもの特性・ニーズに応じた支援体制の構築		
① 発達に不安のある児童への支援	心身の発達が気になるまたは障がいのある児童及びその家族等への途切れない支援を実施するため、松阪市子ども発達総合支援センターを拠点として、関係機関等との連携・協働により、相談支援体制を整備し、個別ニーズに応じた自立への支援、障害児通所支援や障害福祉サービス等の安定的な利用に向けた支援体制を構築していきます。また、同センターにおいて、重度心身障がい児に対する各種訓練の提供を行い、療育・訓練及び相談支援のほか必要に応じて関係機関との連携・協働を図り、安定した支援体制を構築していきます。	子ども発達総合支援センター
② 子ども・子育て支援サービスの適切な提供	障がい児やその家族も含め、すべての子どもや子育て家庭を対象として、身近な地域において、「子ども・子育て支援法」に基づく施策の実施について連携と支援を図ります。	こども支援課

施策	施策の内容	担当課
③ 保育園、幼稚園等における支援	松阪市子ども発達総合支援センターにおいて、地域の保育園・幼稚園等における障がい児支援の円滑な推進を目指し、担当保育士・担当教諭等を対象とする専門的技術等の向上を図るための研修・情報提供に取り組み、地域での支援体制の強化を図ります。また、保育所等訪問支援事業において、保育士等の専門職が保育園等を訪問し、障がい児が集団生活に適應することができるよう、障がい児や保育士等に対し専門的な支援を行います。	子ども発達総合支援センター
④ 障がい児保育・就学前教育の充実	保育・就学前教育において、支援が必要な乳幼児の受け入れを図るため、関係機関との連携による保育士、教諭への研修等により個々のスキルアップを図るとともに、加配職員の適正な配置により、障がい児保育・就学前教育の充実及び受け入れ体制の強化を図ります。	こども未来課
⑤ 地域における支援	松阪市子ども発達総合支援センターは、関係諸団体と協働し、地域のボランティアによる支援者の協力のもと、長期学校休業中での障がい児の日中活動の場と地域の人との交流の場を提供します。また、松阪市子ども発達総合支援センターから遠方に在住のため利用しづらい障がい児等に対する生活訓練を支援する場の確保に取り組みます。	子ども発達総合支援センター
施策の方向性3 特別支援教育²⁵の充実・インクルーシブ教育システムの構築		
① 障がいのある児童・生徒の学習支援のための機器の整備	障がいのある児童生徒の学習や生活環境を整える観点から、情報通信技術の発展も踏まえながら、学習支援機器の整備を図ります。	学校支援課
② 松阪あゆみ特別支援学校との連携	松阪あゆみ特別支援学校と連携を図り、環境整備を進めます。	学校支援課
③ 特別支援教育に関する教職員の専門性の確保・指導力の向上	学校外の専門的な知識を持つ人材の活用や関係機関との連携を強化し、特別支援教育に関する教職員の専門性の確保や指導力の向上を図ります。	学校支援課

²⁵ 資料編「用語解説」を参照。

施策	施策の内容	担当課
④ 教育的ニーズへの対応	<p>児童生徒一人ひとりの障がいの状態や教育的ニーズ等に応じて、学校と本人・保護者で可能な限り合意形成を図りながら進めていきます。そのため、「個別的教育支援計画」、「個別の指導計画」の策定と活用をさらに推進します。</p>	学校支援課
⑤ 就学先の相談	<p>就学先を決定していくにあたっては、教育委員会として、本人や保護者からの意見を尊重し、教育上その必要な支援の内容、教育体制の整備状況、専門家からの意見などを勘案して、本人・保護者の合意形成を図ったうえで総合的に判断し決定します。</p>	学校支援課
⑥ インクルーシブ教育システムの推進	<p>共生社会の実現を目指して、障がいの有無に関わらず同じ場で共に学べる仕組みであるインクルーシブ教育システムの構築に向けて取り組みます。そのための基礎的環境整備を進め、障がいのある子どもの特性やニーズに応じた合理的配慮を提供します。</p>	学校支援課

(3) 希望や特性等に応じた就労の場の提供

障がいのある人の地域での就労の場の確保は、地域で自立した生活を送るための手段であると同時に、社会参加や生きがいづくりという役割を果たしています。就労を希望する人が、その人自身の希望や特性等に応じた就労の場を得られるよう、市内事業所等への働きかけを行うほか、その適性や特性に応じた教育・訓練を通じて、一般就労への移行・定着を図っていくとともに、それぞれの特性に応じた就労の場を提供するため福祉的就労の充実を図ります。

また、障がい者の法定雇用率が見直されたことを踏まえ、地域の企業における障がい者雇用に向けて今後も働きかけていきます。

さらに、ハローワークや特別支援学校、企業、施設等とのネットワークを強化し、トライアル雇用²⁶、ジョブコーチ²⁷などの施策間の連携を図ることで、障がいのある人の雇用を総合的に支援していきます。

■主な取り組み■

施策	施策の内容	担当課
施策の方向性1 雇用の場の確保		
① 障がい者の雇用促進	障がい者の雇用は、経済動向の良し悪しに関わらず、厳しい情勢が常態化しているものと認識し、雇用率の改善に向け、対象事業所に対して、企業の社会的責任(CSR)を推進する観点も含め、障がい者雇用の理解と促進について働きかけていきます。	商工政策課 障がい福祉課
② 精神障がい者の雇用促進	ハローワーク等関係機関と連携し、精神障がいへの正しい理解の促進を図り、精神障がい者の雇用促進の取り組みを進めていきます。	商工政策課 障がい福祉課
③ ハローワーク等との連携強化	使用者による虐待防止など、労働者である障がい者の適切な権利擁護のため、ハローワーク等関係機関との連携を強化していきます。	障がい福祉課
④ 事業所等への啓発	雇用の分野における障がい者に対する差別の禁止、障がい者が職場で働くにあたっての合理的配慮の提供義務に基づく均等な機会及び待遇の確保などを、関係機関との連携により図ります。	障がい福祉課
⑤ 農福連携の推進	三重県が進める農林水産業と福祉の連携に協力し、農林水産業分野での障がい者就労の推進に寄与していきます。	農水振興課 林業振興課 障がい福祉課

²⁶ 資料編「用語解説」を参照。

²⁷ 資料編「用語解説」を参照。

施策	施策の内容	担当課
⑥ 市における職員採用	「障がい者活躍推進計画」を策定し、障がい者雇用の推進を図ります。また、障がい者雇用の拡大に向け、フルタイム勤務に加え、短時間勤務の雇用を拡大し、障がいのある人の特性やニーズにあった働き方を提供できるよう検討を行います。	職員課
施策の方向性2 一般就労への移行と定着の支援		
① 雇用・就業支援を通じた経済的自立の促進	一般就労への一層の推進のため、ハローワークや松阪・多気地域障がい者就業・生活支援センターをはじめとする関係機関が密接に連携して、職場実習の推進や雇用前の雇入れ支援から雇用後の職場定着支援まで一貫した支援を提供していきます。	障がい福祉課
② 就労移行支援・就労定着支援	障がい者の特性に応じた就労の促進と定着をより適切に推進するため、就労移行支援・就労定着支援の適切な利用を推進していきます。	障がい福祉課
施策の方向性3 福祉的就労への支援		
① 就労継続支援の提供	一般就労が困難な障がい者について、就労継続支援A・B型事業所への通所を支援し、福祉的就労の推進に努めます。	障がい福祉課
② 障害者優先調達推進法に基づく調達への配慮	障害者優先調達推進法に基づき、障がい者就労施設等の提供する物品・サービスの優先調達に努めることにより、販路の拡大及び工賃の向上に寄与していきます。	障がい福祉課
③ 障がいのある人の提供する物品・サービスの販路拡大	松阪市障がい児・者総合相談センター「マーベル」等と連携し、障がい者就労施設等の提供する物品・サービスを広く周知し、販路の拡大や民間からの受注促進に努めていきます。	障がい福祉課

(4) スポーツ・文化芸術活動に対する支援

文化芸術活動やスポーツ活動は、多くの市民にとって生きがいづくりの1つであるとともに、社会的参加の手段の1つとなっています。近年、文化芸術活動やスポーツ活動に取り組む障がいのある人は増えてきています。

障がいの有無に関わらず、多くの市民が活動に参加しやすい施設や設備を整えていくとともに、各種文化活動・スポーツ活動に対して支援していきます。

■主な取り組み■

施策	施策の内容	担当課
施策の方向性1 スポーツ・文化芸術活動の推進		
① 障がい者が文化・スポーツ活動に取り組みやすい環境の整備	障がい者の文化芸術活動・スポーツ活動は、社会参加の促進とともに、本人の生活の質の向上を図り、潤いのある生活を送るために重要であることから、障がい者が利用しやすい施設・設備の整備、文化芸術活動の公演・展示などに手話通訳者の配置など情報保障への配慮、利用料の軽減など様々な面で支援していきます。	文化課 スポーツ課
② 障がい者による文化芸術活動・スポーツ活動の推進	障がい者の体育レクリエーションなどを含むスポーツ事業、障がい者による芸術活動、作品の展示会などの事業を支援していきます。	スポーツ課 文化課
施策の方向性2 学習や余暇活動の機会の提供		
① 図書館における点字図書コーナーの充実	松阪図書館の点字図書コーナーを充実します。	生涯学習課
② 三重県視覚障害者支援センターとの連携	三重県視覚障害者支援センターと連携し、点字図書等の貸し出し及び印刷物の点訳・音訳サービスを提供します。	障がい福祉課
③ 三重県聴覚障害者支援センターとの連携	三重県聴覚障害者支援センターと連携し、テレビ番組などに字幕を付けたDVDの貸し出しを行います。	障がい福祉課
④ 障がい者を対象とした生きがいづくり活動の推進	松阪市障害者福祉センターにおいて、障がいのある人の生きがいづくりのため、創作的活動、教養講座及びレクリエーション活動の場を提供します。	障がい福祉課

第6章 計画の推進体制

第1節 関係機関との連携

障がい者施策は福祉分野にとどまらず、保健、医療、教育、住宅、交通、情報など、広範な分野にわたるため、各部署との連携を図りながら施策を進めていくことが重要です。松阪市総合計画及び松阪市地域福祉計画をはじめとする他計画の動向も考慮しつつ、障がいのある人とない人がともに地域の中で暮らしていくことができるよう、施策の効果的な推進に努めます。

また、行政だけでは障がい者を支えるサービスを提供することはできません。サービス事業所や保健・医療機関など、市の内外で活動する団体、機関などとも連携し、市内に居住する障がい者の暮らしがよりよいものになるよう、ネットワークを構築していきます。さらに、近隣自治体との連携を図り、円滑な事業の実施に努めます。

第2節 計画の進行管理

毎年度、計画の進捗状況を把握し、施策の充実や見直しについて協議を行うことにより、計画の円滑な進行管理に努めます。

また、松阪市障がい者地域自立支援協議会において、定期的に計画の進捗状況の点検・報告及び評価を行います。

広域での取り組みが必要と考えられるものについては、松阪・多気圏域地域自立支援連絡協議会等を通じて県・国への提案を行います。

第 3 部 資料編

1 松阪市障がい者計画策定委員会規則

○松阪市障がい者計画策定委員会規則

平成17年6月27日規則第284号

松阪市障がい者計画策定委員会規則

(設置)

第1条 松阪市障がい者計画を策定するにあたり、障がい者が安心して共に暮らせる地域づくりの実現にむけて、各方面の関係者の意見を幅広く反映させ、障がい者施策を推進していくため松阪市障がい者計画策定委員会（以下「委員会」という）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 松阪市障がい者計画の策定に関すること。
- (2) 松阪市における今後の障がい者施策に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員30人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 障がい者団体関係者
- (3) 障がい福祉関係者
- (4) 保健医療関係者
- (5) 企業等雇用団体関係者
- (6) 関係行政機関関係者
- (7) その他市長が必要と認める者

(委員長等)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。
- 3 委員長は、第3条に規定する委員のほか、必要に応じてその他関係者の出席を求めることができる。

(任期)

第6条 委員の任期は、当該委嘱に係る第2条第1号に規定する松阪市障がい者計画の策定が完了した日までとする。

2 補欠委員は、前任者の残任期間とする。

(委員報酬及び費用弁償)

第7条 委員の報酬及び費用弁償は、松阪市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年松阪市条例第53号）の定めるところにより支払うものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、松阪市福祉事務所障がい福祉課において処理する。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年2月29日規則第9号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日規則第40号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日規則第43号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月23日規則第11号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和元年11月1日規則第19号）

この規則は、公布の日から施行する。

2 松阪市障がい者計画策定委員会 委員名簿

期間：令和2年1月15日～策定が終了する日

区分	所属	役職	委員名	備考
(1) 学識経験者	三重大学	名誉教授	荒川 哲郎	委員長
(2) 障がい者団体関係者	松阪市身体障害者福祉協会	会長	世古 佳清	副委員長
	松阪市視覚障害者協会	会長	河原 洋紀	
	松阪市ろうあ福祉協会	会長	深川 誠子	
	松阪市肢体不自由児者父母の会	会長	八田 久子	
	松阪市手をつなぐ親の会	会長	瀬田 正子	
	松阪地域家族会まつの会	副会長	竹口 えり子	令和2年7月6日まで
		会長	海住 さつき	令和2年7月7日から
(3) 障がい福祉関係者	社会福祉法人松阪市社会福祉協議会	在宅福祉サービス課長	福本 詩子	
	松阪市民生委員児童委員協議会連合会	理事	南野 忠夫	
	松阪市ボランティア連絡協議会	理事	井上 泰之	
	一般社団法人三重県社会福祉士会	理事兼松阪支部副会長	岡田 大輔	
	三重県精神保健福祉士協会	松阪・伊勢地区役員	辻 陽平	
(4) 保健医療関係者	公益社団法人松阪地区医師会	副会長	齋藤 洋一	
	一般社団法人松阪地区歯科医師会	副会長	鮎田 裕之	
(5) 企業等雇用団体関係者	松阪商工会議所	総務部長	井村 彰	
(6) 関係行政機関関係者	松阪公共職業安定所	就職促進指導官	村井 邦章	
	三重県松阪保健所	副所長兼保健衛生室長	大森 聖子	令和2年3月31日まで
			浅井 隆治	令和2年7月7日から
三重県立松阪あゆみ特別支援学校	校長	中川 悦子		
(7) その他市長が必要と認める者	市民公募委員		亀田 紀子	
	市民公募委員		小川 郁美	
	市民公募委員		奥野 淳子	

3 用語解説

【あ行】

○意思疎通支援

障がいや難病のため、意思疎通を図ることが難しい人を対象に、その意思疎通を支援するために提供される福祉サービスの総称。手話通訳や要約筆記などが該当する。

○医療的ケア

一般的に学校や在宅等で日常的に行われている、たんの吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理等の医行為を指す。

○インクルーシブ教育システム

人間の多様性の尊重等、障がい者が精神的及び身体的な能力等を最大限発達させ、社会に参加することを可能とするため、障がいのある者とない者が共に学ぶ仕組み。

【か行】

○グループホーム

障がいのある人が日常生活上の介護や支援を受けながら共同生活を営む住居。「共同生活援助」は、グループホームで暮らす人に入浴や食事などの生活相談等の支援を行う。

○言語聴覚士（ST）

「話す」「聞く」「食べる」といった機能に課題を抱える人に対して、専門的な評価やリハビリなどを行う

ことにより、社会復帰や自分らしい生活ができるよう支援する専門職。

○権利擁護

自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な障がいのある人などに代わって、援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行うこと。

○高次脳機能障害

病気（脳血管障害、脳症等）や事故（脳外傷）による脳の損傷を原因として言語・思考・記憶・学習等の面で起こる障がいのこと。

○合理的配慮

障がいのある人の人権が、障がいのない人と同じように保障され、教育や就業、その他社会生活において平等に参加できるよう、それぞれの障がい特性や困りごとに合わせて提供される配慮のこと。

【さ行】

○作業療法士（OT）

入浴や食事など日常生活の動作や、手工芸、園芸及びレクリエーションまであらゆる作業活動を通して、身体と心のリハビリテーションを行う専門職。

○障がい者医療費助成制度

障がいのある人が医療機関を受診した際に、窓口等で支払った医療費（各自の健康保険で定められた割合

の自己負担金)を、後日助成金として届出されている口座へ振り込みを行う制度(償還払い方式)。

○障害者週間

平成16年の障害者基本法の改正により、国民に障がい者福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がいのある人が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的とした週間。期間は12月3日から12月9日までの1週間。

○ジョブコーチ

障がい者の就労にあたり、できることとできないことを事業所に伝達するなど、障がい者が円滑に就労できるように、職場内外の支援環境を整える人のこと。

○自立

福祉分野においては、「自己決定に基づいて主体的な生活を営むこと」、「障がいを持っていてもその能力を活用して社会活動に参加すること」を意味する。

○自立支援医療制度

心身の障がい除去・軽減するための医療に係る費用の自己負担額を軽減する制度。精神通院医療、更生医療、育成医療が対象となっている。

○成年後見制度

認知症高齢者、知的障がいのある人、精神障がいのある人など、判断能

力が不十分であるために法律行為における意思決定が不十分または困難な人について、その判断力を補い保護・支援する制度。法定後見制度と任意後見制度の2つからなる。

【た行】

○地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超越して、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながら、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

○地域包括ケアシステム

地域住民に対し、保健サービス、医療サービス及び在宅ケア、リハビリテーション等の福祉サービスを、関係者が連携協力して、一体的に提供する仕組み。

○特別支援教育

障がいのある児童・生徒の自立と社会参加を支援するため、日常生活や学習上の困難を改善または克服するよう、適切な指導や必要な支援を行う教育。

○トライアル雇用

就業経験の少ない人や就労期間に空白がある人、障がい者などを原則3か月という短期間の試用期間を設けて雇用した後に、仕事への適性をみて本採用を決める制度。

【な行】

○内部障害

疾患などによって内臓の機能が制限される状態で、心臓機能、呼吸器機能、腎臓機能、ぼうこう・直腸機能、小腸機能、肝臓機能、免疫機能などに障がいのあること。

○難病

厚生労働省の難病対策で取り上げられている疾患。原因不明、治療方法未確立であり、かつ、後遺症を残すおそれが少なくない疾病。平成 25 年 4 月から障害者総合支援法に定める「障害者（児）」の対象に、難病等が加わり、障害福祉サービス、相談支援等の対象となった。

【は行】

○バリアフリー

公共の建築物や道路、個人の住宅等において、高齢者や障がいのある人の利用にも配慮した設計のこと。車いすで通行可能な道路や廊下の幅の確保、段差の解消、手すり、点字の案内板など。

○避難行動要支援者

災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障がい者など。

【や行】

○ユニバーサルデザイン

年齢、性別、国籍、能力等にかかわらず、できるだけ多くの人々が利用しやすい施設、製品、環境等のデザインに配慮した生活環境とする考え方。

【ら行】

○ライフステージ

年齢に伴って変化する生活段階のこと。

○理学療法士（PT）

怪我や病気などで身体に障がいのある人や障がい発生が予測される人に対して、基本動作能力（座る、立つ、歩くなど）の回復や維持、および障がいの悪化の予防を目的に、運動療法や物理療法などを用いて、自立した日常生活が送れるよう支援する医学的リハビリテーションの専門職。

○療育

発達障がいなど、様々な障がいを持つ子どもが社会的に自立することを目的として行われる医療と保育。

第5期松阪市障がい者計画

発行 編集	令和3年3月 松阪市 健康福祉部障がい福祉課 〒515-8515 三重県松阪市殿町 1340 番地 1
TEL	0598-53-4059
FAX	0598-26-9113
E-Mail	shogai.div@city.matsusaka.mie.jp
Web Site	https://www.city.matsusaka.mie.jp/